

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

【資料2-①】

【加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認】

(20230309 審査会合資料)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第一条	(定義、安全上重要な施設) 関係		青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
1-1	2	「加工の事業を行う者として、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全の追求に終わりはないという意識をもって安全のあるべき姿を目指す。」	(保安品質方針) 第6条 社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。 (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	保社-2004「保安品質方針及び保安品質目標の運用規則並びに施設管理方針及び施設管理目標」 3.保安品質方針と保安品質目標 3.1保安品質方針の策定と周知 (1)社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。 ①原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものとする。 ②要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。 ③保安品質目標を定め、評価するに当たったの枠組みとなるものであること。 ④要員に周知され、理解されていること。 ⑤保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
	2	最新の知見を反映するとともに最も効果的な安全対策を表現し、公衆の安心感の獲得につなげる。」という基本方針のもと、加工施設は、以下に示す設計方針に基づき安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。	(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）第2条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害を防止することを目的とする。	保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」 3.保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.2 責任及び権限 3.2.2 各組織の責任及び権限 各組織に共通する保安活動における一般原則を表1に示す。 表1 保安活動における一般原則 社長、所長、品質・安全管理室長、役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)は、以下の一般原則を遵守して原子力安全の達成、維持に対する責任を履行するように努める。 (1)法令、保安規定を遵守する。 (2)従業員等以外で加工施設に立ち入る者に保安規定を遵守させる。また、従業員等以外で使用施設に立ち入る者に保安品質保証計画書を遵守させる。 (3)保安品質保証計画書、規則、基準、標準等を遵守する。 (4)保安品質方針、施設管理方針に従って保安活動を実施する。 (5)安全かつ誠実に、本規則に定めるそれぞれの責任（説明責任を含む）、職務及び権限を遂行する。 (6)文書・記録等を含む情報の隠蔽、捏造を行わない。 (7)異常を発見した場合は、速やかに決められた手順で連絡、通報を含む処置を行う。 (8)以下に留意しそれぞれの職務を遂行する。 ①常に安全を意識するとともに、安全が保安活動の一つの大きな成果であることを理解し、意識する。 ②設備、作業手順等の変更を速やかに標準等に反映するとともに、作業者に確実に伝える。 ③3H（初めて、変更、久しぶり）作業、非定常作業の場合には、設備、作業手順・体制、連絡体制を十分確認する。 ④余裕のある工程、適切な設備・治具、手順、服装・防護具等を盛り込んだ作業計画・作業管理を心掛ける。 ⑤ほうれんそう（報告・連絡・相談）を密にし、良好なコミュニケーションを心掛ける。 ⑥常に問題がないか、なぜそうなっているのかを問う姿勢を心掛ける。 ⑦事業所、他社での事例を参考として、事故・故障等の未然防止を心掛ける。
	5-1	本加工施設の安全機能を有する施設は、以下の基本方針の下に安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）等の関連法規の要求を満足するとともに、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「事業許可基準規則」という。）等に適合する設計とする。	(適用範囲) 第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。 (関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 社長、熊取事業所長（以下「所長」という。）、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。 2. 所長は、臨時雇員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。 3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時雇員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。	表1 保安活動における一般原則 社長、所長、品質・安全管理室長、役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」という。)は、以下の一般原則を遵守して原子力安全の達成、維持に対する責任を履行するように努める。 (1)法令、保安規定を遵守する。 (2)従業員等以外で加工施設に立ち入る者に保安規定を遵守させる。また、従業員等以外で使用施設に立ち入る者に保安品質保証計画書を遵守させる。 (3)保安品質保証計画書、規則、基準、標準等を遵守する。 (4)保安品質方針、施設管理方針に従って保安活動を実施する。 (5)安全かつ誠実に、本規則に定めるそれぞれの責任（説明責任を含む）、職務及び権限を遂行する。 (6)文書・記録等を含む情報の隠蔽、捏造を行わない。 (7)異常を発見した場合は、速やかに決められた手順で連絡、通報を含む処置を行う。 (8)以下に留意しそれぞれの職務を遂行する。 ①常に安全を意識するとともに、安全が保安活動の一つの大きな成果であることを理解し、意識する。 ②設備、作業手順等の変更を速やかに標準等に反映するとともに、作業者に確実に伝える。 ③3H（初めて、変更、久しぶり）作業、非定常作業の場合には、設備、作業手順・体制、連絡体制を十分確認する。 ④余裕のある工程、適切な設備・治具、手順、服装・防護具等を盛り込んだ作業計画・作業管理を心掛ける。 ⑤ほうれんそう（報告・連絡・相談）を密にし、良好なコミュニケーションを心掛ける。 ⑥常に問題がないか、なぜそうなっているのかを問う姿勢を心掛ける。 ⑦事業所、他社での事例を参考として、事故・故障等の未然防止を心掛ける。
	2	加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。 誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。 本加工施設においては、安全機能を有する施設の機能の喪失により、公衆及び放射線業務従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはないため、本加工施設に安全上重要な施設はない。	(個別業務に必要なプロセスの計画) 第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる。又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。 (1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置 (7) 定期評価	基本保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 本基準で適用範囲が示された業務行為を行うに当たっては、以下に示す保安規定第11条の各項毎の基本要求事項を厳守すること。
	5-1	加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。 安全機能を有する施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。 誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。 安全機能を有する施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然現象及び航空機落下他の外的人為事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。 過度の放射線被ばくを及ぼすおそれはなく、本加工施設には安全上重要な施設はない。	2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。 3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。 (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-1 (続き)	2 5-1	加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。 加工施設は、通常時において、加工施設周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、<u>放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</u></p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. <u>各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u></p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、<u>第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u></p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す<u>第5廃棄物貯蔵棟</u>とする。</p> <p>12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により<u>連続的に</u>監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>10. 被ばくの低減措置</p> <p>10-1 適用範囲</p> <p>放射線業務従事者の被ばくの低減措置について適用する。</p> <p>なお、加工施設は、1-2-2より、閉じ込め機能、しゃへい設備、換気設備を設置すること及び汚染の可能性がある床・壁等については、汚染を除去しやすいものであることが被ばく低減措置の要件である。また、放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質濃度は、加工則第7条の3第2項に定める原子力規制委員会の定める濃度限度(線量告示第6条: 3×10^{-8} Bq/cm³ (I234))を超えないことはもとより、<u>合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するように作業の立案、保護具の着用が必要である。</u></p> <p>10-2 作業方法の立案(第50条第1項)</p> <p>各部長は、工事作業計画の策定にあたり、「合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減する」ため、「遮へい」「距離」「時間」の外部被ばく防護の3原則を有効に利用すると共に内部被ばくの防護の観点(作業場所の核燃料物質を少なくする。作業前に湿式除染する。防護具を着用する。)から立案する。</p> <p>作業者は、作業標準または工事作業計画に則り、放射線による被ばくを低くする。</p> <p>17. 放射性液体廃棄物</p> <p>17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条第1項、2項)</p> <p>環境安全部長は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。</u></p> <p>18. 放射性気体廃棄物</p> <p>18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理(第75条第1項、2項)</p> <p>環境安全部長は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。</u></p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
1-1 (続き)	5-1	<p><u>安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保するように設計する。通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮できるようにし、他の原子力施設と安全機能を有する施設を共用する場合には、加工施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標) 第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針(第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。)を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(保安対象範囲の策定) 第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保安を行うべき対象範囲(以下「保安対象範囲」という。)として、以下の設備を選定する。 (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備 (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの (3) その他自ら定める設備</p> <p>(保安重要度の設定) 第62条の4 各部長は、保安対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保安重要度を設定する。保安活動は保安重要度に応じたものとする。</p> <p>(保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第62条の5 設備管理部長は、保安の有効性を監視、評価するために保安重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保安活動管理指標を設定する。</p> <p>(保安計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保安計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保安計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保安計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保安計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保安計画</p> <p>(保安の実施) 第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保安計画に従って保安を実施する。</p> <p>(保安の結果の確認・評価) 第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保安の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(不適合管理、是正処置及び未然防止処置) 第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 (1) 保安を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合 (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保安が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(保安の有効性評価) 第62条の10 設備管理部長は、保安活動に関する情報(第62条の5の保安活動管理指標を含む。)を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保安の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</p> <p>(施設管理の有効性評価) 第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保安の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の保安のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-018「補修及び改造基準」 3. 施設管理方針及び施設管理目標 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、加工施設の保安のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理に関する方針を定める。この方針は、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項への配慮を確実にするための方向性を整理したものである。 設備管理部長は、加工施設の保安のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。設備管理部長は、長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施する。 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の定量的な目標を、要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」に基づき、設備管理部長に定めさせる。設備管理部長は、施設管理方針に基づき、施設管理目標を策定し、要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」に従い、各部に保安活動の計画を立案、管理させる。 4. 保安活動 保安活動は、保安対象範囲を定め、保安重要度に応じたものとする。各部長は、①使用前事業者検査、②定期事業者検査、③保安計画、④補修及び改造及び⑤給排気設備の停止に係る措置の業務を実施させる。 4.1 保安対象範囲の策定 各部長は、要保-371「保安対象範囲及び保安重要度設定要領」に基づき、加工施設の中から保安対象範囲を選定する。 4.2 保安重要度の設定 各部長は、選定した保安対象範囲について、範囲と安全機能を明確にした上で、要保-371「保安対象範囲及び保安重要度設定要領」に基づき、表2に示す保安重要度を設定する。保安活動は保安重要度に応じたものとし、達成状況を明確にする。 表2 保安重要度 4.3 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 設備管理部長は、要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」に基づき、保安の有効性を監視、評価するため、保安重要度を考慮した保安活動管理指標の目標値を、施設管理目標の中に設定する。 設備所管部の各部長は、要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」に基づき、保安活動の監視を実施し、設備管理部長に保安活動の結果を提出する。 設備管理部長は、要保-370「施設管理目標の策定及び運用要領」に定める施設管理目標管理表に監視の結果を記録する。 4.4 保安計画の策定 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保安計画を策定する。 各部長は、設計・開発の結果抽出された「施設及び設備の配置及び構造上の特徴並びに経年劣化の観点から保安において留意すべき事項」、および以下の点を考慮して保安計画を策定し、保安を行う。 ① 設計上、通常の作業時に目視できない場所内、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位が発生する場合は、当該部位を定期的に清掃することを点検要領又は保安計画に反映する。 ② 設計からのアウトプットに含まれる点検箇所のうち、直接見ることが困難な部位については、点検要領に含めて頻度を決めて定期的に点検する。 ③ パッキン、フード等の閉じ込め機能を維持する部位の点検結果に基づき、経年劣化を考慮して必要に応じて保安計画に反映する。 各部長は、保安の実施結果及び原子力施設における保安に関する最新の知見を踏まえた評価(「4.11 保安の有効性評価」、「5. 施設管理の有効性評価」参照)を行い、必要に応じて計画を見直すとともに、次年度の計画に反映させることにより、保安の継続的改善を図る。 4.8 保安の実施 各部長は、各計画に従って、保安を実施する。計画とその実施要領は以下のとおり。 保安計画：要領/基準 ア) 点検計画：要保-389「加工施設の点検要領」 イ) 定期事業者検査の実施計画：要保-379「定期事業者検査対応要領」(4.8.1項) ウ) 設計及び工事計画：基保-021「設計管理基準」、要保-368「使用前事業者検査及び使用前確認対応要領」(4.8.2項)、要保-012「作業計画作成要領」 エ) 巡視計画：要保-373「巡視対応要領」 オ) 特別な保安計画：4.4.5項 4.9 保安の結果の確認・評価 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保安計画に従って、保安を実施し、その記録を確認・評価する。 4.10 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 各部長は、対象となる施設及びプロセスを基保-023「評価・改善基準」に示す「I. 監視測定、分析、評価及び改善」、「II. 組織の外部の者の意見」、「III. プロセスの監視測定」に基づいて監視し、「VII. 情報の共有及び公開」に基づいて技術情報の共有を行い、その結果、「IV. 不適合管理」、「V. データの分析及び評価並びに継続的な改善」及び「VI. 是正処置等」に基づいて必要な不適合管理、是正処置、未然防止処置を講じ、継続的改善を図る。 4.11 保安の有効性評価 設備管理部長は、要保-387「保安及び施設管理の有効性評価要領」に基づき、保安活動に関する情報を収集し、故障および補修頻度等の分析を定期的に行い保安の有効性を評価する。評価においては、必要に応じて、4.10で講じた不適合管理、是正処置及び未然防止処置をフィードバックさせる。 設備管理部長は、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。 5. 施設管理の有効性評価 設備管理部長は、要保-387「保安及び施設管理の有効性評価要領」に基づき、施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価する。設備管理部長は、評価結果を所長へ報告する。 6. 経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 設備管理部長は、要保-246「経年変化評価要領」に基づき、高経年化に関する技術評価を実施する。 ア) 加工施設の経年変化に関する技術的な評価 経年変化に関する技術的な評価においては、加工施設を構成する機器・構築物のうち、安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、現状の保安活動が、経年変化事象の顕在化による当該安全機能の喪失を未然に防止できるか評価する。 イ) 長期保安計画の策定 設備管理部長は、経年変化に関する技術的な評価を実施するとともに、施設の保安のために実施すべき措置に関する10年間の長期保安計画(以下「長期保安計画」という)を策定する。 ウ) 長期保安計画の確認 所長は、承認した長期保安計画を関係各部長に実施させるとともに、長期保安計画の実施状況を確認する。 エ) 実施頻度 「加工施設の経年変化に関する技術的な評価と長期保安計画の策定」は、毎年実施状況を確認する。また、設工認による設備の変更が有る場合は経年変化評価の要否も含め検討し、必要に応じ長期保安計画を改定する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等															
1-5	5-215 5-222	貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数として管理している。 貯蔵施設以外の設備・機器における取扱量は、貯蔵施設の最大取扱量の内数である。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (核燃料物質の貯蔵) (核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域															
1-8	5-217 添5別ヌ-2 添5別ヌ-4	保護容器は1段置きで取扱い時には最大高さを1m以下で管理するため落下しても破損は生じない。 貯蔵容器1型の設置に当たっては、添図1-1に示す固縛方法によって1段置き状態で設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。 取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、貯蔵容器1型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷を防止する。 添図1-1 貯蔵容器1型の固縛方法	(後半申請の加工施設の停止期間中の措置) 第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。 2. 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。 ※：平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた新規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」、今後、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が波及的影響を及ぼさないことを確認している（添付4）。 添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項（第65条の3関係） 2. 第1-3貯蔵棟内における後半申請の加工施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>粉末・ベレット貯蔵容器1型</td> <td>120個</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2粉末受入室</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設備名	員数	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	1	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域	1	第1-3貯蔵棟	粉末・ベレット貯蔵容器1型	120個	第2加工棟 第2粉末受入室			基保-018「補修及び改造基準」 8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置 8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。 8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。 表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項
設置場所	設備名	員数																	
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	1																	
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域	1																	
第1-3貯蔵棟	粉末・ベレット貯蔵容器1型	120個																	
第2加工棟 第2粉末受入室																			
	添5別ヌ-2	貯蔵容器1型については、添表1-1に示すように閉じ込め及び臨界安全の観点から、現状の粉末保管容器の収納作業時及び巡視時に外観確認による健全性の確認に加え、AF型輸送物の設計として認可を受けていた旧輸送容器の定期自主検査と同様の検査を保安規定に定め実施することによって、旧輸送容器の性能を維持していることを確認する。 添表1-1 旧輸送容器（NT-IX型）定期自主検査 検査項目 外観検査 検査方法 内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを検査する。 検査項目 密封容器の弁、ガスケット等の検査 検査方法 内容器ガスケットを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを検査する。 検査項目 未臨界検査 検査方法 密封境界である内容器の水密性の維持のため、ガスケット、ボルト、内容器蓋内面を目視等により、有害な傷、割れ、損耗がないことを検査する。	(保安計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保安計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保安計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保安計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保安計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保安計画	基保-018「補修及び改造基準」 4.4.2 定期事業者検査の実施計画の策定 各部長は、以下の要領に基づき、定期事業者検査の実施計画を策定する。実施計画は、要保-056「保安に係わる年度計画の審議・報告要領」に従い、毎年原則として3月度定例核燃料安全委員会に次年度の計画につき審議依頼を行い核燃料安全委員会の勧告を受ける。															

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
1-9	5-218 添5別ス-3 添5別ス-4	<p>地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように、ドラム缶を強固に固定するが、転倒する割合は安全側に10%とする。</p> <p>ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法(添図1-3)によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。</p> <p>パレットを連結させて転倒耐力高める対策を講じる。</p> <p>ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。</p> <p>一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法(添図1-2)によって、転倒を防止する対策を講じる。</p> <p>添図1-2 最上段のみ固定時の固縛方法 添図1-3 3段全体の固定時の固縛方法</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>4. 設計想定事象の発生時(地震)</p> <table border="1" data-bbox="991 856 1718 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、地震発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 燃料製造部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、発生した地震の震度に応じて各部又は工務係若しくは施設責任者が行う、加工施設の点検を行う手順を定める。 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。 4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 7 燃料製造部長は、粉末・パレット貯蔵容器I型の設置に当たっては、固縛して設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・パレット貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、地震発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 燃料製造部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、発生した地震の震度に応じて各部又は工務係若しくは施設責任者が行う、加工施設の点検を行う手順を定める。 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。 4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 7 燃料製造部長は、粉末・パレット貯蔵容器I型の設置に当たっては、固縛して設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・パレット貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 9. 自然現象発生時(地震)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、地震発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。													
資機材の配備	1 燃料製造部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、発生した地震の震度に応じて各部又は工務係若しくは施設責任者が行う、加工施設の点検を行う手順を定める。 2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。 3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。 4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。 6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。 7 燃料製造部長は、粉末・パレット貯蔵容器I型の設置に当たっては、固縛して設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・パレット貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※													

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
1-10	5-221	<p>建物内におけるウランを含む設備・機器については、必要に応じて固縛対策を施すため、これらの設備・機器が建物外へ飛散することはない。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>5. 設計想定事象の発生時（竜巻）</p> <table border="1" data-bbox="991 816 1736 1064"> <thead> <tr> <th data-bbox="991 816 1121 842">区分</th> <th data-bbox="1121 816 1736 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="991 842 1121 1064">資機材の配備</td> <td data-bbox="1121 842 1736 1064"> <p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時（竜巻）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
1-14	5-221 添5別ス-15	<p>竜巻のソフト対策として行う車両の避難措置により、トラックウィング車は第1加工棟に飛来するおそれがない。</p> <p>竜巻のソフト対策として行う車両の避難措置により、トラックウィング車が飛来するおそれはない。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="991 835 1709 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="991 835 1110 856">区分</th> <th data-bbox="1110 835 1709 856">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="991 856 1110 1455">手順書の整備(続き)</td> <td data-bbox="1110 856 1709 1455"> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	<p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>⑥環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備(続き)	<p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p>							

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
1-15	5-223	<p>飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>5. 設計想定事象の発生時（竜巻）</p> <table border="1" data-bbox="946 837 1694 1083"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td> <p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時（竜巻）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷のおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
1-16	5-223	<p>第1 廃棄物貯蔵棟及び第3 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、路線バスの飛来を想定する。第5 廃棄物貯蔵棟は、保管廃棄しているドラム缶の破損体数を保守的に仮定するため、トラックウィング車を想定する。第1 加工棟には、路線バスが飛来するおそれなく、トラックウィング車は、遮蔽壁を兼ねた防護壁により飛来するおそれはないことから、ワゴン車の飛来を想定する。想定するドラム缶の損傷本数について、別添5 ス(a)ー2 に示す。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 10. 自然現象発生時（竜巻） (4) 手順書の整備 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p>				
添5 別ス-18		<p>竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶は、添図2-2及び添図2-3に示すように、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに添図2-4に示すように、パレット間をボルトにて連結し保管する。</p>	<p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>					
添5 別ス-19		<p>添図2-2 廃棄物ドラム缶保管状況 添図2-3 3段全体の固定時の固縛方法 添図2-4 パレット連結部</p>	<p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="991 816 1706 1438"> <thead> <tr> <th data-bbox="991 816 1113 840">区分</th> <th data-bbox="1118 816 1706 840">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="991 842 1113 1438"> <p>手順書の整備（続き）</p> </td> <td data-bbox="1118 842 1706 1438"> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	区分	規定する事項	<p>手順書の整備（続き）</p>	<p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p>	
区分	規定する事項							
<p>手順書の整備（続き）</p>	<p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</p> <p>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入バルブを閉止する。</p> <p>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</p> <p>四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</p> <p>五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</p> <p>六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</p> <p>七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p> <p>八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p>							

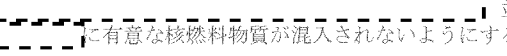

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
1-17	5-227	<p>降下火砕物が降下したときの対策として、建物に降下火砕物の堆積が認められれば、降下火砕物を除去する措置を講じることとする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1703 1161"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 1.1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物）） (4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
<p>第二条 (核燃料物質の臨界防止) 関係</p>								
2-1	3	<p>火災時の消火水等が侵入しない防護措置を講じること等により、当該設備で想定される最も厳しい結果を与える中性子の減速及び反射の条件により、臨界とならない設計とする。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 835 1694 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 835 1086 856">区分</th> <th data-bbox="1092 835 1694 856">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 861 1086 1453">資機材の配備（続き）</td> <td data-bbox="1092 861 1694 1453"> <p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</p> <p>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p> <p>17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備（続き）	<p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</p> <p>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p> <p>17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 (4) 手順書の整備 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備（続き）	<p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱いに水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</p> <p>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p> <p>17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																										
2-1 (続き)	3	本加工施設で取り扱う核燃料物質は、濃縮度が5%以下の濃縮ウラン(再生濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランであり、このうち濃縮度が5%以下の濃縮ウランを取り扱う設備・機器を臨界安全管理の対象とする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>記載例 別表4 臨界安全管理に係る制限値(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備台数</th> <th colspan="4">制限値</th> <th rowspan="2">運転管理方法</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>減速条件</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成形施設</td> <td>第2ライン</td> <td>第2加工棟</td> <td>第2-2混合室</td> <td>粉末混合機No.2-1 粉末混合機No.2-1 粉末投入機</td> <td>1台</td> <td>質量制限 水密構造 質量インターロック</td> <td>濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末</td> <td>H/U≤1.0 (粉末保管容器F型)内及び粉末混合機内)</td> <td>質量:50 kgU235以下(粉末投入機で取り扱う粉末保管容器(保管容器F型)個分(1.1 kgU235以下)を含む)</td> <td>管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を1,130 kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2混合室	粉末混合機No.2-1 粉末混合機No.2-1 粉末投入機	1台	質量制限 水密構造 質量インターロック	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器F型)内及び粉末混合機内)	質量:50 kgU235以下(粉末投入機で取り扱う粉末保管容器(保管容器F型)個分(1.1 kgU235以下)を含む)	管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を1,130 kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-008「核燃料物質等運搬基準」 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>
施設名	設置場所	設備名	設備台数					制限値					運転管理方法																	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値																						
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2混合室	粉末混合機No.2-1 粉末混合機No.2-1 粉末投入機	1台	質量制限 水密構造 質量インターロック	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器F型)内及び粉末混合機内)	質量:50 kgU235以下(粉末投入機で取り扱う粉末保管容器(保管容器F型)個分(1.1 kgU235以下)を含む)	管理機器(秤量器)により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を1,130 kg以下に管理するとともに監視機構(投入バルブとロードセルのインターロック機構)により連続監視、確認する。																			
2-2	54 55～58 60 61 63 64 71 72 73～80	<p>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</p> <p>第1表 成形施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</p> <p>第2表 被覆施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</p> <p>第3表 組立施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</p> <p>第4表 貯蔵施設における核的制限値〔第1-3貯蔵棟〕</p> <p>第5表 貯蔵施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨層の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨層回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨層の回収に係る工程(研磨層回収装置、運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨層回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨層回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨層回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の「-----」並びに第2-7領域の「-----」に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-2 (続き)	54 55～58 60 61 63 64 71 72 73～80	核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。 第1表 成形施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。 第2表 被覆施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。 第3表 組立施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。 第4表 貯蔵施設における核的制限値 [第1-3貯蔵棟] 第5表 貯蔵施設における核的制限値 [第2加工棟]	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (保安上特に管理を必要とする設備) 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備 (2) 熱的制限値を有する加工設備 (3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (4) 非常用電源設備 (5) 監視用放射線測定器 2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備 ②熱的制限値を有する加工設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」(要保-371)に示す。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)「加工施設の操作要領(第2開発室)」(要保-173)及び「定期事業者検査実施要領(燃料製造部)」(要保-381)に定める。 巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」(基保-023)、「異常時の措置基準」(基保-012)に従い必要な措置を講じる。 正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備 基保-032「加工施設の操作基準(品質保証部)」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備(第31条) (1) 保安上特に管理を必要とする設備(第31条第1項) 品質保証部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 (2) 保安上特に管理を必要とする設備(第31条第2項) 保安上特に管理を必要とする設備は、具体的には第1表に示す設備とする。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保(第32条第1項) 品質保証部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、別途定める基準・要領に従い、以下の措置を講じる。 具体的には、「加工施設の操作要領(品質保証部)」(要保-176)及び「定期事業者検査実施要領(品質保証部)」(要保-382)に定める。 ①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ④異常を発見した場合は、直ちに品質保証部長に通報するとともに、「評価・改善基準」(基保-023)、「異常時の措置基準」(基保-012)に従い必要な措置を講じる。 ⑤正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備(第31条第2項)

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-3	3	<p>単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。 形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。</p> <p>54 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</p> <p>55～58 第1表 成形施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>60 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</p> <p>61 第2表 被覆施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>63 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</p> <p>64 第3表 組立施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>71 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</p> <p>72 第4表 貯蔵施設における核的制限値〔第1-3貯蔵棟〕</p> <p>73～80 第5表 貯蔵施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨層の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨層回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定限界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨層の回収に係る工程(研磨層回収装置、運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨層回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨層回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨層回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の[]並びに第2-7領域の[]に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>


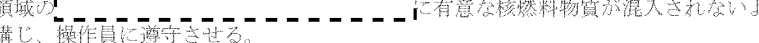
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-3 (続き)	3	<p>最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の  並びに第2-7領域の  に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>5. 作業実施前に行うべき制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)</p> <p>(1)担当部長は、4-1(1)(2)に該当する作業を操作員に行わせるにあたり、作業実施前(別表-1に当該作業の内容を示す。)に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員に別表-1の制限値が遵守されていることの確認(ダブルチェック)を、別表-1の「確認の内容」欄に基づき行わせること。</p> <p>ただし、臨界安全上の監視機構を設置し核的制限値が維持されていることを連続監視している設備機器についてはこの限りでない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-3 (続き)	3	<p>単一ユニットとしての設備・機器のうち、その形状寸法を制限することが困難な場合は、取り扱う核燃料物質の質量について適切な核的制限値を設ける。 <u>最小臨界質量以下のウランを取り扱う一部の設備・機器については、受け入れる前に、教育・訓練を受けた二人の操作員が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認する。</u> <u>形状寸法、質量のいずれの制限も適用することが困難な場合は、質量又は幾何学的形状の核的制限値を設定し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて制限する。</u></p> <p>54 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</p> <p>55～58 第1表 成形施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>60 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</p> <p>61 第2表 被覆施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>63 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</p> <p>64 第3表 組立施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>71 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</p> <p>72 第4表 貯蔵施設における核的制限値〔第1-3貯蔵棟〕</p> <p>73～80 第5表 貯蔵施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとす。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。</p> <p>①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備</p> <p>②熱的制限値を有する加工設備</p> <p>③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保安対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）に示す。</p> <p>4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）及び「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」（要保-381）に定める。</p> <p>①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>②加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。</p> <p>③正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>第1表 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備（第31条） （1）保安上特に管理を必要とする設備（第31条第1項） 品質保証部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。</p> <p>①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備</p> <p>③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 （2）保安上特に管理を必要とする設備（第31条第2項） 保安上特に管理を必要とする設備は、具体的には第1表に示す設備とする。</p> <p>4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条第1項） 品質保証部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、別途定める基準・要領に従い、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（品質保証部）」（要保-176）及び「定期事業者検査実施要領（品質保証部）」（要保-382）に定める。</p> <p>①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>③加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>④異常を発見した場合は、直ちに品質保証部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。</p> <p>⑤正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第31条第2項）</p>
2-5	54	<p>核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。</p> <p>55～58 第1表 成形施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>60 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。</p> <p>61 第2表 被覆施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>63 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。</p> <p>64 第3表 組立施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p> <p>71 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。</p> <p>72 第4表 貯蔵施設における核的制限値〔第1-3貯蔵棟〕</p> <p>73～80 第5表 貯蔵施設における核的制限値〔第2加工棟〕</p>	No. 2-2に同じ	<p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-5 (続き)	54 55～58 60 61 63 64 71 72 73～80	核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第1表のとおりとする。 第1表 成形施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第2表のとおりとする。 第2表 被覆施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第3表のとおりとする。 第3表 組立施設における核的制限値 [第2加工棟] 核燃料物質の取扱いを管理する臨界安全上の単位を単一ユニットとし、単一ユニットの核的制限値を第4表及び第5表のとおりとする。 第4表 貯蔵施設における核的制限値 [第1～3貯蔵棟] 第5表 貯蔵施設における核的制限値 [第2加工棟]	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 No. 2-2に同じ	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備 ②熱的制限値を有する加工設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保安対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）に示す。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）及び「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」（要保-381）に定める。 ①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。 ④正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備 基保-032「加工施設の操作基準（品質保証部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備（第31条） （1）保安上特に管理を必要とする設備（第31条第1項） 品質保証部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 （2）保安上特に管理を必要とする設備（第31条第2項） 保安上特に管理を必要とする設備は、具体的には第1表に示す設備とする。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保（第32条第1項） 品質保証部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、別途定める基準・要領に従い、以下の措置を講じる。 ①具体的には、「加工施設の操作要領（品質保証部）」（要保-176）及び「定期事業者検査実施要領（品質保証部）」（要保-382）に定める。 ①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ④異常を発見した場合は、直ちに品質保証部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。 ⑤正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備（第31条第2項）
2-7	4	ウラン粉末を受け入れる場合、受け入れる前に、材料証明書により濃縮度、化学的組成、密度及び減速条件を表す水素対ウラン原子数比（以下「H/U」という。）を確認する。	(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、 <u>材料証明書</u> 、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。 2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。 (1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。 (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。 (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。 3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、 <u>材料証明書</u> により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。 記載例 別表4 臨界安全管理に係る制限値（続き）	基保-008「核燃料物質等運搬基準」 4-6 核燃料物質の受入、払出し （1）核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受入れる場合は、 <u>材料証明書</u> 、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」（OP-457-FA-1917）に基づいて行う。 基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	項目	制限値				運転管理方法
					核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成形施設	第2ライン	第2加工棟 第2混合室	1台	質量制限 水密構造 質量インターロック	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保 管容器 り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1.130 kg以下に管理する 個分(1.1 kg以下)を含む)	質量：50 kg/235以下	管理機器（秤量器）により 事前計量した単位保管容 器の酸化ウランの合計を 1.130 kg以下に管理する とともに監視機構（投入パ ルプとロードセルのイン ターロック機構）により連 続監視、確認する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-10	4	H/Lの値を、当加工施設における核燃料物質の管理方法を考慮して安全側に設定し、十分裕度を持った減速度管理を行う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の  並びに第2-7領域の  に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>
2-12	4	減速条件を管理する設備・機器については、内部へ水が侵入しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。	No.2-1に同じ	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。</p> <p>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p> <p>22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p>

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-13	5-23	<p>加工施設を臨界安全管理上、次の9つの領域に区分して管理する。</p> <p>第1加工棟 第一領域 第1-3貯蔵棟 第二領域 第2加工棟 第2-1領域 第2-2領域 第2-3領域 第2-4領域 第2-5領域 第2-6領域 第2-7領域 添5ニ(ウ)の第1図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨層の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨層回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域（添付図1参照）。 添付図1 第2加工棟の臨界安全管理の領域（保安規定 別図5）</p>
	5-24	添5ニ(ウ)の第2図に示す臨界安全管理の領域に区分して管理する。		
	5-60	添5ニ(ウ)の第1図 第1加工棟及び第1-3貯蔵棟の臨界安全管理の領域		
	5-61	添5ニ(ウ)の第2図 第2加工棟の臨界安全管理の領域	<p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨層の回収に係る工程（研磨層回収装置、運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨層回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨層回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨層回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の  並びに第2-7領域の  に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-13 (続き)	5-24	<p>臨界安全管理の領域において、第2-2領域の 第2-7領域の については混入する可能性 のある場合は、臨界安全管理上特に問題ないことを確認する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第3.3条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の 並びに第2-7領域の に有意な核燃料物質が混入されないようにするための 対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>8. 有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策</p> <p>各部長は、添付図1に示す第2-2領域の 並びに第2-7領域の に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域(添付図1参照)。</p> <p>添付図1 第2加工棟の臨界安全管理の領域(保安規定 別図5)</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
2-19	5	<p>核的に隔離されている領域内でウランを移動する場合には、管理された所定の容器に入れるとともに、当該領域内の他の設備・機器との間に、核的に安全な配置を保持するように通路を定める。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の[]並びに第2-7領域の[]に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(6) 第2-2領域において、放射線業務従事者に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。</p> <p>a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。</p> <p>b. 別表-1に示す運搬台車(パレット搬送機の運搬台車No.1、運搬台車No.2、焙焼炉の運搬台車、スクラップ保管ラックF型の運搬台車、パレット運搬台車No.3)を使用させること。</p> <p>c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</p> <p>d. 記録方法を定めること。</p> <p>e. 第2-2領域内の全ての運搬台車は、運搬台車の使用前状態として、ウランを装填しない状態で[]の操車場に集積して配置しておくこと。</p> <p>f. 当該運搬台車以外の運搬台車が使用されていないことを確認した上で、ウランを運搬すること。</p> <p>g. 当該運搬台車を[]の操車場から工程内のウランを装填する位置に移動させた後に、ウランを装填すること。</p> <p>h. 当該運搬台車の使用後は、当該運搬台車からウランが取り出され、ウランを装填しない状態で[]の操車場に戻すこと。</p> <p>(第2-2領域)</p> <p>第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域(添付図1参照)。 (臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数)</p> <p>加工事業変更許可に基づく以下の臨界安全性評価のいずれかの方法により、臨界安全性を確認したものをいう。</p> <p>i. 立体角法 ii. 臨界計算</p> <p>上記の方法iiにより、移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、第2-2領域内の他の設備との間に核的に安全な配置を保持するように通路を定めるとともに、運搬台車の同時使用を2台に制限した評価を行った。評価結果に基づき、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うことにより、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持できる。</p> <p>従って、第2加工棟の1階部分において臨界安全性が確認された移動通路とは、第2-2領域の全域とし、移動通路内で同時に運搬する個数については、当該運搬台車2台に積載できる範囲内とする。</p> <p>また、[](試料保管棚以外の実験設備全体)及び[]、部屋全体に対して核的制限値が設定されている場所における運搬については、本項(6)を適用する必要はない。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第三条 (遮蔽等) 関係				
3-3	7	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減する設計とする。	(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設に貯蔵すること。</u> (2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u> (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) <u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> (5) <u>核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u>	基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、 <u>第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域
	115	本加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する直接線及びスカイシャイン線の影響を評価し、周辺監視区域外において線量を合理的に達成できる限り低減するため、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講じる。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</u> 3. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</u> 4. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u> (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、 <u>第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u> 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。 10. <u>燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</u> 11. <u>前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</u> 12. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u>	基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) <u>燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。</u> 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-4	7	放射線防護上の遮蔽のために壁、屋根、遮蔽壁等を設け、かつ、再生濃縮ウランの貯蔵及び保管廃棄する位置を管理することにより、通常時における貯蔵施設及び放射性廃棄物の保管廃棄施設からの直接線及びスカイライン線による周辺監視区域境界での線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減する設計とする。 貯蔵施設に最大貯蔵能力の酸化ウランを貯蔵し、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性廃棄物を保管しているものとする。 再生濃縮ウランについては、貯蔵施設の最大貯蔵能力及び保管廃棄施設の最大保管廃棄能力に相当する量が存在するものとする。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域
	68~70	第1加工棟、第1-3貯蔵棟及び第2加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。 第1加工棟 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注3、4) 第1-3貯蔵棟 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ 5.9 ton-U 第2加工棟 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 37 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 41.2 ton-U (注5) 酸化ウランペレット 0.35 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.3 ton-U 酸化ウランペレット 0.85 ton-U 酸化ウランペレット 0.45 ton-U (注6) 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.84 ton-U (注6) 酸化ウランペレット 0.45 ton-U (注6) 酸化ウランペレット 38 ton-U (注7) 酸化ウランペレット 3.4 ton-U 燃料棒 41 ton-U (注8) 燃料集合体 149 ton-U (注9) 燃料棒、燃料集合体 15.3 ton-U (注6) 燃料棒、燃料集合体 19.2 ton-U 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注10) 0.083 ton-U 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン (注10) 0.022 ton-U (注6) 注3. の第1-1輸送物保管区域では、粉末、ペレット、燃料棒又は燃料集合体を輸送容器にて貯蔵する。 最大貯蔵能力は、47.6 ton-Uとするが、年間の延べ貯蔵能力は23.8 ton-U×365日とする。 注4. 注5. 注6. 注7. 注8. 注9. 注10. 金属ウランは天然ウラン及び劣化ウランのみとする。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。 3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。 4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2- (2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収汚染除去ができるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。 12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。	基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10~12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。
84		廃棄物の処理能力 保管廃棄設備 第5廃棄物貯蔵棟 約100本(200Lドラム缶換算)		
86		保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 各設備の能力を次に示す。 約6,020本(200Lドラム缶換算) 約1,750本(200Lドラム缶換算)(注1) 約3,400本(200Lドラム缶換算) 合計 約11,170本(200Lドラム缶換算) 注1. 再生濃縮ウランを含んだ固体廃棄物の最大保管廃棄能力約330本含む。		
117		核燃料物質の貯蔵施設には、最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵し、廃棄施設には、最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄していると仮定する。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-4 (続き)	5-18	<p>再生濃縮ウランは、線量が十分低くなる位置に貯蔵する。</p> <p>添5イ(ロ)の第1図に示すとおり、<u>当該領域のその他の期間及びその他の領域には濃縮ウランを貯蔵する。</u></p> <p>添5イ(ロ)の第2図に示すとおり、<u>濃縮ウランを貯蔵する。</u></p> <p><u>第1廃棄物貯蔵棟</u></p> <p>その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設に貯蔵すること。</u></p> <p>(2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</u></p> <p>(4) <u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）（要保-107）」、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、<u>再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</u> ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
	6-6	<p>相対的に線量の高い再生濃縮ウランの貯蔵等については、その影響が低くなるようにするため、設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置する。</p> <p>第1加工棟の<u>に年間平均の最大貯蔵能力に見合うウランが保管する。</u></p> <p><u>当該領域のその他の期間及びその他の領域には濃縮ウランを貯蔵する。</u></p> <p>第2加工棟及び第1～3貯蔵棟に設置する貯蔵設備に最大貯蔵能力に見合うウランを貯蔵する。</p> <p>その他の範囲には濃縮ウランを貯蔵する。</p> <p>添6ロ(ニ)の第1図～第4図に再生濃縮ウランの貯蔵場所を示す。</p> <p>第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟については、各貯蔵室に最大保管廃棄能力に見合う放射性廃棄物を保管廃棄する。</p> <p>には200Lドラム缶に<u>の放射性廃棄物、第3廃棄物貯蔵棟には200Lドラム缶にの放射性廃棄物、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の上記以外には200Lドラム缶にの放射性廃棄物をそれぞれ保管廃棄する。</u></p> <p>第1廃棄物貯蔵棟</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟には200Lドラム缶に<u>の放射性廃棄物を保管廃棄する。</u></p> <p>添6ロ(ニ)の第5図に再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所を示す。</p>	<p>(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) <u>廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</u></p> <p>(3) <u>廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</u></p> <p>2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-（2）の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し（手洗い、シャワー）及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>9. <u>各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</u></p> <p>10. <u>燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</u></p> <p>11. <u>前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</u></p> <p>12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法（保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項） 6-1 放射性固体廃棄物（通常品） 燃料製造部長は、<u>放射性固体廃棄物（液体を除くゴミ類）が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。</u>また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。</p> <p>図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。</p> <p>また、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。</p> <p>第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物（廃油等） 燃料製造部長は、<u>放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。</u></p> <p>第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。</p> <p>図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。</p>
6-8	6-11	<p>添6ロ(ニ)の第1図 再生濃縮ウランの貯蔵場所（第1加工棟）～添6ロ(ニ)の第4図 再生濃縮ウランの貯蔵場所（第2加工棟 3階）</p>		
6-12		<p>添6ロ(ニ)の第5図 再生濃縮ウランを含む放射性固体廃棄物の保管廃棄場所（第1廃棄物貯蔵棟 2階）</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-5	7	<p>外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度を監視・管理する。 線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。 放射線業務従事者の線量限度が、100 mSv/5年間及び50 mSv/年以下となるよう被ばく管理を行い、必要な個人被ばく線量計を備えるものとする。 遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域への立入りの制限等の放射線防護上の措置を講じる。 加工施設内にガンマ線エリアモニタを設け、施設内の空間線量を監視する。 電離放射線障害防止規則に基づき1 mSv/週を超える場合は、放射線業務従事者の出入りを管理することにより、放射線業務従事者の被ばく低減を図る。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該箇所</p> <p>(管理区域の特別措置) 第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。 (1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域 (2) 空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度若しくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域</p> <p>2. 各部長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者が審査し環境安全部長が定めた立入方法に従う。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止) 第43条 環境安全部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。</p> <p>(管理区域への出入管理) 第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 3. 管理区域の特別措置 3-2 管理区域の立入制限区域(第42条第1項) 環境安全部長は、核燃料取扱主任者の審査を受け管理区域のうち次の各号に定める区域について標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し(特別管理区域と呼ぶ)、通常作業時の人の立入りを制限する。 (1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域 線量当量率が45µSv/hを超える区域とし、作業内容によって1日の立入時間または線量当量を制限するものとする。(電離則第3条の2 1mSv/1weekより) (2) 空気中の放射性物質濃度もしくは床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度もしくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域 空气中濃度限度：3×10⁴Bq/cm³(U234)、表面密度限度：4Bq/cm²を超えるまたは超える恐れがある区域とする。 環境安全部長は、特別管理区域を設定または解除する場合は環境管理担当者が作成した「特別管理区域<設定/解除>申請書」を承認し、特別管理区域の設定、変更または解除の旨を放送で事業所内に周知し、各部長へ承認された申請書の写しの配布を行うとともに現場に掲示する。 3-3 特別管理区域への立入(第42条第2項) 各部長は、特別管理区域に作業者が立ち入る前に「特別管理区域への立入許可申請書兼立入記録」を作成する。環境管理グループ長は立入管理方法等を確認し問題がなければ承認する。 特別管理区域への立ち入りは放射線業務従事者のみとする。ただし、公的機関に属する検査官及びこれに準ずる者はこの限りではない。これらの者が必要により特別管理区域に立ち入る場合は、これらの者を案内する部門の部長が「特別管理区域への立入許可申請書兼立入記録」を作成する。 特別管理区域に立ち入る者は、立入の都度「特別管理区域への立入許可申請書兼立入記録」に立入時刻や線量計指示値等を記入する。また、外部放射線に係る線量を制限する必要がある特別管理区域への立入の場合は、ガラスバッジのほかに表示付線量計(必要に応じてアラーム付を使用する。)を着用する。 4. 飲食及び喫煙の禁止 4-2 管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置 環境安全部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止し、その旨保安教育で周知する。 5. 管理区域への出入管理 5-2 管理区域への出入(第44条第1項) 環境安全部長は、第47条で許可された者(放射線業務従事者及び一時立入者)以外の者を管理区域及び一時管理区域に立ち入らせない。 5-3 管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置(第44条第2項) 環境安全部長は、施錠・区画により管理区域にみだりに人の出入りができないようにする。 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせる場合には次の処置を行うと共に立入記録の確認を行う。 (1) 当事業所員で管理区域に一次的に立ち入る者は、「管理区域立入記録(一時立入者(所員))」へ記入し立ち入るものとする。 (2) 当事業所に所属しない者で管理区域に一次的に立ち入る者は、事前に担当の当事業所員を通じて一時入城申請システムに必要事項を登録し許可を得るとともに管理区域入口に備え付けられている「管理区域立入記録(一時立入者(一般))」に記録する。 5-4 放射線業務従事者の管理区域への出入(第44条) 放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合は、以下の手順で立ち入るものとする。 (1) IDカード(通門証)及びガラスバッジを携帯する。 (2) IDカード(通門証)リーダ又はガラスバッジリーダが設置されている出入口では、IDカード(通門証)又はガラスバッジをリーダに認識させ立ち入る。 (3) IDカード(通門証)リーダ及びガラスバッジリーダがない出入口(一時管理区域を含む)では、「管理区域立入記録(放射線業務従事者)」へ記入し立ち入る。 5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項) 環境安全部長は、管理区域に、立ち入る者に対して次の事項を遵守させるとともに第1加工棟、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の管理区域出入口に「管理区域の立入時注意事項」を掲示し周知する。 5-5-1 管理区域出入口を経由すること。 出入管理を確実に行うため管理区域の通常の出入口(電子錠を設置、放射線業務従事者以外の者が立入る場合の立入記録を用意)を1ヶ所とする。ただし、作業標準または工事作業計画で認められた場合は、認められた出入口の使用を可能とする。 5-5-2 所定の個人線量測定器を着用すること。 放射線業務従事者は、管理区域に立ち入る場合、常にガラスバッジ等指示された個人線量測定器を着用する。また、外部放射線に係る線量を制限する必要がある特別管理区域への立入の場合は、ガラスバッジのほか、ポケット線量計を着用する。 一時立入者が管理区域に立ち入るときは、個人線量測定器であるガラスバッジ、TLDまたはポケット線量計を着用させる。ただし、一般見学者等多数の者が同時に入城する場合は、1グループを少人数に分け、個人線量測定器はグループ毎に1名以上に着用させる。 着用部位は胸部、女子にあつては腹部とする。また、他の部位が胸部又は腹部を超える外部被ばくをする恐れがあるときは必要に応じて適切な線量測定器を着用させる。 6. 第1種管理区域への出入管理 6-2 第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないように以下の措置を講じる。 (1) 出入管理を確実にするため第1種管理区域出入口を1箇所とする。 (2) 第1種管理区域を持つ建屋の入口は施錠(電子錠を含む)管理する。 (3) 第1種管理区域入口は、常時監視または施錠(ゲートの設置を含む)することによりみだりに人の立ち入りができないようにする。 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域に立ち入る者に以下を保安教育で周知し遵守させる。また、第1種管理区域入口に「第1種管理区域立入時の注意事項」を掲示し周知する。 (1) 身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服、帽子、靴下及び靴を着用する。なお、見学及び巡視等で入城し、設備に触れない場合は、管理区域内専用の作業服の代わりに黄着衣を着用できるものとする。 (2) 第1種管理区域からの退出時は、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。ハンドフットクロスモニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染しやすい部位である手、足を検査する。ただし、手、足以外に汚染のおそれのある場合は、ハンドフットクロスモニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。 6-4 身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値を超えないような措置(第45条第2項、第3項) 環境安全部長は、第1種管理区域から退出する従業員等の身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値(0.4Bq/cm²)を超えないように以下の措置を講じる。 (1) 立入時は、身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服(または黄着衣)、帽子、靴下及び靴を着用する。 (2) 退出時は、出入管理室で立入時に着用したものを脱ぎ手洗場所です手を洗い、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーバイメータにて対応する。 (3) 上記測定の結果、汚染が発見された場合以下の措置を行う。 ① 汚染が発見された場合は、出入管理員または放射線管理員に連絡する。 ② 出入管理員または放射線管理員は、再度測定させ誤報か汚染かを確認する。 ③ 汚染の場合、汚染部位と汚染の程度を確認する。 ④ 放射線管理員は、除染を指示する。その際汚染を広げないように注意する。 ⑤ 床面汚染の可能性がある場合は、更衣室の汚染状況を確認し必要に応じ除染する。 ⑥ 除染後、ハンドフットクロスモニタで汚染検査を行う。 ⑦ 再度汚染が発見されたら③から繰り返す。 ⑧ 除染を3回以上実施しても汚染がある場合は、汚染状況について環境管理グループ長に連絡する。</p>
114		<p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本加工施設に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者(以下「放射線業務従事者等」という。)を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。 本加工施設のうち、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p>	<p>(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入口を経由すること。 ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であつて、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。</p>	
5-18		<p>「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。 周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。</p>		
5-20		<p>添5ハ(ハ)の第1図 周辺監視区域境界及び排気口、排水口的位置、線量測定点、空気中の放射性物質濃度測定点</p>		
6-1		<p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに伴って生じる放射線による障害の防止を図るため、放射線管理及び放射性廃棄物の管理を行う。 核燃料物質等を取り扱う場所を管理区域、その周辺を周辺監視区域として次のように管理する。</p>	<p>(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の被服を着用すること。 (2) 退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーバイメータにて対応する。</p>	
6-6		<p>管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。</p>	<p>2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。 3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。</p>	

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-5 (続き)	7 114	<p>線量告示に基づき1.3 mSv/3月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。</p> <p>本加工施設のうち、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(管理区域) 第40条 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(第34条以降において以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、第1項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。 <ol style="list-style-type: none"> 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が拡大しないように対策を講じること。 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。 必要に応じて遮蔽等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。 <p>(保全区域) 第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。 環境安全部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講じる。 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <ol style="list-style-type: none"> 管理区域 <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 周辺監視区域内の管理区域について適用する。 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。 管理区域の原則 管理区域は、以下の場所に定める。 (1)「線量告示第1条」に定める管理区域に係る値(線量：1.3mSv/3ヶ月(500h)、空気中濃度：3×10^4 Bq/cm³ (U234)の10分の1、表面密度：4Bq/cm²の10分の1)のいずれかが、超えるか又は超えるおそれがある場所。(線量のみで管理区域を設定する場合は第2種管理区域、その他は第1種管理区域とする。) (2)上記場所であって以下を満足する場所 <ul style="list-style-type: none"> 周辺監視区域内であること。 耐火構造の建屋または建屋外にあっては床面は、コンクリート、アスファルトで舗装されていること。 保全区域(第45条の2) 保全区域とは、「管理区域以外の区域であって、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所」と定義する。 <ol style="list-style-type: none"> 保全区域 能取事業所における保全区域は以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 保安棟 警備員室 事務棟 緊急対策本部室 第1加工棟 第1事務室 第2加工棟 第2出入管理室 第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室 発電機・ポンプ棟 非常用電源設備 No.2 非常用電源設備 A

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
3-5 (続き)	7	設計基準事故時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができる設計とする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1694 1381"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 814 1086 842">区分</th> <th data-bbox="1086 814 1694 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 842 1086 1381">手順書の整備</td> <td data-bbox="1086 842 1694 1381"> <p>1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> <p>3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p>4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</p> <p>6 環境安全部長は、万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p> <p>8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p> <p>9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> <p>3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p>4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</p> <p>6 環境安全部長は、万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p> <p>8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p> <p>9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> <p>3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p>4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</p> <p>6 環境安全部長は、万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p> <p>8 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p> <p>9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-5 (続き)	114 5-18 6-1 6-6	<p>本加工施設のうち、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)に定める値を超えるおそれのある区域を管理区域、その周辺であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が、線量告示に定める値を超えるおそれのない区域を周辺監視区域として次のように管理する。</p> <p>「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第7条の2の9第1項に基づき加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、その範囲を標識等により明示する。 周辺監視区域の境界を添5ハ(ハ)の第1図に示す。</p> <p>核燃料物質等を取り扱う場所を管理区域、その周辺を周辺監視区域として次のように管理する。</p> <p>管理区域の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度を超えないようにする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(周辺監視区域)</p> <p>第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <div data-bbox="994 325 1736 1186" style="text-align: center;"> <p>別図2-(1) (周辺監視区域及び敷地周辺図)</p> <p>別図2-(2) (管理区域、保全区域及び周辺監視区域図)</p> </div>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-035「周辺監視区域管理基準」 3. 周辺監視区域の立入制限方法 (第46条) 3-1 立入制限方法 周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。 (1) 周辺監視区域境界 ・周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。 ・さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。 ・周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。 (2) 標識 ・周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず。」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。 3-2 周辺監視区域境界及び標識 周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。標識は下図のとおりとする。 図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
3-6	53	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力 第2加工棟における成形施設の最大処理能力を次に示す。</p> <p>第2加工棟 第1ライン 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン (注1) 193 ton-U/年</p> <p>第2ライン 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン (注1、2) 190 ton-U/年 (注3)</p> <p>合計 383 ton-U/年 (注3)</p> <p>注1. 核燃料物質の受入仕様 (湿式法 (ビューレックス法) の再処理により得られたウランを濃縮度 5%以下に再濃縮したウラン (以下「再生濃縮ウラン」という。) を除く。) は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×105 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>注2. 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×105 Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p> <p>注3. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>別表14 別表14 核燃料物質の受入仕様 (第68条関係)</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-008「核燃料物質等運搬基準」</p> <p>4-6 核燃料物質の受入、払出し</p> <p>(2) 核燃料物質の受入仕様の確認</p> <p>燃料製造部長は、加工施設外(事業所外)から核燃料物質を受け入れる場合は、材料証明書、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることを確認を「核燃料物質取扱管理要領」(要計-0.0.1)に基づいて行う。</p> <p>① ECGU (Enriched Commercial Grade Uranium) の場合、第2表に示す ECGU の受入仕様に適合していること。</p> <p>② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの受入仕様に適合していること。</p> <p>第2表</p> <p>1. ECGU の受入仕様 (ASTM及びDOEの濃縮六フッ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係)</p> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p>
	60	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>第2加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン (注2) 284 ton-U/年 (注3)</p> <p>注2. 核燃料物質の受入仕様 (再生濃縮ウランを除く。) は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×105 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×105 Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p> <p>注3. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>		
	63	<p>処理する核燃料物質の種類及び最大処理能力</p> <p>第2加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン (注3) 346 ton-U/年 (注4)</p> <p>注3. 核燃料物質の受入仕様 (再生濃縮ウランを除く。) は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×105 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×105 Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p> <p>注4. 再生濃縮ウラン 30 ton-U/年を含む。</p>		
	68~70	<p>第1加工棟、第1-3貯蔵棟及び第2加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。</p> <p>第1加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>第1-3貯蔵棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>第2加工棟 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン (注1、2)</p> <p>注1. 核燃料物質の受入仕様 (再生濃縮ウランを除く。) は次のとおりとする。ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×105 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>注2. 再生濃縮ウランの受入仕様は次のとおりとする。</p> <p>ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×105 Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p>		
	6-1	<p>本加工施設では、核燃料物質等による放射線の管理を確実に実施するために、取り扱う核燃料物質の受入れに当たって、既存施設でこれを使用する際に何ら特別なインパクトを与えないように定められた ASTM (米国材料試験協会) 及び DOE (米国エネルギー省) の濃縮六フッ化ウランの仕様に基づき受入仕様を定め、また再生濃縮ウランについても安全上重要な核種について受入仕様を定め、受入前に仕様に合致していることを確認する。</p> <p>核燃料物質の受入仕様値 (注1) 放射性物質区分 核種 含有量 (上限値) (注2) 濃縮度 5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン ウラン同位体 U232 0.1 ppb (Uベース) U(α) 1.44×105 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 ppb (Uベース)</p> <p>注1. 再生濃縮ウランを除く。</p> <p>注2. ASTM 及び DOE の仕様の上限値を濃縮度換算した値</p> <p>再生濃縮ウランの受入仕様値 放射性物質区分 核種 含有量 (上限値) ウラン同位体 U232 10 ppb (Uベース) U(α) 3.3×105 Bq/gU 超ウラン元素 Np237 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(α) 1×10⁻¹ Bq/gU Pu(β) 3 Bq/gU 核分裂生成物 Tc99 10 Bq/gU Ru106 10 Bq/gU Sb125 2 Bq/gU</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第四条 (閉じ込めの機能) 関係 青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所				
4-2	6-2	<u>粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。</u>	(漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」 4-9 漏えい管理 (4) 粉末状のウランの取扱い <u>燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。</u>
4-5	81 5-9 5-16	<u>スクラバーから発生する廃液は、廃液処理設備により液体廃棄物として処理する。</u> <u>酸、アルカリを取り扱う設備からの局所排気は、スクラバーにより浄化し、放射性物質除去設備の健全性を維持する。</u> <u>酸、アルカリを取り扱う設備からの排気はスクラバーを通して排出する。</u>	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。 3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。 4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。 12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。	基保-001「放射線管理基準」 17. 放射性液体廃棄物 17-2 放射性液体廃棄物の区分 放射性液体廃棄物は、以下の3段階に区分けする。 (1) 発生元の放射性物質を含む廃液を処理し次工程へ排水する廃液を1次排水という。 1次排水は、第2加工棟の第2分析室、第2開発室、ペレット室から発生する。 17-3 排水手順 (概要) 1次排水発生元の担当部長は、廃液の発生量を可能な限り抑制する。 (1) 1次排水 1次排水発生元の担当部長は、発生した廃液を凝集沈殿処理、希釈またはろ過処理を行い、満水になった処理水槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認して担当部長及び環境安全部の2次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう担当部長に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた担当部長は、2次廃液処理設備が排水受入れ可能であることを確認した後、排水する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-6	114	<p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>第1種管理区域内でウランが飛散するおそれのある設備・機器は、室内空気の汚染を防止するため、囲い式フード等を設け、定期的にその能力について測定、点検して管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保安において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保全計画</p> <p>(操作上の一般事項)</p> <p>第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。 (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講ずること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。 (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講ずること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であつて、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講ずる。</p> <p>(1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</p> <p>3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p> <p>4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</p> <p>5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>4.4.1 点検計画の策定</p> <p>各部長は、要保-389「加工施設の点検要領」及び要保-386「加工施設の保全要領」に基づき、点検計画を策定する。また、放射線測定器については、環境安全部長は、基保-001「放射線管理基準」に定め管理する。</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」</p> <p>4-9 漏えい管理</p> <p>(3) 閉じ込めの機能の確認</p> <p>各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-7	8 114 5-8	設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを保全計画に定める。 作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 ウランを収納する設備・機器からの飛散及び漏えいを防止するため、定期的に巡視及び点検等を行い、異常の有無を確認する。 巡視及び点検箇所は設備・機器の設計及び改造時にあらかじめ定め、設備・機器の経年変化等を考慮して定期的に見直す。 閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。 設計上このような部位が発生する場合は、当該部位を定期的に点検することを点検要領及び保全計画に定める。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計・開発の結果に係る情報) 第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。) 2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。 3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。 (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。) (3) 合否判定基準を含むものであること。 (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 (保全計画の策定) 第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。 (1) 点検計画 (2) 定期事業者検査の実施計画 (3) 設計及び工事の計画 (4) 巡視の計画 (5) 特別な保全計画	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-021「設計管理基準」 4. 設計の管理方法 ●改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を表2に示す。 表2 改造の各段階の管理方法 (○：適用、－：適用不要) 設計からのアウトプット(保安規定第12条の3) (5) 設計者は、要保-283「設計関連文書作成 要領」に基づき設計結果をとりまとめた「設計報告書」を作成し、設計管理者に提出する。表6に設計結果に含める事項を示す。 表6 設計結果に含める事項 基保-018「補修及び改造基準」 4.4 保全計画の策定 各部長は、(1)点検計画、(2)定期事業者検査の実施計画、(3)設計及び工事の計画、(4)巡視の計画、(5)特別な保全計画を策定する。 各部長は、設計・開発の結果抽出された「施設及び設備の配置及び構造上の特徴並びに経年劣化の観点から保全において留意すべき事項」、および以下の点を考慮して保全計画を策定し、保全を行う。 ① 設計上、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位が発生する場合は、当該部位を定期的に清掃することを点検要領又は保全計画に反映する。 ② 設計からのアウトプットに含まれる点検箇所のうち、直接見ることが困難な部位については、点検要領に含めて頻度を決めて定期的に点検する。 ③ パッキン、フード等の閉じ込め機能を維持する部位の点検結果に基づき、経年劣化を考慮して必要に応じて保全計画に反映する。
4-16	114 6-2	作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 第1種管理区域内の室内の圧力は、高性能エアフィルタ、排風機及び排気ダクトで構成する排気設備によって外気に対して負圧を維持することにより閉じ込めの管理を行い、室内の負圧は差圧計によって監視する。 この室内の負圧は差圧計により連続的に監視し、負圧が維持できない場合は警報を発するようにし、管理する。	(漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいがないように管理する。 (異常時の措置) 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常(異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。))を含む)、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。 2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。 3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。 4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。	基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」 4-8 漏えい管理 (1) 漏えいの防止 設備管理部長は、加工施設を操作する場合は、設備や施設からの核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講ずる。 ①確認結果については、「加工施設の操作要領(設備管理部)」(要保-184)に基づき、記録様式に記録をつけさせ、評価する。 ②異常を発見した場合は、直ちに設備管理部長に通報するとともに、「評価・改善基準」(基保-023)及び「異常時の措置基準」(基保-012)に従い必要な措置を講じる。 ③正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 給排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域の室内の圧力を負圧に保つ措置を取る。 なお、給排気設備を全停止する場合は、各部長にその旨事前に連絡し、「補修及び改造基準」(基保-018)に定められた給排気設備停止時の措置を実施する。 基保-012「異常時の措置基準」 2. 異常時措置の原則 2-1 異常時の措置(平日操業時) 社内外通報が必要となる可能性のある異常事象等一覧(建屋・設備別)を添付4まとめる。 (1)加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生、社内外通報が必要となる可能性のある異常事象、異常事象に進展するおそれのある事象、異常警報の発報(吹鳴)並びにインターロック機構の作動等(下線部を以下、異常事象等という。)を発見した者又は確認した者(以下、現認者という。)は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに操作責任者に通報する。異常事象等の通報を受けた操作責任者は原因調査等の事実確認の前に、直ちに、担当部長にその旨を通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象等については、核物質防護管理者に通報するとともにその後の対応の指示を仰ぐ。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-16 (続き)	114	<u>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</u> <u>排気設備を停止し、当該負圧を維持しない場合にあっては、核燃料物質の取扱いを停止するとともに、加工設備本体の設備における核燃料物質の除去及び貯蔵施設での保管等による閉じ込めの管理を行う。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (給排気設備の停止に係る措置) 第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることを確認を受ける。 (1) 加工施設の通常の使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、第50条に定めるところに従う。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-018「補修及び改造基準」 4.6 給排気設備の停止に係る措置 4.6.1 停止措置 設備管理部長は、計画停電時の施設の電気工作物の点検、又は長期休日等のため、加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止することができる。この場合設備管理部長は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを各部からの書面にて確認する。また、設備管理部長は核燃料取扱主任者へ確認結果を報告し給排気設備停止前にその措置が適切であることを確認を受ける。但し、一部の給排気設備の運転を行い、第1種管理区域を大気圧以下に保つ場合には第65条は適用されない。 4.6.2 加工施設の通常の使用の停止 各部長は加工施設の給排気設備停止時の安全を確保するため、所管する設備での通常の使用(生産活動)を停止する。さらに、不要な者の出入りを制限する。第1種管理区域内の点検等の保全活動に際しては、立入者に半面マスクを着用させる。また、商用電源が供給されない場合であっても、放送設備、火災警報設備及びγ線エリアモニタの機能を確保する。 4.6.3 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め 核燃料物質を取り扱う部署の部長は、給排気設備停止時の室内換気の停止に伴う汚染防止のため、第1種管理区域内の工程内の核燃料物質を適切に除去し、所定の容器に入れ貯蔵設備へ収納する等により適切に閉じ込める。 4.6.4 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保 設備管理部長は給排気設備停止時の措置を実施するために必要な下記項目について要保-253「給排気停止時の措置手順」に定め、各部へ周知徹底を行い、給排気設備停止時の対応体制を確保する。 1) 給排気設備停止期間の決定、通知 2) 給排気設備停止前の処置及び処置完了の確認 3) 給排気設備の停止処置 4) 給排気設備停止中の処置 5) 給排気設備再稼働時の処置 6) 対応体制及び連絡体制
4-18	114	<u>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</u> <u>第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空気中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。</u>	(漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないように管理する。	基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」 4-8 漏えい管理 (3) 換気 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																				
114		<p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>第1種管理区域内の部屋は、排気設備により閉じ込めの管理を行う場合にあっては、所要の換気を行う等により、空气中の放射性物質の濃度が線量告示に定める濃度限度以下となるよう管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="8">第2加工棟</td> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)</td> <td rowspan="14">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)</td> </tr> <tr> <td>第2排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第1廃棄物貯蔵棟</td> <td>W1-1 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-1 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.4 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 5 (局所排気系統) No.5 排風機</td> </tr> <tr> <td>W1-2 排風機室</td> <td>気体廃棄設備 No.2 系統 6 (局所排気系統) No.6 排風機</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	設備管理部長	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	第1廃棄物貯蔵棟	W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機	W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機	W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機	W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.4 排風機	W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 5 (局所排気系統) No.5 排風機	W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 6 (局所排気系統) No.6 排風機	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 (1) 保安上特に管理を必要とする設備 設備管理部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。</p> <p>③閉じ込め機能を有する設備 a)放射性気体廃棄物の廃棄設備 ④非常用電源設備 (2) 保安上特に管理を必要とする設備について 設備管理部長が保安上特に管理を必要とする設備は第1表に示す設備とする。</p> <p>4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 設備管理部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、「加工施設の操作要領（設備管理部）」（要保-184）及び「定期事業者検査実施要領（設備管理部）」（要保-369）を定め、以下の措置を講じる。</p> <p>①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>③加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。</p> <p>④異常を発見した場合は、直ちに設備管理部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。</p> <p>⑤正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>第1表 保安上特に管理を必要とする設備</p>
施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)	設備管理部長																																				
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 II (部屋排気系統) 排風機 (302-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 III (部屋排気系統) 排風機 (303-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)																																					
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)																																					
	第1廃棄物貯蔵棟	W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 1 (部屋排気系統) No.1 排風機																																					
		W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機																																					
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機																																					
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.4 排風機																																					
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 5 (局所排気系統) No.5 排風機																																					
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統 6 (局所排気系統) No.6 排風機																																					
4-20	9	<p>設備のクリーニング、工事等でウラン粉末を開閉式フードで取り扱うことが困難な場合は、一時的に簡易的なフードを設置するか操作員が呼吸保護具を着用する作業管理を行い、内部被ばくを防止する。</p>	<p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p>	<p>基保-001「放射線管理基準」 10. 被ばくの低減措置 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p>																																				
4-21	9	<p>ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。</p>	<p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p>	<p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備</p>																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																									
5-9		ウラン粉末を含む液体が施設外へ漏えいすることを防止するため堰を設ける。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取 扱量を制限する必要がある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に 管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを 行い、機能を回復させる。</p> <p>記載例 別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き） (3) 閉じ込め機能を有する設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <table border="1" data-bbox="973 674 1626 1062"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">放射性 廃棄物 の 廃棄 施設</td><td rowspan="16">第2加工棟</td><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1</td><td rowspan="16">燃料製造部長</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 処理水槽 No.1</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 処理水槽 No.2</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 処理水槽 No.3</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 処理水槽 No.4</td></tr> <tr><td>第2-1ベレット室</td><td>第1廃液処理設備 配管</td></tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	第2加工棟	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	燃料製造部長	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 配管	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備。 ②熱的制限値を有する加工設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b) 放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）に示す。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）及び「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」（要保-381）に定める。 巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。 正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備</p>
施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者																																										
放射性 廃棄物 の 廃棄 施設	第2加工棟	第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	燃料製造部長																																									
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3																																										
		第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4																																										
第2-1ベレット室	第1廃液処理設備 配管																																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
4-24	9	<p>溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 8. 内部溢水発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備</p>								
	5-9	<p>溢水時の閉じ込めの機能の確保について、第1種管理区域内を負圧に維持するための気体廃棄設備は、内部溢水に対し没水しない設計とするとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</p>	<p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>3. 設計想定事象の発生時（内部溢水）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1697 1192"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、内部溢水発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を配備する。 2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。 3 設備管理部長は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、内部溢水発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を配備する。 2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。 3 設備管理部長は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。	<p>2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</p>
区分	規定する事項											
要員の配置	1 環境安全部長は、内部溢水発生時に必要な要員を配置する。											
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。											
資機材の配備	1 設備管理部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を配備する。 2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）を鋼製のケースに収納することにより、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。 3 設備管理部長は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
4-28	25	<p>主要な建物内の管理区域区分は以下のとおりとする。 第1加工棟 第2種管理区域 第4-1 廃棄物貯蔵室 第4-2 廃棄物貯蔵室 第4-3 廃棄物貯蔵室 第4-4 廃棄物貯蔵室 第4-5 廃棄物貯蔵室 第4-6 廃棄物貯蔵室 第4-7 廃棄物貯蔵室 第4-8 廃棄物貯蔵室 第4-9 廃棄物貯蔵室 第1-1 輸送物保管室 第1-1 輸送物搬出入室 第2加工棟 第1種管理区域 第2粉末受入室 第2-1 貯蔵室 第2-2 貯蔵室 第2-1 混合室 第2-2 混合室 第2-1 ベレット室 第2-2 ベレット室 第2-1 ベレット検査室 第2ベレット保管室 第2廃棄物処理室 第2 出入管理室 第2洗濯室 第2-1 燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室 第2放射線管理室 第2分析室 第2開発室 第2フィルタ室 第2加工棟 第2種管理区域 第2集合体保管室 第2-1 燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2-1 組立室 第2 梱包室 第2輸送容器保管室 第2部品室 第2排風機室 第1-3 貯蔵棟 第2種管理区域 第1-3 貯蔵容器保管室 第1 廃棄物貯蔵棟 第1種管理区域 W1 廃棄物処理室 W1 出入管理室 第1 廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第1 廃棄物貯蔵室 W1-1 排風機室 W1-2 排風機室 W1 廃棄物搬出入室 第3 廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第3 廃棄物貯蔵室 第5 廃棄物貯蔵棟 第2種管理区域 第5 廃棄物貯蔵室 発電機・ポンプ棟 非管理区域 発電機室</p> <p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 管理区域は、ラランを密封して取り扱いはし貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(管理区域)</p> <p>第40条 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(第34条以降において以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)及び別図2-(3)に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。</p> <p>3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。</p> <p>5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>周辺監視区域内の管理区域について適用する。</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p><u>恒設の管理区域を、図1に示す。また、管理区域の概念図を図2に示す。</u></p> <p>1-2-1 管理区域の原則</p> <p>管理区域は、以下の場所に定める。</p> <p>(1)「線量告示第1条」に定める管理区域に係る値(線量：1.3mSv/3ヶ月(500h)、空気中濃度：3×10⁻⁶Bq/cm³(U234)の10分の1、表面密度：4Bq/cm²の10分の1)のいずれかが、超えるか又は超えるおそれがある場所。(線量のみで管理区域を設定する場合は第2種管理区域、その他は第1種管理区域とする。)</p> <p>(2)上記場所であって以下を満足する場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域内であること。 ・耐火構造の建屋または建屋外にあっては床面は、コンクリート、アスファルトで舗装されていること。 <p>1-2-3 管理区域の種類</p> <p>管理区域は、以下の種類がある。</p> <p>(1) 恒設の管理区域・・国の許認可を受けた管理区域</p> <p>(2) 一時的な管理区域・・周辺監視区域内で一時的に設定した管理区域</p> <p>(3) 区分を変更した管理区域・・一時的に恒設の管理区域区分(第1種管理区域、第2種管理区域)を異なる区分(第1種管理区域、第2種管理区域)とする。</p>
	114	<p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。 管理区域は、ラランを密封して取り扱いはし貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）とそうでない区域（第1種管理区域）とに区分し、管理する。</p>		

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
6-2		<p>管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「第2種管理区域」という。）とそうでない区域（以下「第1種管理区域」という。）とに区分し、その範囲を標識により明示し管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が拡大しないように対策を講じること。</p> <p>(3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>(4) 必要に応じて遮蔽等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。</p> <p>6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p> <p>（管理区域の区分） 第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2－（2）及び別図2－（3）のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域）</p> <p>2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。</p> <div data-bbox="1142 640 1647 1039" style="border: 1px dashed black; width: 170px; height: 190px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">別図2－（1）（周辺監視区域及び敷地周辺図）</p> <div data-bbox="1003 1071 1736 1501" style="border: 1px dashed black; width: 247px; height: 205px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">別図2－（2） 管理雨域、保全区域及び周辺監視区域図</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>理区域、周辺監視区域）に変更した区域 (4) 特別措置を行う管理区域・・特別措置を必要とする管理区域 1-5 管理区域の区画及び標識(第40条第6項) 環境安全部長は、恒設の管理区域及び特別措置を行う管理区域に所定の標識を設置し、一時的な管理区域及び区分を変更した管理区域には、担当部長に所定の標識を設置させる。 標識を設ける箇所は、管理区域、一時管理区域の出入口及び管理区域境界とし、環境安全部長は必要があれば境界にさく、囲い、なわ張り等を実施または指示してこれらの区域にみだりに人を立ち入らせないようにする。 一時管理区域で、境界を、さく、囲い、なわ張りで境界を表す場合は、人が立入ることができる区画の1辺に1枚以上の標識をつける。その間隔は概ね10mとする。なお、境界が壁等の人が立入ることができない箇所には不要とする。</p> <p>2. 管理区域の区分 2-1 適用範囲 管理区域の区分及びその措置について適用する。 2-2 管理区域の区分(第41条第1項) 管理区域は、次の各号に基づき図1のとおり区分する。 (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：（第2種管理区域） (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：（第1種管理区域）</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第五條	(火災等による損傷の防止) 関係		青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
5-2	10	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、あらかじめ通報手順を定めるとともに、消防吏員が到着するまでに行う活動手順を定める。また、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。
	5-110	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。		
	5-133	火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護基準を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。		
5-5	添5別添-1	所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する手順を定める。 所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁の一次側にある手動バルブを閉止する手順を定める。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (4) 手順書の整備 17 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動バルブを閉止する。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-5 (続き)	添5別子-4	<p>試験開発炉以外の可燃性ガスを用いる試験開発設備 試験開発設備には試験開発炉以外に、極少量の水素ガス等を使用する開発設備があるため以下の対策を行う。 <u>水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、試験開発炉と兼用する。</u> <u>試験開発設備から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう</u>にするため、<u>試験開発設備の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。</u> <u>試験開発設備は水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう</u>に、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 816 1715 963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備(続き)	25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。							
添5別子-5		<p>焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1591 1715 1680"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備(続き)	26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																						
5-7	54	<p><u>熱的制限値 第2加工棟 連続焼結炉 制限温度(℃) 1,850</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第35条 燃料製造部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス漏えい検知器を作動させる。</p> <p>別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="991 835 1771 978"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th colspan="2">設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">成形施設</td> <td>第2加工棟</td> <td>第2-1ペレット室</td> <td>連続焼結炉 No.1※</td> <td rowspan="2">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2-2ペレット室</td> <td>連続焼結炉 No.2-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p> <p>別表5 火災及び爆発の防止のための措置（第35条関係）</p> <p>1. 熱的制限値（第35条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1020 1062 1584 1157"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値（℃）</th> <th>運転管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉No.1※</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉No.2-1</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者	成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No.1※	燃料製造部長		第2-2ペレット室	連続焼結炉 No.2-1	設備名	熱的制限値（℃）	運転管理方法	連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。</p> <p>①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備。</p> <p>②熱的制限値を有する加工設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b)放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）に示す。</p> <p>4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）及び「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」（要保-381）に定める。</p> <p>巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。</p> <p>正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p> <p>第1表 保安上特に管理を必要とする設備 4-10 火災及び爆発の防止 (1) 熱的制限値を有する設備 ①加熱源を有する設備は、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）の設備一覧に示すものである。 ②燃料製造部長は、保安規定別表5に記載の熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その操作温度を熱的制限値以下に保つ。 ③燃料製造部長は、②に示す以外の設備を操作する場合は、その操作温度を設備毎の最高使用温度以下に保つ。 確認結果については、定めた記録様式に記録をつけさせ、評価する。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）に定める。</p>
施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者																						
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No.1※	燃料製造部長																						
		第2-2ペレット室	連続焼結炉 No.2-1																							
設備名	熱的制限値（℃）	運転管理方法																								
連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。																								
連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。																								
5-12	10 5-118	<p>加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>可燃物の管理 火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、火災の発生を防止するため、加工施設の建物への可燃物及び危険物の持ち込みと保管管理等について定める。本加工施設内で使用する危険物は、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p>加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p>発生したジルカロイの加工くずは、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p>可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを加工施設（建物）に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬</p>	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p>13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p>14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p>																						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
添5別子-28		<p>可燃物を火災区画に持ち込む場合は、設備・機器の操作及び保守に必要なもののみを加工施設の建物に持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する防火上の管理を行うため、火災源以外への延焼は考えない。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="967 533 1712 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="967 533 1101 552">区分</th> <th data-bbox="1107 533 1712 552">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="967 556 1101 596">手順書の整備（続き）</td> <td data-bbox="1107 556 1712 611">2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="967 615 1101 655">13</td> <td data-bbox="1107 615 1712 669">燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="967 674 1101 699">14</td> <td data-bbox="1107 674 1712 699">燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	13	燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。	14	燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>
区分	規定する事項											
手順書の整備（続き）	2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。											
13	燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約100g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。											
14	燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																			
5-13	5-113	<p>可燃性ガスを使用する設備・機器には、電源が遮断した場合に各種弁類が安全側に作動するフェールセーフ機能を設ける。</p> <p>可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、上記フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第35条 燃料製造部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス漏えい検知器を作動させる。</p> <p>別表5 火災及び爆発の防止のための措置（第35条関係）</p> <p>1. 熱的制限値（第35条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1020 1094 1584 1194"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>熱的制限値（℃）</th> <th>運転管理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉No.1※</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉No.2-1</td> <td>1850</td> <td>自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p> <p>2. 可燃性ガスの爆発防止（第35条第2項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1026 1297 1486 1451"> <thead> <tr> <th>可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続焼結炉No.1</td> </tr> <tr> <td>連続焼結炉No.2-1</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 加熱炉</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</td> </tr> <tr> <td>焼却設備 焼却炉</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。	設備名	熱的制限値（℃）	運転管理方法	連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。	可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備	連続焼結炉No.1	連続焼結炉No.2-1	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	焼却設備 焼却炉	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」</p> <p>4-10 火災及び爆発の防止</p> <p>(2) 可燃性ガスを取り扱う設備</p> <p>①可燃性ガスを取り扱う設備は以下に示すものである。</p> <p>(a)連続焼結炉No.1 第2-1ベレット室に設置</p> <p>(b)連続焼結炉No.2-1 第2-2ベレット室に設置</p> <p>(c)燃料開発設備 加熱炉 第2開発室に設置</p> <p>(d)燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 第2開発室に設置</p> <p>(e)焼却設備 焼却炉</p> <p>可燃性ガスとしては、水素ガスとプロパンガスと都市ガスが対応する。</p> <p>②燃料製造部長は、①に示す可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、当該設備が設置されている室内の可燃性ガス漏えい検知器が作動していることを確認する。</p> <p>③可燃性ガス漏えい検知器が故障等により作動しないことが判明した場合には、直ちに可燃性ガスの供給を停止する等の安全措置をとること。</p> <p>④確認結果については、定めた記録様式に記録をつけさせ、評価する。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）及び「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）に定める。</p>
区分	規定する事項																						
手順書の整備（続き）	7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。																						
設備名	熱的制限値（℃）	運転管理方法																					
連続焼結炉No.1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。																					
連続焼結炉No.2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。																					
可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備																							
連続焼結炉No.1																							
連続焼結炉No.2-1																							
燃料開発設備 加熱炉																							
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉																							
焼却設備 焼却炉																							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-16	5-112	<p>空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 930"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。							
5-18	5-112	<p>ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 1560 1715 1675"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
5-20	5-112	<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1715 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。		6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p> <p>6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p>
区分	規定する事項									
手順書の整備(続き)	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。									
	6 燃料製造部長及び品質保証部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器(粉末保管容器)に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。									
5-23	5-116	<p>加工施設内の受変電設備、設備・機器用分電盤、分電盤、制御盤等の電気設備内のケーブルは、電気設備本体を金属製とし、必要に応じて内部の熱を適切に排出する換気機能を備えるとともに、接続する設備・機器の仕様上問題がない限り回路上に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1644 1715 1759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</p>		
区分	規定する事項									
資機材の配備(続き)	13 設備管理部長は、第2加工棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。また、導通部が没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-25	5-114	加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。 <u>消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1715 915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。							
5-25 (続き)	5-114	加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備は、消防法に基づき設置する。 <u>外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならない設計とする。</u>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1545 1715 1619"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備 (続き)</td> <td>16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備 (続き)	16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備 (続き)	16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-26	5-114	<p>消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置し、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を設置する。</p> <p>本加工施設には2台の可搬消防ポンプを備え、消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>消火器は消防法に規定する数を十分上回るように設置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。</p> <p>消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。</p> <p>5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</p> <p>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p>				
	5-125	<p>消防法に基づいた能力以上（屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min）の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする（別添5チ(u)－8）。</p> <p>消火水として使用できる水を約240 m3保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を本加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。</p>						
添5別子-28		<p>火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。</p>	<p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 814 1104 842">区分</th> <th data-bbox="1104 814 1715 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 842 1104 1402">資機材の配備</td> <td data-bbox="1104 842 1715 1402"> <p>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。</p> <p>5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</p> <p>9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。</p> <p>5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</p> <p>9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p>	
区分	規定する事項							
資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。</p> <p>5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</p> <p>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</p> <p>9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p> <p>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
5-26 (続き)	43	<u>第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、第1加工棟、第1-3貯蔵棟、発電機・ポンプ棟 消火器 耐震重要度分類 (注1)</u> <u>(注1) 転倒防止策を講じる。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>4. 設計想定事象の発生時(地震)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 9. 自然現象発生時(地震) (4) 手順書の整備 3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。</p>		
区分	規定する事項									
手順書の整備	3 環境安全部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。									
5-27	10	<u>初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。</u>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 1497 1715 1675"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。	手順書の整備	3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (1) 必要な要員の配置 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。 (2) 要員に対する教育・訓練の実施 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を年1回以上実施する。</p>
区分	規定する事項									
要員の配置	1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。									
手順書の整備	3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的に訓練を実施する。									
	5-118	<u>体制等の整備 火災発生時の初期消火活動を確実にするための対策として、防火のための組織編成、消火訓練、夜間・休日を含む体制の整備、消火設備等の維持管理を行う。</u> <u>火災発生時における初期消火活動に必要な通報連絡設備の配備、初期消火活動要員の配置を行うとともに、初期消火活動に必要な消火設備及び資機材の配備を行う。</u> <u>この体制は、重大事故に至るおそれがある事故で想定している火災の複数同時発生時の場合と同一の体制とする。(添付書類七 ロ(ハ)参照。)</u>								

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-28	11	<p>消火活動に必要な防火衣、フィルタ付き防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確保する。							
5-125	添5別子-28	<p>加工施設の建物の各室は、屋内消火栓又は屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から各室へのアクセスルート及び第2加工棟にあつては各室の屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上設ける。</p> <p>消火用資機材が配備されていること、誘導灯や非常用照明の設置、床面への表示等により容易に識別でき、非常口を設け、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを2つ以上確保することから、粉末消火器を使用した手動による初期消火活動が可能と判断する。</p> <p>主要な火災源であるアクセスルートに面した大型の制御盤には自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、これらによる発火による熱や煙の影響を防止してアクセスルートを確保する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1507 1715 1696"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。 15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。 16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。 15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。 16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。 15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとすることにより、消火器を使用した初期消火活動を行う。 16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
5-28 (続き)	5-125	<p>粉末消火器を用いた初期消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓又は屋外消火栓）を使用する。 <u>活動の流れは、重大事故に至るおそれがある事故の拡大防止対策と同一とする（添付書類七）。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1715 932"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p>		
区分	規定する事項									
手順書の整備（続き）	16 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に指示し、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。									
50	5-125 添5別チ-28	<p>消防法に基づいた能力以上（屋内消火栓：130 L/min、屋外消火栓：350 L/min）の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える設計とする（別添5チ(n)-8）。</p> <p>火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を設置している。よって、粉末消火器による初期消火が可能である。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 1566 1715 1677"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。		11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</p> <p>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p>
区分	規定する事項									
資機材の配備	8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。									
	11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-29	11 添5別チ-28	<p>消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止する設計とする。</p> <p>主要な火災源であるアクセスルートに面した大型の制御盤には自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、これらによる発火による熱や煙の影響を防止してアクセスルートを確保する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。							
5-30	5-121	<p>加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁、耐火性を有する扉、防火ダンパー等によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。</p> <p>火災区域内の火災の延焼を防止するため、必要に応じて核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1533 1715 1652"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
5-36	5-116	<p>消火器は消防法に基づく法令点検で使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。 消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。	手順書の整備(続き)	8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。 (4) 手順書の整備 8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p>
区分	規定する事項									
資機材の配備	7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。									
手順書の整備(続き)	8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。									
5-38	11	<p>それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか、金属箱等に収納する設計とし、また、安全機能を有する施設を設置する工程室のケーブルラックは金属製、電線管等は金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1528 1715 1625"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p>		
区分	規定する事項									
手順書の整備(続き)	17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。									
	5-117	<p>安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性のプラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p>								

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
5-39	11	<p>また、油火災の延焼を防止するため、ウランを非密封で取り扱う設備・機器を収容する火災区域内に設置する油圧ユニットの作動油タンクには、油の飛散を防止するとともに、耐火性を有した防護板を設置する設計とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。		10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。		11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p>10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p>11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p>
区分	規定する事項											
手順書の整備（続き）	9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。											
	10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。											
	11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。											
5-41	5-132	<p>火災区画内の火災源に対しては、添5チ(e)の第8表に示す延焼防止対策に加えて、火災源の周囲に可燃物を配置しない管理を行うことにより、火災の伝播を防止でき、火災区画内において、火災源から防護対象設備への火災の伝播はない。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 1549 1715 1663"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p>				
区分	規定する事項											
手順書の整備（続き）	5 燃料製造部長及び品質保証部長は、空気混入を防止するために火炎を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-45	5-122	<p>第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油（以下「廃油」という。）は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 913"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）は、金属製の液体廃棄物用ドラム缶に封入し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟（消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所）に保管する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。							
<p>第六条（安全機能を有する施設の地盤）関係</p>								
6-3	3-22	<p>第2加工棟の外壁に接して設置している可燃性ガスボンベを収納するボンベ置場は、外部火災の観点から第1高圧ガス貯蔵施設（液化アンモニアタンク）とともに高台に移設することで離隔距離を確保することから、掃すり込み沈下は加工施設の安全機能に影響を与えるものではない。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 1554 1715 1633"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設（第2加工棟）からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設（第2加工棟）からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>7. 火災等発生時（外部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設（第2加工棟）からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設（第2加工棟）からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。							
<p>第七条（地震による損傷の防止）関係</p>								
—	—	—	—	—				
<p>第八条（津波による損傷の防止）関係</p>								
—	—	—	—	—				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関係												
9-4	17	敷地で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう地面等に固定固縛を行う。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ⑦環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。</p>
区分	規定する事項											
資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。											
区分	規定する事項											
手順書の整備(続き)	2 環境安全部長は、加工施設から30kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。											
	5-91	竜巻により敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。										
9-12	17	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>				
区分	規定する事項											
資機材の配備	4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。											
	5-91	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 F3竜巻による風荷重または飛来物により損傷するおそれがある建物内への風の吹き込みを防止する対策を以下に示す。 第2加工棟 F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトにダンパーを設ける。										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-14	17 5-91 添5別ト-39	<p>更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</p> <p>安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。</p> <p>建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。</p> <p>第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟・第1-3貯蔵棟に収納する貯蔵容器並びに第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に収納する廃棄物ドラム缶は、F3竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。</p> <p>別添5ト(ロ)5放射性廃棄物の飛散対策 第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に保管する放射性固体廃棄物を収納したドラム缶等の金属容器について、以下により飛散防止の策を講じる。</p> <p>専用治具を用いて固縛及び連結を行う(添図5-1-1)。</p> <p>ラッシングベルトにて固縛を行う(添図5-1-2)。</p> <p>床に対しても固定を講じる(添図5-1-3)。</p> <p>添図5-1-1 段積み時の固縛対策</p> <p>添図5-1-2 平積み時の固縛対策(固縛のみ)</p> <p>添図5-1-3 平積み時の固縛対策(固縛及び固定)</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各身を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設に必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設に必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設に必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設に必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設に必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 930 1715 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	区分	規定する事項	資機材の配備	2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。		4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。*	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置</p> <p>8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項</p>
区分	規定する事項													
資機材の配備	2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。													
区分	規定する事項													
手順書の整備(続き)	3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。													
	4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。*													
5-91		<p>第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟第1-3貯蔵棟に収納する貯蔵容器並びに第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟に収納する廃棄物ドラム缶は、F3竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。</p>	<p>(後半申請の加工施設の停止期間中の措置)</p> <p>第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設*が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>2. 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>※：平成30年3月28日付け原規規発第1803284号をもって許可を受けた新規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」、今後、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受ける加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が波及的影響を及ぼさないことを確認している(添付4)。</p> <p>添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項(第65条の3関係)</p> <p>2. 第1-3貯蔵棟内における後半申請の加工施設</p> <table border="1" data-bbox="973 1514 1762 1577"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>粉末・パレット貯蔵容器1型</td> <td>120個</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2粉末受入室</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設備名	員数	第1-3貯蔵棟	粉末・パレット貯蔵容器1型	120個	第2加工棟 第2粉末受入室			<p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置</p> <p>8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項</p>	
設置場所	設備名	員数												
第1-3貯蔵棟	粉末・パレット貯蔵容器1型	120個												
第2加工棟 第2粉末受入室														

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
9-15	17	<u>更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法（保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項） 6-1 放射性固体廃棄物（通常品） <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物（液体を除くゴミ類）が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。</u> 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物（廃油等） <u>燃料製造部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。</u> 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。
	5-92	<u>安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。</u> <u>建物内に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器及び廃棄物ドラム缶の飛散を防止する対策を以下に示す。</u> <u>第1～3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び第1加工棟ドラム缶当たりのインベントリが多い固体廃棄物及び再生濃縮ウランを含む固体廃棄物は、最大保管廃棄能力を削減するとともに配置を変更する。</u>	2. <u>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</u> 3. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</u> 4. <u>燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-16	17	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 10. 自然現象発生時（竜巻） (1) 必要な要員の配置 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。 (2) 要員に対する教育・訓練 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を年1回以上実施する。 (3) 必要な電源その他資機材の配備 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。 2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 1) 連絡要員は直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 ①燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 ②燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 ③燃料製造部長は、連続焼結炉のヒータ電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 ④燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 ⑤環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 ⑥環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。										
	5-92	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 竜巻襲来時のソフト的な対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。 体制の整備 竜巻襲来が想定される段階での連絡体制及び竜巻対策実施体制を整備し、連絡・対策実施についての手順書を整備する。 連絡・対策要員に対し教育・訓練を定期的に行って力量を確保し、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。 複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。 注意喚起 竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。 注意喚起は、大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に以下の対応を実施する。 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。 警戒態勢 本加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、以下の対応を実施する。 連絡要員は直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。 対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 輸送物、廃棄物の構内運搬は、運搬を中止する。 作業者は作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 作業者は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガス切替実施を行う。 試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 本加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 5. 設計想定事象の発生時（竜巻）											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に行う。	資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。	手順書の整備	1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。	
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に行う。													
資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないよう必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。													
手順書の整備	1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。													
			5. 設計想定事象の発生時（竜巻）（続き）											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※							
区分	規定する事項													
手順書の整備（続き）	2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※													

※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-16 (続き)	17	更なる安全性余裕を確保するため、藤田スケール3の竜巻の最大風速92 m/sを想定し、風荷重による損傷及び飛来物による貫通に対し、核燃料物質等の施設外への飛散を防止する措置を行う。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。</p> <p>2) 連絡を受けた対策要員は核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <p>⑦燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</p>										
5-92	安全設計で想定したF1竜巻に加え、年超過確率が一桁低いF3竜巻の最大風速92 m/sに対する防護対策を行うことにより、更なる安全性余裕を確保する。 竜巻襲来時のソフトな対応を実施するための体制の整備、竜巻襲来が想定される段階で採る措置を以下に示す。 廃棄物保管工程について、取扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講ずる。 通常、保管廃棄中のドラム缶等は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定した状態である。 廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。(別添5ト(ウ)-5)。													
添5 別ト-39	別添5ト(ウ)-5 放射性廃棄物の飛散対策													
			<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)</p> <table border="1" data-bbox="973 663 1798 1186"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に避難経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。	手順書の整備	1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に避難経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。	
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的に実施する。													
資機材の配備	1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備する。 2 燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備する。 3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。 4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。													
手順書の整備	1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。 (2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。 (3) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に避難経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。													
			<p>5. 設計想定事象の発生時(竜巻)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1188 1798 1791"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※ </td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※							
区分	規定する事項													
手順書の整備(続き)	2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、燃料製造部長及び品質保証部長に以下の対応を実施させるか又は自ら実施する。 (1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。 (2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。 一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。 二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。 三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。 四 燃料製造部長及び品質保証部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。 五 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に避難する措置を講じる。 六 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両(トラックウィング車)はその有無を確認し、その区域外に避難する措置を講じる。 七 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛する。 八 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。 3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。 4 燃料製造部長は、第1-3貯蔵棟内の粉末・パレット貯蔵容器1型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-19	17 5-94	<p>過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区气象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>過去に記録された最低気温-7.5℃(大阪管区气象台1945年1月28日)を踏まえ、必要に応じて、安全機能を有する施設に断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じることにより、凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>6. 設計想定事象の発生時(極低温(凍結))</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1087"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、極低温(凍結)発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、極低温(凍結)発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようするための措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、極低温(凍結)発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、極低温(凍結)発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようするための措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 10-1. 自然現象発生時(極低温(凍結)) (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時に必要な資機材を配備する。 (4) 手順書の整備 1 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようするための措置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、極低温(凍結)発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、極低温(凍結)発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。 2 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、極低温(凍結)発生時には、屋外に設置する設備における凍結の発生が安全機能に影響を及ぼさないようするための措置を講じる。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-20	5-105	<p>本加工施設の屋根は、降下火砕物の堆積厚 12 cm を許容できる設計（降下火砕物の密度は湿潤状態を想定して 1.5 g/cm³ とした。）であるが、安全側に気中の降下火砕物の状態を踏まえて降下火砕物の堆積が認められれば除去する措置を講じる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第 30 条の 3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第 24 条、第 25 条、第 30 条の 3 以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付 1 に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年 1 回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第 24 条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第 62 条の 6 第 7 項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第 30 条の 3 関係）</p> <p>7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1138"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039 「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-22	18	<p>降下火砕物に対し、保守的に積雪の有無にかかわらず、気中の降下火砕物の状態を踏まえて加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに除去する措置を講じることにより、その損傷を防止する。</p> <p>作業員が屋根に上るための梯子等の構造を、地震力に対して十分な強度をもって設置するとともに、必要な防護具や資機材を常備する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>7. 設計想定事象の発生時(火山活動(降下火砕物))</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1142"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動(降下火砕物)発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動(降下火砕物)発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.1. 自然現象発生時(火山活動(降下火砕物))</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</p> <p>2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動(降下火砕物)発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動(降下火砕物)発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。													
	5-106	<p>降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて除去等の措置を講じる。この措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとし、作業に必要な防護具や資機材を常備する。</p>												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-23	18	必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的の実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的の実施する。	資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的の実施する。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。 2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。 3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。													
	5-106	必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。												
9-24	5-106	この堆積速度 4 cm/日を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除灰作業を完了するよう手順を定める。	No. 9-20 に同じ	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。</p>										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-26	18 5-109	<p>これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じることにより、積雪が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>8. 設計想定事象の発生時(積雪)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1052"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、積雪発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、積雪発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、積雪発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、積雪発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、積雪発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。	資機材の配備	1 設備管理部長は、積雪発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 2. 自然現象発生時(積雪)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、積雪発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、積雪発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、積雪発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。													
9-28	18 5-109	<p>換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。</p> <p>給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する構造とする。</p> <p>給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施し、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施し、生物学的事象が安全機能に影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>9. 設計想定事象の発生時(生物学的事象)</p> <table border="1" data-bbox="973 1661 1715 1927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、生物学的事象発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、生物学的事象発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 設備管理部長は、生物学的事象発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、生物学的事象発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、生物学的事象発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。	資機材の配備	1 設備管理部長は、生物学的事象発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 3. 自然現象発生時(生物学的事象)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。</p> <p>2 設備管理部長は、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、生物学的事象発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、生物学的事象発生時に関する教育・訓練を定期的に行う。													
資機材の配備	1 設備管理部長は、生物学的事象発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。 2 設備管理部長は、万が一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-33	19 5-143	敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。 敷地内に入構する燃料輸送車両については、積載燃料の量を制限して管理するとともに、防護対象施設からの離隔距離を十分確保するよう運搬ルート及び駐車場所を制限する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>2. 設計想定事象の発生時(外部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 816 1715 911"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>7. 火災等発生時(外部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</p>						
区分	規定する事項													
手順書の整備	5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。													
9-34	19 5-143	延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 敷地内に消火栓等を設置するとともに、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>2. 設計想定事象の発生時(外部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 1541 1715 1900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。	資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>7. 火災等発生時(外部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。													
資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるような延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-35	5-146 添5別り-19	<p>前項の影響評価結果より、防護対象施設の外壁が損傷を受けないようにするために、以下の対策を講じる。</p> <p><u>竹林は火災延焼経路において下り傾斜（約30°）であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い</u>が、<u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</u></p> <p>万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、前項の結果に示すとおり、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、<u>初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じる。</u></p> <p><u>初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じることが可能である。</u></p> <p><u>防護対象施設から竹林境界に向かって7mの離隔距離を設けることとする。</u></p> <p><u>離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、延焼の可能性がないように管理することとする。</u></p> <p>万一の火災発生時には、<u>初期消火活動要員が予備的放水を行い、延焼防止策を講じることとする。</u></p> <p><u>離隔距離の管理及び予備的放水の方法は、手順書に定めることとする。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1178"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>7. 火災等発生時（外部火災）</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</p> <p>3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。</p>
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。													
資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等										
9-38	5-150 5-164 5-165 5-166	防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(イ)の第5図～添5リ(イ)の第8図に示す。 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第6図 燃料輸送車両の敷地内走行経路 添5リ(イ)の第7図 敷地内の燃料輸送車両の火災位置 添5リ(イ)の第8図 敷地内の燃料輸送車両の爆発位置	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 2. 設計想定事象の発生時(外部火災)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 5. 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u>										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはないよう管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、<u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないよう管理する。これにより、<u>防護対象施設(第2加工棟)からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。	教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。	資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。	手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはないよう管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないよう管理する。これにより、 <u>防護対象施設(第2加工棟)からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u>	
区分	規定する事項													
要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。													
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的に実施する。													
資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。													
手順書の整備	1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要なとなる対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。 2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。 3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはないよう管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないよう管理する。これにより、 <u>防護対象施設(第2加工棟)からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</u>													
9-39	5-152 5-164 5-165	敷地内における危険物の取扱いとして、各危険物施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各危険物施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。 防護対象施設と想定火災源の位置関係を添5リ(イ)の第5図及び添5リ(イ)の第7図に示す。 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第7図 敷地内の燃料輸送車両の火災位置	No. 9-38 に同じ	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはないよう管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u>										
9-40	5-154 5-157 5-164 5-166	敷地内における高圧ガスの取扱いとして、各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給するため、敷地内において各高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはない。 敷地内において定められた運搬ルート及び運搬数量を車両により運搬中の状態を評価することにより、防護対象施設に及ぼす影響が最大になる。 防護対象施設と想定爆発源の位置関係を添5リ(イ)の第5図及び添5リ(イ)の第8図に示す。 燃料輸送車両 敷地内に入構する車両に対して、運搬する高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定爆発源に対して、防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u> 添5リ(イ)の第5図 防護対象施設と敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設の位置関係 添5リ(イ)の第8図 敷地内の燃料輸送車両の爆発位置	No. 9-38 に同じ	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時(外部火災) (4) 手順書の整備 4 設備管理部長、燃料製造部長及び環境安全部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いはないよう管理する。 5 環境安全部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量、高圧ガス量並びに運搬ルート及び駐車場所を制限して管理することにより、 <u>想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</u>										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
9-41	5-155 5-157 5-165	<p>5-155 高圧ガス貯蔵施設 水素ガス、プロパンガス及びPRガス（メタンガス）を貯蔵するボンベ置場については、防護対象施設の第2加工棟に対して、明らかに爆発源に対する離隔距離を確保できない位置にあるため、離隔距離を確保できる位置に移設する。</p> <p>燃料輸送車両 これらの燃料輸送車両が敷地内走行中に爆発した場合、爆発位置は明らかに防護対象施設に対する離隔距離を確保できないため、離隔距離を確保できる位置に移設する。</p> <p>5-157 燃料輸送車両 添5リ(イ)の第6図に示すように、第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)は敷地西方に移設する。</p> <p>5-165 添5リ(イ)の第6図 燃料輸送車両の敷地内走行経路</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>No. 9-38 に同じ</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 7 燃料製造部長は、敷地西方に移設した第1高圧ガス貯蔵施設及びボンベ置場(1)について、それらの位置を変更しないように管理する。これにより、防護対象施設（第2加工棟）からの離隔距離を危険限界距離以上に確保できる状態を維持する。</p>				
9-43	5-160	<p>5-160 ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>2. 設計想定事象の発生時（外部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 1003 1715 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時（外部火災） （4）手順書の整備 6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
<p>第十条 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 関係</p>				
10-2	20	<p>加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>  <p>別図2-(1) (周辺監視区域及び敷地周辺図)</p>  <p>別図2-(2) 管理雨域、保全区域及び周辺監視区域図</p>	<p>基保-035「周辺監視区域管理基準」</p> <p>3. 周辺監視区域の立入制限方法 (第46条)</p> <p>3-1 立入制限方法</p> <p>周辺監視区域への立入制限の具体的な方法は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 周辺監視区域境界</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺監視区域境界に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設ける。 さく等の障壁は、フェンス、壁、扉又はゲートとする。 周辺監視区域境界のさく等には、人の侵入を検知できるセンサ又は監視カメラを設置する。 <p>(2) 標識</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺監視区域に接近しようとする者に対し、周辺監視区域であることを確実に知らしめることができるように「周辺監視区域、許可なく立入を禁ず」と表示した標識をさく等の障壁の周辺に取り付ける。 <p>*関連標準等：「加工施設への人の不法な侵入等の防止要領（要保-194）」</p> <p>3-2 周辺監視区域境界及び標識</p> <p>周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。標識は下図のとおりとする。</p> <p>図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p>
10-3	20	<p>加工施設への人の不法な侵入を防止するため、加工施設の周辺に設定した周辺監視区域の境界にフェンス等の障壁を設置するとともに、加工施設は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有する設計とし、侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入等防止設備を設置する。不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</p>	<p>(加工施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。</p> <p>(2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>(3) []における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。</p> <p>(4) []敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む）、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>(5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。</p>	<p>基保-035「周辺監視区域管理基準」</p> <p>4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止 (第46条の2)</p> <p>4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止</p> <p>(1) 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員（保安規定における「保安員」を指し、以下「警備員」という。）に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。また、侵入検知器、監視カメラ等の設備（以下「防護設備」という。）による人の不法な侵入等を防止する措置を定め、その機能を維持するために防護設備の管理を行う。なお、防護設備の管理は設備管理部長に依頼することができるものとする。</p>
	5-168	<p>侵入検知器、監視カメラ等の不法侵入防止等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を実施する。</p> <p>加工施設への人の不法な侵入を監視するため、侵入検知器や監視カメラ等の監視装置による集中監視を行うとともに、見張りにより周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
10-4	5-168	加工施設へ常時立ち入る放射線業務従事者に対しては、ID カードにより加工施設の出入管理を行う。 一時立ち入者に対しては、その身分及び立ち入りの必要性を確認の上、立ち入りを認めたことを証明する書面等を常に容易に確認できるよう所持させる。 常時立ち入ることがない加工施設では、出入口を施錠管理する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (3) 加工施設における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-035「周辺監視区域管理基準」 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2） 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (1) 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止するため、警備員（保安規定における「保安員」を指し、以下「警備員」という。）に加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行わせる。 (2) 環境安全部長は、放射線業務従事者と管理区域一時立ち入者の区分に応じて、加工施設の出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。
10-5	20 5-168	核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、所定の監視場所において持出し点検及び監視を行う。 核燃料物質の敷地内の人による不法な移動を防止するため、加工施設への出入口の防犯カメラによる監視、施錠管理及び巡視を行う。 核燃料物質の移動は、所定の手順に基づき承認を得てから実施し、加工施設の所定の監視場所において、金属探知機、核物質検知装置等による持出し点検及び常時監視を行う。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (3) 加工施設における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	基保-035「周辺監視区域管理基準」 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2） 4-1 人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動の防止 (3) 環境安全部長は、核燃料物質等の不法な移動を防止するため、所定の監視場所における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行う。
10-6	20 5-168	加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物の外観点検や開封点検、金属探知機及び液体検査装置を用いた点検、入構許可の確認及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。 加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。 加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、加工施設への立入時には、手荷物、携帯物品、郵便物の外観点検や開封点検、金属探知機及び液体状の爆発物、可燃物を判別する液体検査装置を用いて点検、入構許可の確認及び入構車両においては積載荷物の点検を行う。 加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための点検及び検査に係る業務については、手順を作成してそれに基づいて実施するとともに、定期的に教育を実施する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (3) 加工施設における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	基保-035「周辺監視区域管理基準」 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2） 4-2 不正な物件の持込み防止 環境安全部長は、敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）、その他の危険物が持ち込まれることを防止するため、点検に係る具体的な方法については、核物質防護に関する情報として核物質防護規定に基づいて別に定め、定期的に教育を行う。
10-7	20 5-169	サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断する措置を講じた電気通信回路を介する設計とする。 サイバーテロを未然に防止するため、本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、外部と物理的に遮断する又は電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為若しくは破壊行為を遮断することにより、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」第二条第四項に規定する不正アクセス行為の発生を防止する。 外部からの不正アクセスの防止 本加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、社内コンピュータシステムの接続はなく外部と物理的に遮断した設計とし、電気通信回路を通じた外部からの不正アクセスによる妨害行為又は破壊行為を遮断する。 社内コンピュータシステムと外部インターネット網との接続箇所にファイアーウォールを設置する。 セキュリティをより堅牢にするために外部インターネットとの接続ファイアーウォールを二重に設置し、社外からの不正アクセス行為の発生を防止する。	(加工施設への人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。 (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。 (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。 (3) 加工施設における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。 (4) 敷地外から爆発物又は可燃性を有する物品（液体状の爆発物、可燃物を含む。）、その他の危険物が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。 (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。	基保-035「周辺監視区域管理基準」 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2） 4-3 不正アクセスの防止 (1) 環境安全部長は、サイバーテロを未然に防止するため、加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断する。
10-9	20	内部での不正操作を防止するため、加工施設における製造管理システム及び核物質防護システムに対する調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。	No. 10-7 に同じ	基保-035「周辺監視区域管理基準」 4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
			青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
	5-169	<p>内部での不正操作等の防止 防護対象システム（製造管理システム及び核物質防護システム）に対する内部での不正操作等を防止するため以下の措置を講じる。</p> <p>調達管理 防護対象システムの導入時、更新時、保守時、試験時におけるコンピュータウイルスの混入を防止するため、セキュリティを考慮した調達要求事項とする。</p> <p>アクセス管理 操作権限の無い者による防護対象システムの操作を防止するため、防護対象システムのある建物への入域及び防護対象システムの操作ができる者をアクセス権により制限し、さらにパスワードにより確認する。</p> <p>電子媒体管理 可搬式記憶媒体を介したウイルス感染を防止するため、加工施設のコンピュータの可搬式記憶媒体（USB）ポートは封鎖し、加工施設のコンピュータで利用しているハードディスク（HDD）は持ち出されないように管理する。</p>		<p>4-3 不正アクセスの防止</p> <p>(2) 環境安全部長は、内部からの不正操作を防止するため、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行う。</p>
10-11	20	<p>情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合、又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。</p>	No. 10-7 に同じ	<p>基保-035「周辺監視区域管理基準」</p> <p>4. 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第46条の2）</p> <p>4-3 不正アクセスの防止</p> <p>(3) 環境安全部長は、情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。</p>
	5-169	<p>情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合、又は行われた場合に迅速に対応できるよう情報システムセキュリティ計画を定める。</p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p>								
<p>第十一条 (溢水による損傷の防止) 関係</p>								
11-1	5-189	<p>万一当該溢水防護区画で蒸気漏えいが発生した場合には、運転時には常時監視している作業者が直ちに蒸気発生装置の電源遮断を行うとともに、配管の弁を閉止し、蒸気による影響を防止する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 835 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。							
11-3	20	<p>閉じ込めの機能に関して、第1種管理区域から外部へウランを流出させないため、ウランを含む溢水の流出、及び浸水や被水による気体廃棄設備の機能喪失を防止する。</p> <p>5-170 ウランの漏えい防止のため、第1種管理区域内から外部への溢水の漏えい防止対策を施すとともに外部から第1種管理区域内への溢水の侵入防止対策を施す。</p> <p>閉じ込めの機能を維持するため、気体廃棄設備(電気・計装盤を含む。)の浸水、被水防止対策を施す。</p> <p>5-172 以下の考え方により防護対象設備を設定した。(iii) 第1種管理区域の負圧を維持するための気体廃棄設備(電気・計装盤を含む。)を防護対象とする。このように選定した溢水に対する防護対象設備を添5リ(ハ)の第1表に示す。</p> <p>5-173 添5リ(ハ)の第1表 溢水に対する防護対象設備</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 1518 1715 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-5	21	<p>また、第1種管理区域の閉じ込めの機能に影響するおそれがある連続焼結炉の火災・爆発を生じさせないため、電気・計装盤の没水や被水による連続焼結炉の制御機能の喪失を防止する。</p> <p>5-170 高温で可燃性ガスを使用する連続焼結炉が、安全機能の喪失によって閉じ込めの機能に影響することがないよう、その制御に必要な電気・計装盤の没水、被水防止対策を施す。</p> <p>5-172 以下の考え方により防護対象設備を設定した。(iii) 溢水による火災・爆発の発生を防止するための高温で水素ガスを取り扱う連続焼結炉の制御に必要な電気・計装盤を防護対象とする。このように選定した溢水に対する防護対象設備を添5リ(ハ)の第1表に示す。</p> <p>5-173 添5リ(ハ)の第1表 溢水に対する防護対象設備</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No.2-1 に対して、連続焼結炉 No.2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No.2-1 に対して、連続焼結炉 No.2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No.2-1 に対して、連続焼結炉 No.2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉 No.2-1 に対して、連続焼結炉 No.2-1 の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁(冷却水)を手動で閉止する措置を講じる。							
11-14	5-171	<p>溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 1518 1715 1654"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
11-17	5-171	<p>浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。 <u>火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。</u> <u>これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 816 1715 894"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>		
区分	規定する事項									
資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。									
74	5-171	<p>浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。 <u>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u> <u>ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。</u></p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1520 1715 1833"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	手順書の整備(続き)	21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時(内部火災) (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 (4) 手順書の整備 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p>
区分	規定する事項									
資機材の配備(続き)	12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造(レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁)とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。									
手順書の整備(続き)	21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																		
11-17 (続き)	5-171	<p>浸水防止の確実性を高めるため、第1ラインの粉末混合機及び大型供給瓶、並びに第2ラインの粉末混合機及び供給瓶については、以下に示す多重の対策とする。</p> <p>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、開閉式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけて更に金属製の防水カバーを閉止する、閉じ込め弁の上部に更に設置したゲートバルブを閉止する、投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止するとともに被水防止の蓋を設置する、閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を低減するためウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能をもつフットペダル式とする、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化するとともに、火災時の水消火による水の侵入を防止するため火災発生時は投入操作を停止し閉じ込め弁等を閉じる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(後半申請の加工施設の停止期間中の措置)</p> <p>第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>2. 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>※：平成30年3月28日付け原規発第1803284号をもって許可を受けた新規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」、今後、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が波及的影響を及ぼさないことを確認している（添付4）。</p> <p>添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項（第65条の3関係）</p> <p>1. 第2加工棟内における後半申請の加工施設</p> <table border="1" data-bbox="964 609 1736 735"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末缶リフター</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末缶受台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末投入台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末混合機 No.1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>大型供給瓶</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設備名	員数	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶リフター	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶受台	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機 No.1	1台	第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	1台	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置</p> <p>8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項</p>																
設置場所	設備名	員数																																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶リフター	1台																																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末缶受台	1台																																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	1台																																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機 No.1	1台																																				
第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	1台																																				
添5別り-76		<p>本加工施設において取り扱うウランは、事業所外からの搬入に先立って、材料証明書により濃縮度、減速条件、核種含有量等の受入仕様を満たしていることを事前に確認する。</p>	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</u></p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. <u>燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</u></p> <p>別表14 核燃料物質の受入仕様（第68条関係）</p> <p>1. 核燃料物質の受入仕様（再生濃縮ウランを除く。）</p> <table border="1" data-bbox="1038 1081 1602 1218"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射性物質区分</th> <th rowspan="2">核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> <tr> <th>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>0.1 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44×10⁶ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p> <table border="1" data-bbox="1053 1270 1617 1474"> <thead> <tr> <th>放射性物質区分</th> <th>核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>3.3×10⁶ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">超ウラン元素</td> <td>N p 2 3 7</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (α)</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>R u 1 0 6</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>S b 1 2 5</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン	ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)	U (α)	1.44×10 ⁶ Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)	U (α)	3.3×10 ⁶ Bq/gU	超ウラン元素	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (β)	3 Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU	R u 1 0 6	10 Bq/gU	S b 1 2 5	2 Bq/gU	<p>基保-008「核燃料物質等運搬基準」</p> <p>4-6 核燃料物質の受入、払出し</p> <p>(1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受入れる場合は、<u>材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</u></p> <p>(2) 核燃料物質の受入仕様の確認 燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受入れる場合は、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることの確認を「核燃料物質取扱管理要領」（要計-001）に基づいて行う。</p> <p>① E C G U (Enriched Commercial Grade Uranium) の場合、第2表に示すE C G Uの<u>受入仕様</u>に適合していること。</p> <p>② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの<u>受入仕様</u>に適合していること。</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																				
		濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン																																				
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)																																				
	U (α)	1.44×10 ⁶ Bq/gU																																				
核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)																																				
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																				
ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)																																				
	U (α)	3.3×10 ⁶ Bq/gU																																				
超ウラン元素	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																				
	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																				
	P u (β)	3 Bq/gU																																				
核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU																																				
	R u 1 0 6	10 Bq/gU																																				
	S b 1 2 5	2 Bq/gU																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
11-17 (続き)	添5 別リ-76	<p>粉末入荷開梱工程において、粉末保管容器に収納し入荷した粉末状のウランは、秤量器により質量を測定し粉末保管容器ごとにウラン量を登録して管理する。<u>ウラン量が登録された粉末保管容器の粉末状のウランを粉末混合機に投入することによって、質量による制限を担保する。</u></p> <p>試料保管棚、試料保管棚以外の分析設備全体及び試料保管棚以外の実験設備全体については、ウランを粉末保管容器に収納してウラン量を登録し、挿入後のウラン量が核的制限値内であることを挿入する前に照会し取り扱う管理とすることにより、質量制限を担保する。<u>運搬台車（研磨屑又は粉末スクラップ）については、研磨を停止する質量制限値逸脱防止機構をセンタレス研削盤に備え、質量制限値逸脱防止機構が作動しない研磨屑回収頻度で、質量制限値未満のウランを研磨屑回収装置から回収し運搬台車で運搬することにより、質量制限を担保する。</u></p> <p>研磨屑乾燥機については質量制限を担保した運搬台車を用いて運搬した研磨屑を挿入することにより、質量制限を担保する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第3.3条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の「-----」及び第2-7領域の「-----」に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程又は部屋（以下、「工程等」という。）では、別表-1の運転管理方法に従い、核燃料物質を工程等に搬入する前に、核燃料物質の秤量、又は、核燃料物質の秤量及び核燃料物質中の水分確認を行い、制限値以内であることを担当放射線業務従事者が確認した後、工程等へ搬入すること。</p> <p>ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては以下の具体的な対策aに示すように所定の容器の員数により制限値以下であることを確認する。具体的な対策を以下に示す。</p> <p>a. 所定の容器（保管容器F型）に収納されている場合</p> <p>下表に示す所定の容器（保管容器F型）の員数が別表-1の「確認の内容」に示す員数であることをチェックシート等により確認する。ただし、事前計量の結果により、所定の容器の中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明している場合に限る。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程であって、当該設備機器の仕様のみで制限することが困難な設備は、別表-1の運転管理方法に従い、核燃料物質を工程に搬入する前に、搬入される核燃料物質が制限値以内であることを担当放射線業務従事者が目視により確認した後、工程へ搬入すること。</p> <p>ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 別表-1に示す酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、焙焼炉の運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）については、以下の管理を行うこと。</p> <p>a. センタレス研削盤の運転時間の制限</p> <p>センタレス研削盤の運転時間を所定のペレット研削個数（61000個以下）に達するまでとすることにより、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置の研磨屑回収釜に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する焙焼炉の運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値以下となるようにする。研磨屑回収釜の員数をチェックシートで確認することにより、制限値以下であることを管理する。</p> <p>b. 研磨屑回収装置の回転数の維持</p> <p>研磨屑回収装置の遠心分離機の回転数を1,500 rpm以上で維持することにより、研磨屑回収装置の循環水タンク（廃液を再びセンタレス研削盤に供給するために溜める機器）に流入する酸化ウラン研磨屑の回収後廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑える（1 gU/L < 11.5 gU/L）。</p> <p>c. 焙焼炉の運搬台車の移動の制限</p> <p>(6)に示す設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限事項を遵守することにより、研磨屑回収装置から研磨屑乾燥機又は研磨屑乾燥装置まで焙焼炉の運搬台車を移動する場合における第2-2領域内の核的に安全な配置を維持する。</p> <p>(4) 操作員は、(1)(2)(3)において、制限値以下であることを確認するにあたり、チェックシートに確認結果を記入しなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>
	添5 別リ-77	<p>粉末入荷開梱工程においては、この粉末状のウランを0.1気圧(容器が水没した条件)で水の侵入のない水密性を有する粉末保管容器に収納して取り扱い、水の侵入防止を確実にすること、減速条件の制限を満足した状態を維持し、水分管理を信頼あるものとしている。</p> <p>粉末調整工程の設備・機器において、粉末入荷開梱工程から粉末調整工程の投入口（第1ライン：粉末投入台、第2ライン：粉末投入機）へ粉末状のウランを投入するまで粉末保管容器の開封は行わない。</p> <p>粉末状のウランを投入して以降は水密性を有する設備・機器により粉末状のウランを取り扱う。</p>		
	添5 別リ-78	<p>第1ラインの粉末混合機と大型供給瓶、及び第2ラインの粉末混合機と供給瓶は、いずれも水の侵入を防止する対策を踏まえて減速条件を管理した粉末状のウランを取り扱う。</p>	<p>別表4 臨界安全管理に係る制限値（続き）</p>	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																		
11-17 (続き)	添5別り-78	<p>〔第1ライン 粉末混合機〕 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。 これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。 〔第1ライン 大型供給瓶〕 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。 これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>														
区分	規定する事項																					
資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。																					
添5別り-78	添5別り-78	<p>〔第1ライン 粉末混合機〕 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、可動式の金属製の防水カバーを閉じる。 この防水カバー閉を確認した後、火災への水消火実施可否を判断する。 〔第1ライン 大型供給瓶〕 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。 ウランの投入側の閉じ込め弁の上部にはゲートバルブの設置により、閉じ込め弁への被水を防止する。 火災時は搬送操作を停止し、ゲートバルブ及び閉じ込め弁を閉じる。</p>	<p>(後半申請の加工施設の停止期間中の措置)</p> <p>第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設[*]を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>2. 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>※：平成30年3月28日付け原規発第1803284号をもって許可を受けた新規規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」、今後、新規規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が波及的影響を及ぼさないことを確認している（添付4）。</p> <p>添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項（第65条の3関係）</p> <p>1. 第2加工棟内における後半申請の加工施設</p> <table border="1" data-bbox="973 1318 1745 1444"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末街リフター</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末街受台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末投入台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>粉末混合機No.1</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟 第2-1混合室</td> <td>大型供給瓶</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設備名	員数	第2加工棟 第2-1混合室	粉末街リフター	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末街受台	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	1台	第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機No.1	1台	第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	1台	<p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置</p> <p>8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項</p>
設置場所	設備名	員数																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末街リフター	1台																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末街受台	1台																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末投入台	1台																				
第2加工棟 第2-1混合室	粉末混合機No.1	1台																				
第2加工棟 第2-1混合室	大型供給瓶	1台																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-17 (続き)	添5別り -79	<p>〔第2ライン 粉末混合機〕 <u>当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 909"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 814 1101 842">区分</th> <th data-bbox="1107 814 1715 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 846 1101 909">資機材の配備 (続き)</td> <td data-bbox="1107 846 1715 909">18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、<u>囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備 (続き)	18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、 <u>囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、<u>囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u></p>
区分	規定する事項							
資機材の配備 (続き)	18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、 <u>囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</u>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
11-17 (続き)	添5 別リ -78	<p>〔第1ライン 粉末混合機〕 ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、ウラン投入時は、空気搬送によりウランを投入する粉末搬送配管と接続して水密構造を維持し、粉末状のウランを混合する際は粉末搬送配管との接続を取り外し粉末混合機側接続部に閉じ込めキャップ（レバーロックカブラ型）を取りつけることで粉末混合機本体の水密を維持する構造とする。 粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、可動式の金属製の防水カバーを閉じる。 この防水カバー閉を確認した後、火災への水消火実施可否を判断する。 溢水による被水防止のため、ウランの取出側（大型供給瓶との接合側）の閉じ込め弁は水密バルブとする。 火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。 〔第1ライン 大型供給瓶〕 水の侵入を防止するため、ウランの投入側（粉末混合機との接合側）の閉じ込め弁及び空気搬送によりウランを圧縮成型工程へ移送するための粉末搬送配管の閉じ込め弁は水密バルブとする。 ウランの投入側の閉じ込め弁の上部にはゲートバルブの設置により、閉じ込め弁への被水を防止する。 火災時は搬送操作を停止し、ゲートバルブ及び閉じ込め弁を閉じる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1096"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備 (続き)</td> <td>12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</td> </tr> <tr> <td>手順書の整備 (続き)</td> <td>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。※ 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※ 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備 (続き)	12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。	手順書の整備 (続き)	18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。※ 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※ 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 (4) 手順書の整備 18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p>
区分	規定する事項									
資機材の配備 (続き)	12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。									
手順書の整備 (続き)	18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。※ 19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※ 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。									
	添5 別リ -79	<p>〔第2ライン 粉末混合機〕 ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、ウランの投入側と取出側の閉じ込め弁は水密バルブとする。 ウランの投入側の閉じ込め弁への被水を防止するため、ウラン投入時以外は、閉じ込め弁の上部に蓋を設置する。 万一の溢水に対しても水の侵入を防止するため、投入口の漏水検知により投入側の閉じ込め弁を閉止する構造とする。 ウランの投入側の閉じ込め弁が開放している間の浸水の可能性を極力低減するため、ウラン投入時の閉じ込め弁開閉操作をペダルが踏まれていない間は蓋を閉止する機能を持つフットペダル式とし、ウラン投入時のみ作業者によって閉じ込め弁を開放する構造とする。 火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁と投入口の蓋を閉じる。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 1759 1715 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備 (続き)</td> <td>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備 (続き)	21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱時に水の侵入を防止するため、開口部を閉じし水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 (4) 手順書の整備 21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p>		
区分	規定する事項									
手順書の整備 (続き)	21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-17 (続き)	添5別リ -80	〔第2ライン 供給瓶〕 火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。 これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、可能な限り火災源となり得る可燃物を少なくする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。							
	添5別リ -80	〔第2ライン 供給瓶〕 当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 1518 1715 1612"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備 (続き)</td> <td>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備 (続き)	19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備 (続き)	19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-17 (続き)	添5別リ -80	<p>〔第2ライン 供給瓶〕 <u>ウラン取り扱い時に水の侵入を防止するため、ウランの投入側と取出側の閉じ込め弁は水密バルブとする。</u> <u>粉末搬送容器により供給瓶へのウランを搬送する際には、投入側の閉じ込め弁は粉末搬送容器接続時にのみ弁が開く構造とすることで水密構造を開放しない。</u> <u>未接続時は被水による水の侵入を防止するため、更に接続部に蓋を設置する。</u> <u>火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁と接続部の蓋を閉じる。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 6. 火災等発生時（内部火災） (3) 必要な電源その他資機材の配備 12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカブラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。 (4) 手順書の整備 22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	22 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。							
11-20	5-172	<p>被水し水の侵入により電気火災が発生するおそれがある電気・計装盤は、没水水位より高い位置に配置し、漏電遮断器を設置するとともに、防水カバーを設置する又は電源を遮断する措置を講じる。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>3. 設計想定事象の発生時（内部溢水）</p> <table border="1" data-bbox="973 1518 1715 1633"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じるにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じるにより、溢水による電気火災の発生を防止する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 8. 内部溢水発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じるにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じるにより、溢水による電気火災の発生を防止する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-21	5-172	<u>蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。							
11-22	5-174	<p>(i) 溢水源・溢水量の想定 防護対象設備を収納する建物の想定する溢水源を添5リ(n)の第2表に示す。上水、循環水(温調)、循環水(連続焼結炉)、循環水(一般)、排水及び蒸気の配管系統を溢水源として想定する。第2加工棟の上水、循環水(連続焼結炉)及び循環水(一般)の配管系統への給水は、地上及び地下に設置する水槽から給水ポンプにて直接設備・機器に給水する。屋上には循環水(温調)の高置水槽及び消火栓配管の満水保持(空気だまり防止)用の高置水槽を設置するが、給水用の水槽は設置しない。第1廃棄物貯蔵棟への上水の配管系統への給水は、上水を直接設備・機器に給水する。その他、設備・機器の容器についても、溢水源として想定する。また、第1廃棄物貯蔵棟W1廃棄物処理室(第1種管理区域)には蒸気配管を設置するため、蒸気配管を溢水源として想定する。防護対象設備を収納する建物及び建物外の水槽の配置を添5リ(n)の第1図に示す。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 1507 1715 1654"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。							
	5-175	添5リ(n)の第2表 溢水源及び溢水防護区画						
	5-176	<p>防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定した。</p> <p>第1種管理区域での溢水防護区画については、設備・機器の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。</p> <p>第2種管理区域での溢水防護区画については、設備・機器(気体廃棄設備)の没水を防止する。</p>						
	5-190	添5リ(n)の第1図 防護対象設備を収納する建物及び建物外の水槽の配置						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-23	5-177 5-179	<p>系統における単一の配管の破損を想定し、他の機器及び他の系統は健全なものとする。 <u>漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、以下の条件に基づき、添5リ(ハ)の第3表に示すとおり合計35分とした。</u> <u>換業時には第1種管理区域内には、常時、作業者を配置するが、建物外から作業者(設備担当)が駆け付けて閉止する場合を想定。</u> <u>第2種管理区域に対しては、着替えに要する時間は不要であるが、第1種管理区域と同じ所要時間を想定。</u></p> <p>添5リ(ハ)の第3表 漏水箇所の隔離時間</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>3. 設計想定事象の発生時(内部溢水)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 1003"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。<u>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u> 6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、<u>操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。<u>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u> 6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、<u>操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u> 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>6 設備管理部長は、<u>溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u></p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。<u>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u> 6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、<u>操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</u> 							
5-180	5-181	<p>各系統の送水は耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度を検知した時点で、第2加工棟への給水ポンプは自動停止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水配管に設けた緊急遮断弁は自動遮断する設計であるが、保守的に給水ポンプを手動で停止又は手動遮断弁を閉止するまでの給水も含めた溢水量とする。</p> <p>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、添5リ(ハ)の第5表に示すとおり合計15分とした。</p> <p>添5リ(ハ)の第5表 漏水箇所の隔離時間(地震時)</p> <p>第2加工棟に対しては、非管理区域外の地下水槽から給水ポンプにて送水するため、給水ポンプの電源遮断により隔離する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟に対しては、上水の直接送りにより送水するため、上水の元弁を閉止により隔離する。</p>	No. 11-23と同じ	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>8. 内部溢水発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(震度5弱以上)を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。<u>漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁(屋外)を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</u></p>				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
11-23 (続き)	5-180	<p>本加工施設の火災の拡大防止に対しては、粉末消火設備による消火を前提として大型粉末消火器を設置し、あわせて屋内消火栓及び屋外消火栓を設置する。 本評価では屋内消火栓及び屋外消火栓からの放水を想定する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1715 926"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 821 1101 842">区分</th> <th data-bbox="1107 821 1715 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 846 1101 926">手順書の整備</td> <td data-bbox="1107 846 1715 926">3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
第十二条 (誤操作の防止) 関係								
12-1	21	<p>安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するための措置として、制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を操作員の操作性及び人間工学上の諸因子を考慮して設置するとともに、誤操作を生じにくいように留意した設計とし、必要に応じて手順書を定め、教育・訓練を実施する。</p> <p>制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。</p> <p>表示装置は、操作員の誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにする。</p> <p>操作器は、操作員による誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバーや鍵付きスイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じる。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。</p> <p>(2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。</p> <p>(3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。</p> <p>一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。</p> <p>二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。</p> <p>三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。</p> <p>(4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非常時作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非常時作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」</p> <p>4-5 操作上の一般事項</p> <p>設備の作動状況及び機器の性能の把握</p> <p>燃料製造部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。</p> <p>①制御盤は集中監視及び集中制御が可能な配置とする。</p> <p>①制御盤、操作機の誤操作・誤判断を防止するため、表示装置は重要度に応じて色で識別する、もしくは制御盤、操作機の周辺に表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。</p> <p>②操作機については色、形状等により容易に識別できるように、もしくは上述のとおり表示装置の状態が把握できるような図、注意書きを含む明示を行う。なお、誤操作のおそれのある操作機については、操作機の配置や操作状態が把握できるように透明の樹脂カバーを付ける等の処置を施す。</p> <p>③安全の確保のために手動操作を要する場合には、緊急時の手動操作の手順をフロー図等にした掲示物を制御盤、操作機の周辺に設置する。具体的な掲示物の様式については下位の要領で定める。</p>				
12-4	21	<p>設計基準事故の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できる設計とし、設計基準事故が発生した状況下であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える設計とする。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1367 1715 1465"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 1367 1101 1388">区分</th> <th data-bbox="1101 1367 1715 1388">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 1388 1101 1465">手順書の整備</td> <td data-bbox="1101 1388 1715 1465">5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	5 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下(混乱した状態等)であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。							

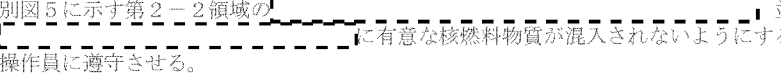
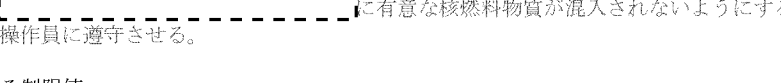
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
第十三条（安全避難通路等）関係								
13-1	21	加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えて非常用電源設備に接続したバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する設計とする。	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。							
	5-201	加工施設には、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように非常口を設け、各区域から非常口への通路及び階段を安全避難通路とし、誘導灯の設置、床面への表示等により安全避難通路を容易に識別できるようにする。 加工施設には、停電時にも放射線業務従事者が速やかに屋外に退避できるように、非常用照明を設置する。 誘導灯及び非常用照明はバッテリーを内蔵するとともに非常用電源設備（ディーゼル式発電機）に接続する。						
13-2	21	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。							
	5-201	加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、可搬型の照明及び専用の電源を設置する。 可搬型仮設照明の配備状況を添5リ(ホ)の第1表に示す。 添5リ(ホ)の第1表 可搬型仮設照明の配備						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																											
第十四条（安全機能を有する施設）関係																																															
14-1	26	安全機能を有する施設は、 <u>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるものとする。</u>	（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置） 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他）	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 15 燃料製造部長、設備管理部長、品質保証部長及び環境安全部長は、安全機能を有する施設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるようにする。																																											
26	5-202	安全機能を有する施設は、 <u>通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるものとする。</u>	別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き） (1) 核的制限値を有する加工設備（続き）	基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 保安上特に管理を必要とする設備 燃料製造部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ①核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備 ②熱的制限値を有する加工設備 ③閉じ込め機能を有する設備 (b) 放射性液体廃棄物の廃棄設備 保安上特に管理を必要とする設備について 保安上特に管理を必要とする設備は、第1表に示す設備であり、その詳細な設備一覧については、「保全対象範囲及び保全重要度設定要領」（要保-371）に示す。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 燃料製造部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）「加工施設の操作要領（第2開発室）」（要保-173）及び「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」（要保-381）に定める。 巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 異常を発見した場合は、直ちに燃料製造部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）、「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。 正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備																																											
5-202		本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="17">核燃料物質の貯蔵施設</td> <td rowspan="17">第2加工棟</td> <td>原料保管設備D型 No.1</td> <td rowspan="17">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>原料搬送設備 No.2 粉末缶受台</td> </tr> <tr> <td>原料保管設備E型 No.1</td> </tr> <tr> <td>原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4</td> </tr> <tr> <td>粉末缶搬送コンベア No.1</td> </tr> <tr> <td>粉末缶搬送コンベア No.2</td> </tr> <tr> <td>輸送容器搬送コンベア No.1-1</td> </tr> <tr> <td>輸送容器搬送コンベア No.1-2 (注1)</td> </tr> <tr> <td>輸送容器搬送コンベア No.2-1</td> </tr> <tr> <td>輸送容器搬送コンベア No.2-2 (注1)</td> </tr> <tr> <td>粉末缶移載装置 No.1-1</td> </tr> <tr> <td>粉末缶移載装置 No.1-2</td> </tr> <tr> <td>粉末缶移載装置 No.2-1</td> </tr> <tr> <td>粉末缶移載装置 No.2-2</td> </tr> <tr> <td>パレット保管ラックE型 No.1</td> </tr> <tr> <td>パレット保管ラックE型リフター</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">その他加工設備の附属施設</td> <td rowspan="10">第2開発室</td> <td>燃料開発設備 スクラップ処理装置</td> <td rowspan="10">燃料製造部長</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 試料調整用フード</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 試料調整用フードNo.1</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 試料調整用フードNo.2</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 粉末取扱フード</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 プレス</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 加熱炉</td> </tr> <tr> <td>燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第2分析室</td> <td rowspan="6">第2分析室</td> <td>分析設備 粉末取扱フードNo.1</td> <td rowspan="6">品質保証部長</td> </tr> <tr> <td>分析設備 粉末取扱フードNo.2</td> </tr> <tr> <td>分析設備 粉末取扱フードNo.3</td> </tr> <tr> <td>分析設備 ドラフトチャンバNo.1</td> </tr> <tr> <td>分析設備 ドラフトチャンバNo.2</td> </tr> <tr> <td>分析設備 ドラフトチャンバNo.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱いは貯蔵、保管廃棄を行わないこと。</p> <p>（注1）建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーの出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により操作員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッターを同時開放しない管理を行う。</p>	施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D型 No.1	燃料製造部長	原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	原料保管設備E型 No.1	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4	粉末缶搬送コンベア No.1	粉末缶搬送コンベア No.2	輸送容器搬送コンベア No.1-1	輸送容器搬送コンベア No.1-2 (注1)	輸送容器搬送コンベア No.2-1	輸送容器搬送コンベア No.2-2 (注1)	粉末缶移載装置 No.1-1	粉末缶移載装置 No.1-2	粉末缶移載装置 No.2-1	粉末缶移載装置 No.2-2	パレット保管ラックE型 No.1	パレット保管ラックE型リフター	その他加工設備の附属施設	第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料製造部長	燃料開発設備 試料調整用フード	燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	燃料開発設備 粉末取扱フード	燃料開発設備 プレス	燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	第2分析室	第2分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.1	品質保証部長	分析設備 粉末取扱フードNo.2	分析設備 粉末取扱フードNo.3	分析設備 ドラフトチャンバNo.1	分析設備 ドラフトチャンバNo.2	分析設備 ドラフトチャンバNo.3	
施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者																																												
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D型 No.1	燃料製造部長																																												
		原料搬送設備 No.2 粉末缶受台																																													
		原料保管設備E型 No.1																																													
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4																																													
		粉末缶搬送コンベア No.1																																													
		粉末缶搬送コンベア No.2																																													
		輸送容器搬送コンベア No.1-1																																													
		輸送容器搬送コンベア No.1-2 (注1)																																													
		輸送容器搬送コンベア No.2-1																																													
		輸送容器搬送コンベア No.2-2 (注1)																																													
		粉末缶移載装置 No.1-1																																													
		粉末缶移載装置 No.1-2																																													
		粉末缶移載装置 No.2-1																																													
		粉末缶移載装置 No.2-2																																													
		パレット保管ラックE型 No.1																																													
		パレット保管ラックE型リフター																																													
		その他加工設備の附属施設		第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料製造部長																																									
燃料開発設備 試料調整用フード																																															
燃料開発設備 試料調整用フードNo.1																																															
燃料開発設備 試料調整用フードNo.2																																															
燃料開発設備 粉末取扱フード																																															
燃料開発設備 プレス																																															
燃料開発設備 加熱炉																																															
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉																																															
第2分析室	第2分析室		分析設備 粉末取扱フードNo.1		品質保証部長																																										
			分析設備 粉末取扱フードNo.2																																												
		分析設備 粉末取扱フードNo.3																																													
		分析設備 ドラフトチャンバNo.1																																													
		分析設備 ドラフトチャンバNo.2																																													
		分析設備 ドラフトチャンバNo.3																																													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
5-202		本加工施設の設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準等に準拠し、通常時において予想される環境条件に対して十分な余裕を持って耐えられ、その機能を維持できる設計とする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第3条 社長、熊取事業所長（以下「所長」という。）、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 所長は、臨時雇員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時雇員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>各組織に共通する保安活動における一般原則を表1に示す。</p> <p>表1 保安活動における一般原則</p> <p>社長、所長、品質・安全管理室長、役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）は、以下の一般原則を遵守して原子力安全の達成、維持に対する責任を履行するように努める。</p> <p>(1) 法令、保安規定を遵守する。</p> <p>(2) 従業員等以外で加工施設に立ち入る者に保安規定を遵守させる。また、従業員等以外で使用施設に立ち入る者に保安品質保証計画書を遵守させる。</p> <p>(3) 保安品質保証計画書、規則、基準、標準等を遵守する。</p> <p>(4) 保安品質方針、施設管理方針に従って保安活動を実施する。</p> <p>(5) 安全かつ誠実に、本規則に定めるそれぞれの責任（説明責任を含む）、職務及び権限を遂行する。</p> <p>(6) 文書・記録等を含む情報の隠蔽、捏造を行わない。</p> <p>(7) 異常を発見した場合は、速やかに決められた手順で連絡、通報を含む処置を行う。</p> <p>(8) 以下に留意しそれぞれの職務を遂行する。</p> <p>①常に安全を意識するとともに、安全が保安活動の一つの大きな成果であることを理解し、意識する。</p> <p>②設備、作業手順等の変更を速やかに標準等に反映するとともに、作業者に確実に伝える。</p> <p>③3H（初めて、変更、久しぶり）作業、非定常作業の場合には、設備、作業手順・体制、連絡体制を十分確認する。</p> <p>④余裕のある工程、適切な設備・治具、手順、服装・防護具等を盛り込んだ作業計画・作業管理を心掛ける。</p> <p>⑤ほうれんそう（報告・連絡・相談）を密にし、良好なコミュニケーションを心掛ける。</p> <p>⑥常に問題がないか、なぜそうなっているのかを問う姿勢を心掛ける。</p> <p>⑦事業所、他社での事例を参考として、事故・故障等の未然防止を心掛ける。</p>
14-2	26	<p>安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮したものとす。</p> <p>5-202 本加工施設における安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査及び試験並びにこれらの安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるような設計とする。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</p> <p>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</p> <p>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</p> <p>(定期事業者検査の報告)</p> <p>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</p> <p>(計器及び放射線測定器の校正)</p> <p>第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p>(補修)</p> <p>第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。</p> <p>(改造)</p> <p>第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。</p>	<p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>2.1 施設管理に係る計画</p> <p>使用前事業者検査は、要保-368「使用前事業者検査及び使用前確認対応要領」に基づき計画する。また、定期事業者検査は、以下の要領に基づき計画する。</p> <p>要保-379「定期事業者検査対応要領」、要保-369「定期事業者検査実施要領（設備管理部）」、要保-380「定期事業者検査実施要領（環境安全部）」、要保-381「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」、要保-382「定期事業者検査実施要領（品質保証部）」</p> <p>2.2 施設管理に係る実施</p> <p>所長は、要保-368「使用前事業者検査及び使用前確認対応要領」に基づき、使用前事業者検査を実施させる。また、所長は、以下の要領に基づき、定期事業者検査を実施させる。</p> <p>要保-379「定期事業者検査対応要領」、要保-369「定期事業者検査実施要領（設備管理部）」、要保-380「定期事業者検査実施要領（環境安全部）」、要保-381「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」、要保-382「定期事業者検査実施要領（品質保証部）」</p> <p>4.4 保全計画の策定</p> <p>4.4.2 定期事業者検査の実施計画の策定</p> <p>各部長は、以下の要領に基づき、定期事業者検査の実施計画を策定する。実施計画は、要保-056「保安に係わる年度計画の審議・報告要領」に従い、毎年原則として3月度定例核燃料安全委員会に次年度の計画につき審議依頼を行い核燃料安全委員会の勧告を受ける。</p> <p>要保-369「定期事業者検査実施要領（設備管理部）」、要保-380「定期事業者検査実施要領（環境安全部）」、要保-381「定期事業者検査実施要領（燃料製造部）」、要保-382「定期事業者検査実施要領（品質保証部）」</p> <p>4.4.3 設計及び工事計画の策定</p> <p>ア) 設計・開発計画の策定</p> <p>各部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、基保-021「設計管理基準」に基づき、制定する設計・開発計画において明確にする。</p> <p>4.5 補修及び改造</p> <p>設備管理部長は、補修及び改造の実施に必要なインフラストラクチャ（補修部品、作業用機材、作業場所、関連するユーティリティ（電気、水、ガス等）等）を維持する。</p>
14-6	26	本加工施設には飛来物となり得る高速回転物を設置しない設計とする。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又</p>	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
5-202		本加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1" data-bbox="973 779 1715 835"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>10 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	10 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>10 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	10 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
第十五条 (設計基準) 事故の拡大の防止) 関係				
15-2	119	核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。	(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。 (1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。 (2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体積制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。 (3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。 (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。 (5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。	基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)
	7-8	核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。	2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。 ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。 3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。 4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。 5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の[]並びに第2-7領域の[]に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。	
	添7別イ-9	核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。	別表4 臨界安全管理に係る制限値 No.15-2に同じ	基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-2 (続き)	添7 別イ-11	教育・訓練を受けた二人の作業者が核燃料物質の質量を確認し、核的制限値未満であることを確認することにより逸脱を防止	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の  並びに第2-7領域の  に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-6	7-4	<p>設備・機器においてウランを取り扱う際に質量制限の逸脱を防止するため、質量を制限するインターロックを二重化するか、質量を制限するインターロックと人的管理を組み合わせる又は、人的管理によるダブルチェックにより管理する。</p> <p>核燃料物質をバッチごとに取り扱う設備・機器では、核燃料物質の移動の考慮として、移動先の設備・機器の核的制限値を満足する状態にならなければ移動元から移動させようとしても移動することができないインターロックと、人的管理を組み合わせる。</p> <p>は人的管理によるダブルチェックにより管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を作業員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨層の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨層回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を作業員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を作業員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含まれている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨層の回収に係る工程(研磨層回収装置、運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨層回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨層回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を作業員に行わせるに当たり、作業実施前に担当作業員以外であって担当グループ長が指名する作業員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を作業員に行わせるに当たり、担当作業員以外であって製造管理グループ長が指名する作業員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨層回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を作業員に行わせるに当たり、担当作業員以外であって担当グループ長が指名する作業員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の[]並びに第2-7領域の[]に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、作業員に遵守させる。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を作業員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>5. 作業実施前に行うべき制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)</p> <p>(1)担当部長は、4-1(1)(2)に該当する作業を作業員に行わせるに当たり、作業実施前(別表-1に当該作業の内容を示す。)に担当作業員以外であって担当グループ長が指名する作業員に別表-1の制限値が遵守されていることの確認(ダブルチェック)を、別表-1の「確認の内容」欄に基づき行わせること。</p> <p>ただし、臨界安全上の監視機構を設置し核的制限値が維持されていることを連続監視している設備機器についてはこの限りでない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>

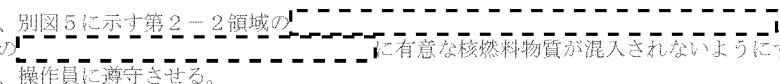

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-9	7-4	<p>粉末、ペレットや燃料棒を収納した所定の容器または燃料集合体を貯蔵施設から加工施設の各工程へ搬送する際などの容器等と設備間の離隔距離については、固定した軌道上を走行する台車に容器を積載すること又は定められた経路上で運搬台車を用いることにより、他設備との離隔をとる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程(研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の〓、並びに第2-7領域の〓に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>別図5 第2加工棟の臨界安全管理の領域 別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p> <p>(6) 第2-2領域において、操作員に運搬台車に装填して運搬させる場合(核燃料物質を直接に運搬させる場合を含む)、以下の事項に関する運搬方法を標準等に定め、これを遵守させなければならない。</p> <p>a. 核燃料物質は別表-1に示す保管容器に収納させること。</p> <p>b. 別表-1に示す運搬台車を使用させること。</p> <p>c. 臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数により運搬させること。</p> <p>d. 記録方法を定めること。</p> <p>e. 第2-2領域内の全ての運搬台車は、運搬台車の使用前状態として、ウランを装填しない状態で〓の操車場に集積して配置しておくこと。</p> <p>f. 当該運搬台車以外の運搬台車が使用されていないことを確認した上で、ウランを運搬すること。</p> <p>g. 当該運搬台車を〓の操車場から工程内のウランを装填する位置に移動させた後に、ウランを装填すること。</p> <p>h. 当該運搬台車の使用後は、当該運搬台車からウランが取り出され、ウランを装填しない状態で〓の操車場に戻すこと。</p> <p>(第2-2領域)</p> <p>第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域(添付図1参照)。</p> <p>(臨界安全性が確認された移動通路及び運搬個数)</p> <p>加工事業変更許可に基づく以下の臨界安全性評価のいずれかの方法により、臨界安全性を確認したものをいう。</p> <p>i. 立体角法</p> <p>ii. 臨界計算</p> <p>上記の方法iiにより、移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、第2-2領域内の他の設備との間に核的に安全な配置を保持するように通路を定めるとともに、運搬台車の同時使用を2台に制限した評価を行った。評価結果に基づき、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うことにより、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持できる。</p> <p>従って、第2加工棟の1階部分において臨界安全性が確認された移動通路とは、第2-2領域の全域とし、移動通路内で同時に運搬する個数については、当該運搬台車2台に積載できる範囲内とする。</p> <p>また、〓1(試料保管棚以外の実験設備全体)及び〓、部屋全体に対して核的制限値が設定されている場所における運搬については、本項(6)を適用する必要はない。</p>
15-13	7-5	<p>ペレットが転がって落下しないように、波板等に載せて取り扱う。</p>	<p>(核燃料物質の運搬)</p> <p>第69条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。</p>	<p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」</p> <p>4-14 核燃料物質等の運搬</p> <p>第56条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準は、「核燃料物質等運搬基準」(基保-008)として定められているが、周辺監視区域内の内、施設内の運搬に関する事項は、第69条に付加して、本基準に定める。</p> <p>(1) 核燃料物質等の施設内運搬</p> <p>①燃料製造部長は、加工施設内で核燃料物質等を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等(手運搬を含む)加工規則第7条の6に規定されている以下の措置を講じる。</p> <p>(a)いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(b)運搬物の運搬機器への積み付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(c)同一の運搬機器に、危険物と混載しないこと。</p>
15-14	7-5	<p>ペレットを貯蔵する場合には、波板等に載せてペレット保管容器に収納して、落下のおそれのある箇所に落下を防止するガイド等を設ける。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p>	<p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」</p> <p>4-15 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。</p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目的につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
15-18	7-5	<p><u>可燃性物質（油類）は取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時（内部火災）</p> <p>23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	23 燃料製造部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。							
15-52	7-7	<p><u>第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止するため、建物は漏えいの少ない構造とし、給排気設備により室内が外気より負圧になるよう維持する。</u></p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. <u>設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u></p> <p>3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。</p> <p>4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。</p> <p>5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいがないように管理する。</p>	<p>基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」</p> <p>4-8 漏えい管理</p> <p>(1) 漏えいの防止</p> <p>設備管理部長は、加工施設を操作する場合は、設備や施設からの核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講ずる。</p> <p>①確認結果については、「加工施設の操作要領（設備管理部）」（要保-184）に基づき、記録様式に記録をつけさせ、評価する。</p> <p>②異常を発見した場合は、直ちに設備管理部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）及び「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。</p> <p>③正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>(2) 給排気設備の運転</p> <p><u>設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。</u></p> <p>給排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域の室内の圧力を負圧に保つ措置を取る。</p> <p>なお、給排気設備を全停止する場合は、各部長にその旨事前に連絡し、「補修及び改造基準」（基保-018）に定められた給排気設備停止時の措置を実施する。</p>				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
15-53	121	第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をガストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他）	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するガストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。
	7-10	設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するガストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。		
	7-12	第1種管理区域においてウランが漏えいした場合には、空気中のウラン濃度をガストモニタにより監視し警報を発する設計及びエアスニファにより検知する設計とすることにより、操作員は設備損傷の可能性を想定し、設備からのウラン漏えいの拡大防止措置を講じる。		
	7-13	設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するガストモニタ、エアスニファにより、これを検知し、漏えいの拡大防止を行うが、ここでは操作員の対応には期待せず設備のウラン全量の放出を想定する。		
			区分	規定する事項
			手順書の整備	1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するガストモニタ、エアスニファによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。
15-54	121	第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。	(漏えい管理) 第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。 (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。 4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm 水柱) 以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。 5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいがないように管理する。	基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」 4-8 漏えい管理 (1) 漏えいの防止 設備管理部長は、加工施設を操作する場合は、設備や施設からの核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講ずる。 ①確認結果については、「加工施設の操作要領（設備管理部）」（要保-184）に基づき、記録様式に記録をつけさせ、評価する。 ②異常を発見した場合は、直ちに設備管理部長に通報するとともに、「評価・改善基準」（基保-023）及び「異常時の措置基準」（基保-012）に従い必要な措置を講じる。 ③正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。 (2) 給排気設備の運転 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。 給排気設備を点検等のために停止する場合には、一部の給排気設備を運転することにより第1種管理区域の室内の圧力を負圧に保つ措置を取る。 なお、給排気設備を全停止する場合は、各部長にその旨事前に連絡し、「補修及び改造基準」（基保-018）に定められた給排気設備停止時の措置を実施する。
	122	第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。		
	123	C.爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。		
	7-13	第1種管理区域を給排気設備により負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。		
	7-14	第1種管理区域を給排気設備により負圧に管理することにより、建物からのウランの漏えいを防止するとし、また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。		
	7-15	C.爆発による閉じ込め機能の不全 また、第1種管理区域内の空気は、排気系統に設置する高性能エアフィルタにより漏えいしたウラン粉末を除去した後、排気する設計とする。		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
15-56	122	当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。 3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火する。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。 3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火する。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	2 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。 3 所長は、粉末消火器により消火を行わせ火災の拡大を防止する。粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火する。活動の流れ(粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。)は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。							
	7-10	火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、火災を発見した者は粉末消火器による初期消火を実施することにより拡大を防止する。 粉末消火器を用いた消火活動が困難な場合は、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員が水消火設備(屋内又は屋外消火栓)を使用して消火する。						
	7-14	当該事象が発生した場合、管理区域における自動火災報知設備により警報を発する設計とすることにより、操作員は初期消火活動を実施し拡大防止措置を講じる。 火災が生じた場合、自動火災報知設備により火災を感知し、初期消火を実施することにより、拡大防止するが、ここでは設備のウラン全量が影響を受けることを想定する。また、火災により粉末状のウランを取り扱う設備・機器の開閉式フードの損傷を仮定する。						
15-60	124	排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいに限定される。	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	4 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。							
	7-10	第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。						
	7-16	排風機が停止した場合には、工程室内の負圧維持が不可能となるが、建物は漏えいの少ない構造とすることから、また、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいによる影響を緩和するため、ウランの建物外への漏えいは、建物の微小な隙間からの拡散による漏えいのみである。						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	関係下部規定等 青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所						
第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関係										
16-1	21 68～69	<p>加工施設には、各工程におけるウランの性状に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける設計とする。 貯蔵施設はウランの性状に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。</p> <p>第1加工棟、第1～3貯蔵棟及び第2加工棟における核燃料物質の最大貯蔵能力を次に示す。</p> <p>第1加工棟 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U 第1～3貯蔵棟 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ 5.9 ton-U 第2加工棟 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 37 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 41.2 ton-U 酸化ウランペレット 0.35 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.3 ton-U 酸化ウランペレット 0.85 ton-U 酸化ウランペレット 0.45 ton-U 酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.84 ton-U 酸化ウランペレット 0.45 ton-U 酸化ウランペレット 38 ton-U 酸化ウランペレット 3.4 ton-U 燃料棒 41 ton-U 燃料集合体 149 ton-U 燃料棒、燃料集合体 15.3 ton-U 燃料棒、燃料集合体 19.2 ton-U 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン 0.083 ton-U 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン 0.022 ton-U</p> <p>5-18 貯蔵施設は、加工工程中のウラン処理量に対し適切な貯蔵容量を確保し、臨界防止のための適切な対策を講じる。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>記載例 別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係）</p> <table border="1" data-bbox="994 556 1685 676"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1加工棟</td> <td>濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)</td> </tr> </tbody> </table>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	第1加工棟	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)	<p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」(要保-107)、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」(要保-001)に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力								
第1加工棟	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)								
16-2	21 65 5-18	<p>本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。</p> <p>本加工施設においては、崩壊熱除去等のために常時冷却を必要とする核燃料物質はない。</p> <p>本加工施設で取り扱う核燃料物質は崩壊熱を考慮する必要がないため、冷却機能を設ける必要はない。</p>	<p>(核燃料物質の受入れ、払出し) 第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。 (1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。 (2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。 (3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） 10. 設計想定事象の発生時（その他）(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1186 1715 1249"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。	<p>基保-008「核燃料物質等運搬基準」 4-6 核燃料物質の受入、払出し (1) 核燃料物質の受入 燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受入れる場合は、材料証明書、記録の確認及び目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることの確認を「受入核燃料物質等の事前確認」(OP-457-FA-1917)に基づいて行う。</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</p>		
区分	規定する事項									
手順書の整備	9 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																								
16-3	71	<p>粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)。(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨層の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨層回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨層の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨層の回収に係る工程(研磨層回収装置、運搬台車、研磨層乾燥機及び研磨層乾燥装置)では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨層回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨層回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員(研磨運転管理者)により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨層回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認(ダブルチェック)を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨層の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認(ダブルチェック)を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の  並びに第2-7領域の  に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>記載例 別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)</p> <table border="1" data-bbox="923 1365 1828 1640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備台数</th> <th colspan="4">制限値</th> <th rowspan="2">運転管理方法</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>減速条件</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>第1加工棟</td> <td>第1-1輸送物保管区域</td> <td>1</td> <td>粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数	—	—	—	—	第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 4-1 核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>
施設名	設置場所	設備名	設備台数					制限値					運転管理方法															
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値																				
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数	—	—	—	—	第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。																			

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																		
16-3 (続き)	71	<p>粉末、ペレット及び燃料集合体の輸送容器については、収納する核燃料物質に応じて、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」に基づき臨界安全性が確認されたもののみを取り扱う。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>別表1-5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第70条関係）（続き）</p> <p>(3) 第2加工棟</p> <table border="1" data-bbox="973 247 1685 573"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">[]</td> <td>濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ</td> <td>37 ton-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ</td> <td>41.2 ton-U（注2）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>0.85 ton-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>0.45 ton-U（注1）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>0.35 ton-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ</td> <td>0.3 ton-U</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>0.45 ton-U（注1）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウラン粉末又はそのスクラップ</td> <td>0.84 ton-U（注1）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>38 ton-U（注3）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酸化ウランペレット</td> <td>3.4 ton-U 〔注13〕〔注14〕 〔注27〕〔注28〕〔注29〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注13〕 第2-2燃料棟加工室にペレット輸送容器間細区域を定めてペレット輸送容器を取り扱う。 〔注14〕 第2-2燃料棟加工室のペレット輸送容器間細区域では、ペレット輸送容器1個以下にて取り扱う。 〔注27〕 核燃料物質を原子伊等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器、又は「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」の技術基準に適合する輸送容器にて取り扱い又は貯蔵する。 〔注28〕 核燃料物質を原子伊等規制法第59条第3項の規定に基づき承認を受けた輸送容器にて取り扱い又は貯蔵するに当たっては、その承認の期限を確認する。 〔注29〕 輸送容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、パレットトラック）を使用する。</p>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	[]	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	37 ton-U		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	41.2 ton-U（注2）		酸化ウランペレット	0.85 ton-U		酸化ウランペレット	0.45 ton-U（注1）		酸化ウランペレット	0.35 ton-U		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.3 ton-U		酸化ウランペレット	0.45 ton-U（注1）		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.84 ton-U（注1）		酸化ウランペレット	38 ton-U（注3）		酸化ウランペレット	3.4 ton-U 〔注13〕〔注14〕 〔注27〕〔注28〕〔注29〕	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準（燃料製造部）」 4-1-5 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領（燃料製造部）」（要保-107）、「臨界安全管理要領書（第2開発室）」（要保-001）に定める。</p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目のつきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																																				
[]	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	37 ton-U																																			
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	41.2 ton-U（注2）																																			
		酸化ウランペレット	0.85 ton-U																																			
		酸化ウランペレット	0.45 ton-U（注1）																																			
		酸化ウランペレット	0.35 ton-U																																			
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.3 ton-U																																			
		酸化ウランペレット	0.45 ton-U（注1）																																			
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ	0.84 ton-U（注1）																																			
		酸化ウランペレット	38 ton-U（注3）																																			
		酸化ウランペレット	3.4 ton-U 〔注13〕〔注14〕 〔注27〕〔注28〕〔注29〕																																			
	37	<p>輸送物保管区域 第1-1 輸送物保管区域 耐震重要度分類（注1） 〔注1〕 輸送物保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p>	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 9. 自然現象発生時（地震） (4) 手順書の整備</p>																																		
	39	<p>燃料集合体保管区域 第2-2 燃料集合体保管区域 第2-3 燃料集合体保管区域 耐震重要度分類（注2） 〔注2〕 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</p> <p>燃料集合体保管区域 第2-1 燃料集合体保管区域 第2-4 燃料集合体保管区域 耐震重要度分類（注2） 〔注2〕 燃料集合体保管区域に貯蔵する輸送容器は耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</p>	<p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>4. 設計想定事象の発生時（地震）</p> <table border="1" data-bbox="973 1350 1715 1444"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。	<p>4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。</p> <p>5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</p>																														
区分	規定する事項																																					
手順書の整備	4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。 5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。																																					

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																	
第十七条 (廃棄施設) 関係																					
17-2	21	また、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設を設ける設計とする。	(放射性固体廃棄物) 第73条 各部長は、放射性固体廃棄物(焼却等による処理後の廃棄物を含む)を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。 (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。	基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10~12項) 6-1 放射性固体廃棄物(通常品) 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物(液体を除くゴミ類)が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。 図2 放射性廃棄物の保管場所 保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。 なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。 第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせてないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。																	
	84	廃棄物の処理能力 保管廃棄設備 第5廃棄物貯蔵棟 約100本(200Lドラム缶換算)																			
	85	保管廃棄設備は、固体廃棄物の保管廃棄が十分な能力を有するものとする。																			
	86	保管廃棄設備の最大保管廃棄能力 各設備の能力を次に示す。 約6,020本(200Lドラム缶換算) 約1,750本(200Lドラム缶換算)(注1) 約3,400本(200Lドラム缶換算) 合計約11,170本(200Lドラム缶換算) 注1. 再生濃縮ウランを含んだ固体廃棄物の最大保管廃棄能力約330本を含む。																			
	6-31	油類廃棄物の発生量は過去の実績から約1本(200Lドラム缶)/年と予想されるため、現在の保管廃棄量67本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力(200Lドラム缶換算約100本)は十分である。 放射性固体廃棄物の発生量は核燃料物質の取扱量から、200リットルドラム缶本数に換算して、年平均約620本(再生濃縮ウラン分は約100本)と見積もられ、このうち減容可能な放射性固体廃棄物は約420本で減容後は約70本となることから、現在の保管廃棄量約8,200本を踏まえ、現状の最大保管廃棄能力(200Lドラム缶換算約11,170本)は十分である。	4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所(注3)</th> <th>保管廃棄設備名称</th> <th>200Lドラム缶当たりのウラン量(注4)</th> <th>保管廃棄能力(200Lドラム缶換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td></td> <td></td> <td>(合計) 約6020本</td> </tr> <tr> <td>第1廃棄物貯蔵棟</td> <td></td> <td>(合計) 約1750本</td> </tr> <tr> <td>第3廃棄物貯蔵棟</td> <td>約3400本</td> <td>(合計) 約11170本</td> </tr> <tr> <td>第5廃棄物貯蔵棟</td> <td>約100本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所(注3)	保管廃棄設備名称	200Lドラム缶当たりのウラン量(注4)	保管廃棄能力(200Lドラム缶換算)	第1加工棟			(合計) 約6020本	第1廃棄物貯蔵棟		(合計) 約1750本	第3廃棄物貯蔵棟	約3400本	(合計) 約11170本	第5廃棄物貯蔵棟	約100本		
設置場所(注3)	保管廃棄設備名称	200Lドラム缶当たりのウラン量(注4)	保管廃棄能力(200Lドラム缶換算)																		
第1加工棟			(合計) 約6020本																		
	第1廃棄物貯蔵棟		(合計) 約1750本																		
	第3廃棄物貯蔵棟	約3400本	(合計) 約11170本																		
	第5廃棄物貯蔵棟	約100本																			
			<p>注1) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約330本を含む。 注2) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約30本を含む。 注3) ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備(フォークリフト、ドラムボート)を使用する。 注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物中に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。</p> <p>別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>																		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-4	81	<p>気体廃棄物の廃棄設備は、排風機、高性能エアフィルタ、排気ダクト、閉じ込め弁、閉じ込めダンパー、給気ファン、給気ダクト及び負圧計で構成する。給気ファン及び給気ダクトによって、外気を第1種管理区域の各部屋に送風する。各部屋からの部屋排気は高性能エアフィルタ1段、設備・機器からの局所排気は、放射性物質の排気系への移行率が高いと考えられる粉末を取り扱う設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ2段、それ以外の設備・機器からの排気系については高性能エアフィルタ1段により、適切に酸化ウランを除去し、排気筒を経て排気口から施設外へ放出する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>18. 放射性気体廃棄物</p> <p>18-1 適用範囲 放射性気体廃棄物の排気について適用する。</p> <p>18-2 放射性気体廃棄物の処置 放射性気体廃棄物は、プレフィルタ、HEPAフィルタにより排気中の放射性物質を除去して排気している。 フィルタの性能を維持するため以下の措置を実施する。 (1) 環境安全部長は、建屋排気のフィルタ差圧を確認する。 (2) 設備管理部長は、必要に応じフィルタ交換を実施する。</p> <p>1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1—(1) 恒設の管理区域</p>
82	<p>排気口の位置 気体廃棄設備 No.1（第2加工棟）第2加工棟屋上 気体廃棄設備 No.2（第1廃棄物貯蔵棟）第1廃棄物貯蔵棟屋上</p>			
116	<p>放射性気体廃棄物は、本加工施設の高性能エアフィルタにより、放射性物質を適切に除去した後、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して、排気口から施設外へ放出する。</p>			
5-9	<p>(c) 第1種管理区域からの排気は、部屋からの排気（部屋排気）と、設備からの排気（局所排気）の2つに区分する。部屋排気、局所排気（粉末状のウランを取り扱う設備を除く）は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）1段で過後、排気口より大気中へ放出する。 (d) 局所排気のうち、粉末状のウランを取り扱う設備からの排気は、高性能エアフィルタ（捕集効率99.97%以上）2段で過後、気体廃棄設備である排気ダクトを通して排気口より大気中へ放出する。</p>			
5-16	<p>周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域からの放射性物質により汚染された空気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって過後、排気口から大気へ放出する。</p>			
6-20	<p>第1種管理区域からの排気は、放射性物質を高性能エアフィルタで除去した後、気体廃棄物設備である排気ダクトを通して排気口をから屋外に放出する。</p>			

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-5	83	<p>第2加工棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、発生元にて凝集沈殿、遠心分離の一次処理を行った後、第2廃液処理設備に送水する。</p> <p>第2廃液処理設備において、一次処理廃液及び直接送水した廃液を、一旦、廃液貯槽等に貯留し、必要に応じて凝集沈殿、ろ過等の処理を行った後、貯留設備に送水する。</p> <p>第1廃棄物貯蔵棟第1種管理区域で発生した液体廃棄物は、必要に応じて蒸発乾固、凝集沈殿の処理を行った後、貯留設備に送水する。</p> <p>建物ごとの貯留設備に貯留した液体廃棄物は、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。</p> <p>各建物から排出された排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質の濃度が周辺監視区域外の水中濃度限界以下であることを確認した後、事業所外へ排出する。</p> <p>その後、排水管を通して雨山川に放出する。</p> <p>廃液処理によって生じたスラッジ状の廃棄物は乾燥させた後、スクラップとして取り扱う、もしくは放射性固体廃棄物として所定のドラム缶に収納して保管廃棄設備に保管廃棄する。</p> <p>84 排水口の位置 第1加工棟北側(集中排水処理施設)</p> <p>116 放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</p> <p>5-10 (c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。</p> <p>5-17 周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外へ排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。</p> <p>6-27 本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。</p> <p>建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収汚染除去ができるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 17. 放射性液体廃棄物 17-1 適用範囲 放射性液体廃棄物の排水について適用する。 17-2 放射性液体廃棄物の区分 放射性液体廃棄物は、以下の3段階に区分けする。 (1) 発生元の放射性物質を含む廃液を処理し次工程へ排水する廃液を1次排水という。 1次排水は、第2加工棟の第2分析室、第2開発室、ペレット室から発生する。 (2) 1次排水及び雑排水(手洗い水、ドレン水、洗濯水)を受入れ、希釈または凝集沈殿処理をし、周辺監視区域へ排水する廃液及び第1廃棄物貯蔵棟からの廃液を2次排水という。 (3) 2次排水を周辺監視区域で集積し、周辺監視区域外へ排水する廃液を3次排水という。 17-3 排水手順(概要) 1次排水発生元の担当部長は、廃液の発生量を可能な限り抑制する。 (1) 1次排水 1次排水発生元の担当部長は、発生した廃液を凝集沈殿処理、希釈またはろ過処理を行い、満水になった処理水槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認して担当部長及び環境安全部の2次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう担当部長に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた担当部長は、2次廃液処理担当者に2次廃液処理設備が排水受入れ可能であることを確認した後、排水する。 (2) 2次排水 2次廃液処理担当者は、廃液を凝集沈殿処理、希釈またはろ過処理を行い、満水になった貯留槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認し、環境管理グループ長に報告、承認を得た上、排水が可能であることを2次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう2次廃液処理担当者に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた2次廃液処理担当者は、3次廃液処理担当者に集中排水処理施設が排水受入れ可能であることを確認した後、排水する。 (3) 3次排水 環境安全部の3次廃液処理担当者は、集中排水処理施設の満水になった排水貯槽の排水中の放射性物質濃度測定を放射線管理員に依頼する。 放射線管理員は、測定の結果、濃度が別途定める値以下であることを確認し、環境管理グループ長に報告、承認を得た上、排水が可能であることを3次廃液処理担当者へ連絡する。濃度が別途定める値を超えている場合は、再度廃液処理を実施するよう3次廃液処理担当者に連絡する。 排水が可能であることの連絡を受けた3次廃液処理担当者は、SFP 廃液処理担当者に SFP 排水貯槽の排水受け入れ可能であることを確認した後、排水する。</p> <p>1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1-(1) 恒設の管理区域</p>
83	84	<p>放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に入れ、に保管廃棄する。</p> <p>このうち焼却減容可能な油類廃棄物は、焼却減容した後、放射性固体廃棄物として保管廃棄設備に保管廃棄する。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟 保管廃棄設備(注1)</p> <p>注1. 廃棄物保管区域を設け、廃棄物保管区域内に油類廃棄物を保管廃棄する。</p> <p>84 保管廃棄設備 第5廃棄物貯蔵棟 約100本(200Lドラム缶換算)</p> <p>116 放射性物質によって汚染された又は汚染されたおそれのある油類廃棄物等の液体廃棄物は保管廃棄し、焼却可能な廃油は焼却設備で焼却した後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。</p> <p>5-17 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物はドラム缶に封入した後、第5廃棄物貯蔵棟に保管廃棄し、必要に応じて焼却設備で焼却減容し、焼却減容に伴って発生する残さ等の固体廃棄物は第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟又は第3廃棄物貯蔵棟に保管廃棄する。</p> <p>油類廃棄物の発生量及び保管廃棄能力を下表に示す。</p> <p>第5廃棄物貯蔵棟 約1本/年(200Lドラム缶換算) 約100本(200Lドラム缶換算)</p> <p>6-31 放射性物質によって汚染され又は汚染されたおそれのある油類廃棄物は、ドラム缶に入れて消防法上の危険物保管の技術基準に適合した建物である第5廃棄物貯蔵棟に保管廃棄する。廃油は必要に応じて焼却設備で減容処理を行った後、その焼却灰を放射性固体廃棄物として保管廃棄する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収汚染除去ができるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>	<p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」 6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項) 6-2 放射性液体廃棄物(廃油等) 燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。 第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。 図2 放射性廃棄物の保管場所 第3表 放射性液体廃棄物に係る保管廃棄能力 また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
17-5 (続き)	116	<u>放射性液体廃棄物は、本加工施設の廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、廃液に含まれる放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下であることを確認した後、施設外へ放出する。</u>	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-001「放射線管理基準」 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 <u>また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u>				
	5-10	<u>(c) 工程から発生する廃液は、凝集沈殿装置、遠心分離装置、ろ過装置又は蒸発乾固装置若しくはこれらの組み合わせにより処理した後、排水口より施設外へ放出する。</u>	2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。					
	5-17	<u>周辺環境へ放出される放射性物質濃度を低減し、公衆の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くするため、第1種管理区域の工程からの排水は、廃液処理設備により処理し、建物外に排出し、集中排水処理施設に貯留した後、排水口から周辺監視区域外へ排出する。</u>	3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。					
	6-27	<u>本加工施設の廃液処理設備で処理した排水は、建物ごとに貯槽に貯留し、バッチ方式によりあらかじめその放射性物質の濃度を測定し、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める水中濃度限度以下であることを確認した後、建物外へ排出する。 建物外に排出した排水は集中排水処理施設にて貯留し、バッチ方式により放射性物質濃度を測定し、確認してから事業所外へ排出する。</u>	4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。 5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。 6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。 7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。 8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。 9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。 10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。 11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。 12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。					
17-7	5-18	<u>高性能エアフィルタの目詰まりを監視するために差圧計を設ける。</u>	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) <table border="1" data-bbox="973 1045 1694 1102"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
17-9	85	<p>固体廃棄物の廃棄設備は、前処理設備、保管廃棄設備で構成する。前処理設備として固体廃棄物処理設備（減容処理、除染処理）、また保管廃棄設備として第1加工棟（注1）第1廃棄物貯蔵棟（注1）及び第3廃棄物貯蔵棟（注1）からなる。</p> <p>前処理設備では、第1種管理区域内で発生する減容可能な固体廃棄物について切斷・解体減容、焼却減容を行い、また、持出物品については必要に応じて除染処理を行う。これらの処理により発生した排気については気体廃棄設備にて、排水については廃液処理設備にて処理を行う。</p> <p>第1加工棟（注1）第1廃棄物貯蔵棟（注1）第3廃棄物貯蔵棟（注1）</p> <p>注1. 廃棄物保管区域を設け、廃棄物保管区域内に固体廃棄物を保管廃棄する。固体廃棄物は、可燃物、難燃物、不燃物、フィルタに分類し、必要に応じて減容処理を行い、汚染の広がりを防止するための措置を講じてドラム缶その他の金属製容器に収納し、保管廃棄する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」</p> <p>3. 保管廃棄物の取扱い</p> <p>3-1 保管廃棄物</p> <p>保管廃棄物とは、事業所内にて発生した放射性廃棄物（固体及び液体）のうち、保管記録を発行して事業所内で保管廃棄するものをいう。</p> <p>3-2 分類（保安規定第73条第1項（1））</p> <p>保管廃棄物の分類を第1表に定める。また詳細については廃棄物種別区分表（放射性保管廃棄物搬出要領（要保-003）に定める）に定める。なお難燃物とは可燃物の中で燃やしくい物を総称し、別途管理する。</p> <p>第1表 保管廃棄物の分類等</p> <p>3-3 梱包（封入）（保安規定第73条第1項（2）、（3）、第74条第9項）</p> <p>①各部長は、放射性固体廃棄物をポリシート等で密封の上ドラム缶または金属製容器に収納する。また、フィルタは、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、廃棄物登録手続きの際に金属製容器から取り出して、第2廃棄物処理室より廃棄物貯蔵棟へ搬出する。金属製容器に収納することが困難な場合はポリシート等で密封する。</p> <p>②各部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）を液体廃棄物用のドラム缶に収納する。なお、液体廃棄物用のドラム缶は、収納した放射性液体廃棄物により腐食しないものとする。</p> <p>5. 減容処理</p> <p>保管廃棄物の減容を行う場合の管理方法は、「焼却減容作業（OP-KC-TW-2843）」等に定める。</p> <p>7. 保管状況確認（保安規定第73条第3項、第74条第11項、第62条の6）</p> <p>燃料製造部長に指示された燃料製造部担当者は、廃棄物貯蔵棟における保管廃棄物の保管状況等が適切であるか確認を行う。燃料製造部長は、保管状況の確認を記した記録（放射性保管廃棄物保管要領（要保-006）に定める）の確認を行う。なお、長期休日期間中の保管状況の確認は、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点から巡視（巡視実施要領（燃料製造部）（要保-376）にて代用することもできる。</p> <p>19. 放射性廃棄物でない廃棄物</p> <p>19-1 適用範囲</p> <p>(1) 原子力施設において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）であって「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするもの</p> <p>・汚染のおそれがない管理区域（第2種管理区域）内において設置されたもの</p> <p>(2) 原子力施設において使用された物品（工具類等）であって「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとするもの</p> <p>・汚染のおそれがない管理区域（第2種管理区域）内において使用された物品</p> <p>*適用範囲については、添付の平成20年5月27日付け「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（NISA-111a-08-1）（平成20・04・21 原院第1号）を参照。</p> <p>19-2 放射性廃棄物でない廃棄物の判断方法（第75条の2第1項第1号、第2号）</p> <p>(1) 第2種管理区域内において設置された資材等</p> <p>適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断した場合は、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</p> <p>「適切な汚染防止対策」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種管理区域と第2種管理区域の壁等によって区域が区画されている。 ・第2種管理区域から第1種管理区域に向かって空気の流れを確保することによって区域が区画されている。 ・放射性物質等は、容器等に封入し、取扱い又は貯蔵保管されている。 <p>「適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等」</p> <p>保安規定、品質保証計画書に基づいて適切に管理された記録その他の資料をいう。</p> <p>(例) 資材等に係るもの：設計図、配置図、(工事) 作業計画、放射線管理記録、事故記録等</p> <p>(2) 第2種管理区域内において使用された物品</p> <p>適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断した場合は、放射性廃棄物でない廃棄物とする。</p> <p>「適切に管理された使用履歴の記録等」</p> <p>保安規定、品質保証計画書に基づいて適切に管理された記録その他の資料をいう。</p> <p>(例) 物品に係るもの：(工事) 作業計画、作業標準、放射線管理記録 等</p> <p>19-3 放射性廃棄物でない廃棄物と他の資材等及び物品との混在防止の措置（第75条の2第1項第3号）</p> <p>放射性廃棄物でない廃棄物であると判断されたものを第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在を防止するため、以下の措置を行う。</p> <p>(1) 放射性廃棄物でない廃棄物を他の資材等及び物品と区画すること。</p> <p>(2) 放射性廃棄物でない廃棄物であることを示す標識をつけること。</p> <p>19-4 放射性廃棄物でない廃棄物の適切な取扱い</p> <p>各部長は、第2種管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用することを判断する。その場合、以下の措置を講じて環境安全部長の承認を得るとともに、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(1) 放射性廃棄物でない廃棄物として対象物とする。</p> <p>(2) 汚染がないことを判断するための使用履歴、設置状況の記録等を示す。</p> <p>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物とするための手続きをとる。</p> <p>(4) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置を講じる。</p> <p>19-5 協力会社を含めた関係組織への周知</p> <p>放射性廃棄物でない廃棄物の定義、運用等については、保安教育等を含め周知を徹底する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
17-10	85	<p>保管廃棄する固体廃棄物中に含まれるウラン量については、その量を確認し管理する。</p> <p>6-20 減容処理を行う放射性固体廃棄物に含まれるウラン量を平均 (200 L ドラム缶) とする。</p> <p>6-31 廃油に含まれるウラン量を平均 (200 L ドラム缶) とする。</p> <p>保管管理する廃棄物のドラム缶当たりのウラン量は、平均 以下、一部の放射性固体廃棄物については平均 以下、若しくは平均 以下に管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。</p> <p>3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>別表18 保安に関する記録（第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係）（続き）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 594 1614 709"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</td> <td>保管廃棄の都度</td> <td>燃料製造部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備</p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	ナ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」</p> <p>6. 保管方法（保安規定第73条第2、4項、第74条第10～12項）</p> <p>6-1 放射性固体廃棄物（通常品）</p> <p>燃料製造部長は、放射性固体廃棄物（液体を除くゴミ類）が入ったドラム缶を図2に示す第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。また、廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納し第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟又は第1加工棟で保管する。</p> <p>図2 放射性廃棄物の保管場所</p> <p>保管廃棄物を保管する各室の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第2表のとおりとする。</p> <p>なお、各室の保管数量及び再生濃縮ウランの保管区域の具体的な位置等の詳細については、「要保-006 放射性保管廃棄物保管要領」等に定める。</p> <p>第2表 放射性固体廃棄物に係わる保管廃棄能力</p> <p>6-2 放射性液体廃棄物（廃油等）</p> <p>燃料製造部長は、放射性液体廃棄物（廃油等の液体ゴミ類）が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。</p> <p>図2 放射性廃棄物の保管場所</p> <p>第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力</p> <p>また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間									
ナ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間									
17-12	116	<p>保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものは、必要に応じて、金属製容器に収納し、保安規定に定める区画に一時的に保管する。</p> <p>6-31 保管廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするものを、必要に応じて、金属製容器に収納し、第2加工棟の第2廃棄物処理室等、保安規定に定める区画に一時的に保管する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)</p> <p>第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理及び第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する各基準を定める。</p> <p>環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。</p> <p>(廃棄物の仕掛品)</p> <p>第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、（工事）作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p> <p>(3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済みフィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。又は前号の措置を講じる。また、これらの措置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2-（3）に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。</p> <p>(4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。</p>	<p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」</p> <p>2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門</p> <p>2-1 保管廃棄物の発生部門</p> <p>廃棄物の仕掛品及び保管廃棄物の発生部門は燃料製造部、品質保証部、設備管理部及び環境安全部であり、各部長は保管廃棄物の発生量抑制に努め、発生時処理業務を実施する。</p> <p>発生時の取り扱いに関する要求事項は以下の通りであり、詳細は「第1種管理区域内で使用及び保管している物品の処置要領」（要保-069）に定める。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。</p> <p>(2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容シテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶（ポリ袋セット済み）に収納する。</p> <p>(3) 使用済みフィルタで解体前のもの（以下、「フィルタ」という。）については、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて廃棄物貯蔵棟に搬出する。又は第2廃棄物処理室に一時保管した後、廃棄物貯蔵棟に搬出する。また、これらの措置を行うまでの間、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、図1に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の保管場所に移送し、防火対策として金属製容器に収納する。</p> <p>図1 廃棄物仕掛品の保管場所</p>								

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																			
第十八条 (放射線管理施設) 関係																							
18-1	22	加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設を設ける。	(被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないこととより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、 <u>放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</u>	基保-001「放射線管理基準」 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検 (第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充 (第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類 (第53条関係)																			
	87	屋内管理用の設備は、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う放射線管理施設で構成する。	2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。	17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理 (第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 <u>また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレンホタンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u>																			
	5-10	放射線から放射線業務従事者を防護するため、以下を考慮して作業環境における放射線被ばく及び放射線業務従事者の個人被ばくを監視及び管理する。	3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。	基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備 (第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。また、緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。 第4表 非常時用資機材 (保安規定 第85条 別表21)																			
	5-203	加工施設には、放射線業務従事者を放射線から防護するため、放射線被ばくの監視及び管理を行う放射線管理施設を設ける。	4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に平面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。	5. 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。																			
	5-204	放射線管理施設について、添5リ(ト)の第1表に示す。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備																			
		放射線管理施設について、添5リ(ト)の第1表 放射線管理施設	(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。	5. 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。																			
			2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレンホタンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。																				
			記載例 別表11 放射線測定器類 (第53条関係)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式						
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																				
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長																				
	低バックグラウンドカウンタ	1式																					
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																					
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																					
			別表21 非常時用資機材 (第85条関係)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方 (注1)</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線 障害防 護用器 具</td> <td>汚染防護服</td> <td>A</td> <td>各 36 計 72 組以上 組以上</td> <td>事務棟、敷地内</td> <td>外観・員数 1回/年</td> <td rowspan="2">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>呼吸用ボンベマスク</td> <td>A</td> <td>各 2 式 計 15 以上 式</td> <td>事務棟、第2加工棟、敷地内</td> <td>外観・員数・動作 1回/6月</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	放射線 障害防 護用器 具	汚染防護服	A	各 36 計 72 組以上 組以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長	呼吸用ボンベマスク	A	各 2 式 計 15 以上 式	事務棟、第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月	
分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																	
放射線 障害防 護用器 具	汚染防護服	A	各 36 計 72 組以上 組以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1回/年	環境安全部長																	
	呼吸用ボンベマスク	A	各 2 式 計 15 以上 式	事務棟、第2加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1回/6月																		
			添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項 (第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時 (その他)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。																
区分	規定する事項																						
資機材の配備	5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。																						
18-2	22	管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視及び管理するための設備・機器を設ける。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	基保-001「放射線管理基準」 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検 (第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充 (第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類 (第53条関係)																			
	5-10	作業環境における空間線量、空気中の放射性物質の濃度、床面等の放射性物質の表面密度等を監視及び管理するためのエアスニファ、ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタを設けるとともに、低バックグラウンドカウンタ、サーベイメータ、熱蛍光線量計 (TLD)、可搬式ダストサンプラ等を備える。 試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。	2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。																				
	5-203	作業環境における空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ、リサイクル空気中の放射性物質の濃度を測定するダストモニタ、作業環境における空間線量率を測定するガンマ線エリアモニタを設ける。 作業環境における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を測定する低バックグラウンドカウンタ、空間線量率又は表面汚染を測定するサーベイメータ、空間線量率を測定する熱蛍光線量計 (TLD)、試料中に含まれるウラン及び放射性不純物の核種を同定するための放射線測定装置等を備える。	記載例 別表11 放射線測定器類 (第53条関係)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検・校正責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1加工棟</td> <td>サーベイメータ</td> <td>1式</td> <td rowspan="4">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td>低バックグラウンドカウンタ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ (注)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (電子式線量計)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者	第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長	低バックグラウンドカウンタ	1式	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	個人線量計 (電子式線量計)	1式						
設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者																				
第1加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長																				
	低バックグラウンドカウンタ	1式																					
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式																					
	個人線量計 (電子式線量計)	1式																					

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-3	5-10	第1種管理区域の出入口等には、半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備える。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (被ばくの低減措置) 第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、 <u>放射線業務従事者の</u> 受ける線量を低くするよう努める。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-001「放射線管理基準」 10. 被ばくの低減措置 10-4 保護具の着用(第50条第3項) 各部長は、 <u>放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。</u> 作業者は、保守点検等の通常作業でフード内作業する場合は、保護具の選択について放射線管理員の指示に従う。また、作業責任者は、通常作業以外で汚染作業する場合は、被ばく低減、汚染拡大防止を図るため、保護具・養生方法等について放射線管理員に相談し作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により定める。 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、 <u>可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u>
	5-203	第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにする。	2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。 3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。 4. 各部長は、 <u>設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u>	10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、 <u>可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u>
			記載例 別表2-1 非常時用資機材(第85条関係)	基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。また、緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。 第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表2-1)
	5-11	管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には身体の表面汚染の有無を確認するためのハンドフットクロスモニタ等設ける。 放射線業務従事者の個人被ばく管理のための蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計(TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。	No. 18-2 に同じ	基保-001「放射線管理基準」 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)
	5-203	放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。 搬出物品の汚染を測定する物品搬出モニタ等を備える。 放射線業務従事者の個人被ばく線量を測定する蛍光ガラス線量計、熱蛍光線量計(TLD)、電子式線量計、ポケット線量計等の個人線量計を備える。		
	5-11	除染のための流し等を備える。 尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにするための検査手順等を定める。	(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 所定の被服を着用すること。 (2) 退出する場合は、 <u>ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査</u> すること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。	基保-001「放射線管理基準」 6. 第1種管理区域への出入管理 6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域に立ち入る者に以下を保安教育で周知し遵守させる。また、第1種管理区域入口に「第1種管理区域立入時の注意事項」を掲示し周知する。 (1) 身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服、帽子、靴下及び靴を着用する。なお、見学及び巡視等で入域し、設備に触れない場合は、管理区域内専用の作業服の代わりに黄着衣を着用できるものとする。 (2) 第1種管理区域からの退出時は、 <u>ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査</u> を実施する。 <u>ハンドフットクロスモニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、ハンドフットクロスモニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</u> 17. 放射性液体廃棄物 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条第1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 <u>また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u>
	5-203	第1種管理区域の出入口等には、放射性物質の体内摂取を防止する半面マスク、全面マスク、ボンベ式呼吸器等の呼吸保護具を備えるとともに、尿中ウラン量測定機器によりウランの体内摂取の有無を確認できるようにする。 放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設として、管理区域の出入口近くに出入管理室を設け、第1種管理区域の出入口には、第1種管理区域からの退出者の汚染を測定するハンドフットクロスモニタを設け、除染のための流し等を備える。	2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。 3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、 <u>放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。</u>	12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、 <u>管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。</u> 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係)
			(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。 (放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、 <u>第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</u>	
			別表10 線量当量等の測定方法	
18-4	87	放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。
	5-10	ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。	10. 設計想定事象の発生時(その他)	
	5-203	放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。 ダストモニタ又はガンマ線エリアモニタによる測定値を表示する放射線監視盤を設ける。	区分 規定する事項 資機材の配備 4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。 5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンブラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。	
	5-10	ダストモニタ及びガンマ線エリアモニタによる測定値を表示するための放射線監視盤等を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において関係管理者等に通報できるようにする。	添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備
	5-203	放射線管理施設は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、関係管理者等に通報できる設計とする。	10. 設計想定事象の発生時(その他)	11 環境安全部長は、 <u>通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。</u>
			区分 規定する事項 手順書の整備(続き) 11 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項 青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	関係下部規定等 青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所
-----	----------	---------------------------	--	---

18-5	22 115 5-10 5-203 6-3	<p>管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度等の放射線管理に必要な情報を管理区域の出入口等に表示できる設計とする。</p> <p>本加工施設の適切な場所に、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示する。</p> <p>放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度は、管理区域入口付近の掲示板に表示する。</p> <p>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 放射線管理情報の表示 管理区域の出入口近くの適切な場所に、管理区域における線量、空気中の放射性物質濃度及び床面等の表面密度をそれぞれ表示する。</p>	<p>(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護に必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>4. 環境安全部長は、別図2-（2）に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。</p> <p>5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</p>	<p>基保-001「放射線管理基準」 12. 線量当量等の測定 12-4 放射線管理に必要な情報の表示（第52条第3項） 環境安全部長は、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第1加工棟の管理区域の入口付近に12-2項の測定により得られた結果のうち、当該建屋の線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度の測定結果を、それぞれ掲示する。第1加工棟の管理区域入り口には、第1-1排水槽、第1-3貯蔵棟、第2廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟の線量等についても併せて掲示する。</p>
18-9	114 6-2	<p>第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。</p> <p>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。 管理区域の出入り管理及び退出時の表面汚染管理 第1種管理区域及び第2種管理区域への出入りは、それぞれ指定した場所から行う。</p>	<p>(管理区域への出入管理) 第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1) 管理区域出入口を経由すること。 ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。 (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。 ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。</p>	<p>基保-001「放射線管理基準」 5. 管理区域への出入管理 5-2 管理区域への出入(第44条第1項) 環境安全部長は、第47条で許可された者(放射線業務従事者及び一時立入者)以外の者を管理区域及び一時管理区域に立ち入らせない。 5-3 管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置(第44条第2項) 環境安全部長は、施錠・区画により管理区域にみだりに人の出入りができないようにする。 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者を管理区域に立ち入らせる場合には次の処置を行うと共に立入記録の確認を行う。 (1) 当事業所員で管理区域に一時的に立ち入る者は、「管理区域立入記録(一時立入者(所員))」へ記入し立ち入るものとする。 (2) 当事業所に所属しない者で管理区域に一時的に立ち入る者は、事前に担当の当事業所員を通じて一時入城申請システムに必要事項を登録し許可を得るとともに管理区域入口に備え付けられている「管理区域立入記録(一時立入者(一般))」に記録する。 (3) 継続して入城する公的機関に属する検査官及びこれに準ずる者については、初回の一時立入者の入城手続きのみで以後の一時立入者の手続きは省くことができるものとする。ただし、「管理区域立入記録(一時立入者(保安検査官・防災専門官))」記録については省くことはできないものとする。 5-4 放射線業務従事者の管理区域への出入(第44条) 放射線業務従事者が管理区域に立ち入る場合は、以下の手順で立ち入るものとする。 (1) IDカード(通門証)及びガラスバッジを携帯する。 (2) IDカード(通門証)リーダ又はガラスバッジリーダが設置されている出入口では、IDカード(通門証)又はガラスバッジをリーダに認識させ立ち入る。 (3) IDカード(通門証)リーダ及びガラスバッジリーダがない出入口(一時管理区域を含む)では、「管理区域立入記録(放射線業務従事者)」へ記入し立ち入る。 なお、第1種管理区域内に設定した一時的な第2種管理区域に立ち入る場合は、内部被ばくを安全側に評価するために立ち入り時間の全てを第1種管理区域に立ち入ったとみなすため、「管理区域立入記録」への記入を不要とする。 5-5 管理区域に立ち入る者に対して遵守させる措置(第44条第2項) 環境安全部長は、管理区域に、立ち入る者に対して次の事項を遵守させるとともに第1加工棟、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の管理区域出入口に「管理区域の立入時注意事項」を掲示し周知する。 5-5-1 管理区域出入口を経由すること。 出入管理を確実にするため管理区域の通常の出入口(電子錠を設置、放射線業務従事者以外の者が立入る場合の立入記録を用意)を1ヶ所とする。ただし、作業標準または工事作業計画で認められた場合は、認められた出入口の使用を可能とする。 5-5-2 所定の個人線量測定器を着用すること。 放射線業務従事者は、管理区域に立ち入る場合、常にガラスバッジ等指示された個人線量測定器を着用する。また、外部放射線に係る線量を制限する必要がある特別管理区域への立入の場合は、ガラスバッジのほか、ポケット線量計を着用する。 一時立入者が管理区域に立ち入るときは、個人線量測定器であるガラスバッジ、TLDまたはポケット線量計を着用させる。ただし、一般見学等多数の者が同時に入城する場合は、1グループを少人数に分け、個人線量測定器はグループ毎に1名以上に着用させる。 着用部位は胸部、女子にあつては腹部とする。また、他の部位が胸部又は腹部を超える外部被ばくをとする恐れがあるときは必要に応じて適切な線量測定器を着用させる。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等														
18-9 (続き)	114 6-2	<p>第1種管理区域から退出する場合は、身体表面又は搬出物品の表面汚染を測定し、表面密度限度の1/10以下になるように管理する。</p> <p>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。</p> <p>第1種管理区域から退出又は物品を搬出する際には、出口においてハンドフットクロスモニタ等により身体表面及び搬出物品の表面密度を測定し、線量告示に定める表面密度限度の1/10を超えないように管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(第1種管理区域への出入管理) 第45条 環境安全部長は、施設等により第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の被服を着用すること。</p> <p>(2) 退出する場合は、<u>ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</u></p> <p>2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。</p> <p>(第1種管理区域外への移動) 第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>(管理区域外への移動) 第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じてしゃへい等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。</p> <p>(周辺監視区域内の運搬) 第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。</p> <p>(周辺監視区域外への運搬) 第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、<u>運搬先の確認を行うとともに、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。</u></p> <p>別表6 身体及び身体に着用している物の表面密度（第45条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表12 物品移動に係る限度値（第54条、第55条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面の放射性物質の密度</td> <td>アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>表面における線量当量率</td> <td>2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>表面から1 mにおける線量当量率</td> <td>100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	項目	限度値	表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²	表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h	表面から1 mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 6. 第1種管理区域への出入管理 6-2 第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないような措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域にみだりに人の立ち入りができないように以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理を確実にするため第1種管理区域出入口を1箇所とする。</p> <p>(2) 第1種管理区域を持つ建屋の入口は施設（電子錠を含む）管理する。</p> <p>(3) 第1種管理区域入口は、常時監視または施設（ゲートの設置を含む）することによりみだりに人の立ち入りができないようにする。</p> <p>6-3 第1種管理区域に立ち入る者に対する遵守させる措置(第45条第1項) 環境安全部長は、第1種管理区域に立ち入る者に以下を保安教育で周知し遵守させる。また、第1種管理区域入口に「第1種管理区域立入時の注意事項」を掲示し周知する。</p> <p>(1) 身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服、帽子、靴下及び靴を着用する。なお、見学及び巡視等で入域し、設備に触れない場合は、管理区域内専用の作業服の代わりに黄着衣を着用できるものとする。</p> <p>(2) 第1種管理区域からの退出時は、<u>ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。ハンドフットクロスモニタで身体の汚染検査を実施する場合、汚染されやすい部位である手、足を検査する。ただし手、足以外に汚染のおそれのある場合は、ハンドフットクロスモニタのクロスモニタで汚染の検査を実施する。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。</u></p> <p>6-4 身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値を超えないような措置(第45条第2項、第3項) 環境安全部長は、第1種管理区域から退出する従業員等の身体及び身体に着用している物の表面密度が表1に定める値(0.4Bq/cm²)を超えないように以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 立入時は、身体汚染を防ぐため第1種管理区域専用の作業服（または黄着衣）、帽子、靴下及び靴を着用する。</p> <p>(2) 退出時は、出入管理室で立入時に着用したものを脱ぎ手洗場所等で手等を洗い、ハンドフットクロスモニタ及び物品搬出モニタで身体及び身体に着用している物の汚染の検査を実施する。</p> <p>(3) 上記測定の結果、汚染が発見された場合以下の措置を行う。</p> <p>①汚染が発見された場合は、出入管理員または放射線管理員に連絡する。</p> <p>②出入管理員または放射線管理員は、再度測定させ誤報か汚染かを確認する。</p> <p>③汚染の場合、汚染部位と汚染の程度を確認する。</p> <p>④放射線管理員は、除染を指示する。その際汚染を広げないように注意する。</p> <p>⑤床面汚染の可能性がある場合は、更衣室の汚染状況を確認し必要に応じ除染する。</p> <p>⑥除染後、ハンドフットクロスモニタで汚染検査を行う。</p> <p>⑦再度汚染が発見されたら③から繰り返す。</p> <p>⑧除染を3回以上実施しても汚染がある場合は、汚染状況について環境管理グループ長に連絡する。</p> <p>表1 身体及び身体に着用している物の表面密度（第45条関係）</p>
区分	表面密度																	
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²																	
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²																	
項目	限度値																	
表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm ² アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm ²																	
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h																	
表面から1 mにおける線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。																	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等															
18-9 (続き)	114	<p><u>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</u> <u>管理区域においては線量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し、管理する。</u> <u>第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファ等により採取し、その濃度を低バックグラウンドカウンタにより週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</u> <u>第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第52条 <u>環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</u></p> <p>2. <u>環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</u></p> <p>3. <u>環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</u></p> <p>4. <u>環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。</u></p> <p>5. <u>環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</u></p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。この場合、管理区域及び周辺監視区域における1週間の線量当量は、加工則第7条第3項に定める原子力規制委員会の定めるところにより(線量告示第10条第1項：1センチメートル線量当量とする)記録する。この1週間の線量当量を積算線量計で測定する場合で、積算日数が1週間(7日)と異なる時は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、比例計算により推定する。 環境安全部長は、線量当量等の測定結果が法令値または表8の管理目標値を超えないようにするため「社内管理目標値(放射線管理)要領」を定め監視する。 なお、各部長は、再生濃縮ウランの使用・保管により線量当量等の測定に影響がある場合は、環境安全部長に連絡する。 また、上記線量当量等の測定に加えて電離則第54条第1項に基づく線量当量率の測定をサーベイメータにより1回/月の頻度で実施する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係)</p>															
	6-2	<p><u>管理区域の区分及び管理 管理区域においては、線量、空気中の放射性物質濃度及び表面密度を定期的に測定し、管理する。</u> <u>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。</u> <u>外部放射線に係る線量の測定 第1種管理区域及び第2種管理区域においては、外部放射線に係る線量を熱蛍光線量計(TLD)等によって週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</u> <u>表面密度の測定 第1種管理区域においては、床、壁等の表面密度をスマイヤ法等により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</u> <u>空気中の放射性物質濃度の測定 第1種管理区域においては、空気中の放射性物質をエアスニファにより採取し、その濃度を放射能測定装置により週1回以上の頻度で定期的に測定し、管理する。</u></p>	<p>別表9 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>第2種管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度</td> <td>1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量		周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量		周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	
測定場所	測定項目	測定頻度																	
第1種管理区域	・外部放射線に係る線量当量 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週																	
第2種管理区域	・外部放射線に係る線量当量																		
周辺監視区域	・外部放射線に係る線量当量																		
周辺監視区域外	・環境試料中の放射性物質濃度(注1) ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月																	
			<p>別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域 ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 排気口 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域 モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域 気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	表面密度	第1種管理区域 ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 排気口 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速等	周辺監視区域 気象観測装置による測定		
測定項目	測定方法																		
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量 第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量																		
表面密度	第1種管理区域 ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																		
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域 エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ(換気用モニタ)による測定 排気口 ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																		
水中の放射性物質濃度	排水口 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																		
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域 モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																		
風向、風速等	周辺監視区域 気象観測装置による測定																		
114	114	<p><u>一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、必要に応じて放射線業務従事者が半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用し、放射性物質の体内摂取を防止する。</u></p>	<p>(被ばくの低減措置) 第50条 <u>各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</u></p> <p>2. <u>環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</u></p> <p>3. <u>各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</u></p> <p>4. <u>各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</u></p>	<p>基保-001「放射線管理基準」 10. 被ばくの低減措置 10-4 保護具の着用(第50条第3項) 各部長は、放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。 作業者は、保守点検等の通常作業でフード内作業する場合は、保護具の選択について放射線管理員の指示に従う。また、作業責任者は、通常作業以外で汚染作業する場合は、被ばく低減、汚染拡大防止を図るため、保護具・養生方法等について放射線管理員に相談し作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により定める。 10-5 一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合の措置 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p>															
	6-2	<p><u>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。</u> <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。</u></p>	<p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>12 <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	12 <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u>	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (4) 手順書の整備 12 <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u></p>											
区分	規定する事項																		
手順書の整備(続き)	12 <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</u>																		
	6-2	<p><u>放射線業務従事者の外部被ばく及び内部被ばく管理のため、管理区域において次のように管理する。</u> <u>リサイクルする空気は、ダストモニタにより濃度を連続的に測定し、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)に定める放射線業務従事者の呼吸する空気中の濃度限度を超えるおそれのある場合には、リサイクルを中止し、ワンスルー方式に切り換える。</u></p>																	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-10	115	放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。 健康診断 「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (管理上の人の区分) 第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。 (1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者 (2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-001「放射線管理基準」 7. 管理上の人の区分 7-2 放射線業務従事者(第47条) 放射線業務従事者とは、核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質、または核燃料物質によって汚染された物の運搬、保管または廃棄の業務、管理業務(放射線管理、巡視・点検)、工場案内、清掃に従事することを目的として当事業所の管理区域に立ち入る者をいい、放射線業務従事者の指定を行っている者をいう。なお、放射線業務従事者の指定を行う際には、写真付き公的身分証明書等の原本により、身分確認を行う。
	6-3	放射線業務従事者の要件 年齢、教育履歴、被ばく履歴及び健康診断の結果に基づき、認定の要件を満たす者を放射線業務従事者に指定する。 健康診断 放射線業務従事者に対し、「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める健康診断を実施する。	(線量限度) 第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。 2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。	基保-001「放射線管理基準」 8. 線量限度 8-2 線量限度(第48条第1項) 放射線業務従事者の線量限度は、表2に定める値とする。 8-3 線量限度を超え、または超えるおそれがあるときの措置(第48条第2項) 環境安全部長は、放射線業務従事者が線量限度を超えないように20mSv/年度、放射線業務従事者で妊娠可能な女子については2.5mSv/3月で管理する。 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量が限度を超え、または超えるおそれがあるときは、担当部長に当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。また、放射線業務従事者の線量が限度を超えた場合は、直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告し、「非常時の措置基準」に定める措置を講じる。 表2 放射線業務従事者に係る線量限度(第48条関係) 9. 線量の評価及び通知 9-2 線量の評価項目及びその頻度(第49条第1項) 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を表3に定める。 9-3 線量の評価(第49条第2項) 環境安全部長は、放射線業務従事者の被ばく線量を実効線量及び等価線量に区分し、実効線量は次の各号に定める外部被ばくによる線量と内部被ばくによる線量の和として算出する。 (1) 外部被ばくによる線量は、原則としてガラスバッジにより1ヶ月毎に測定するとともに四半期毎の3ヶ月分を合算する。 (2) 内部被ばくによる実効線量は、作業室の空気中放射性物質濃度より3ヶ月毎に算出する。 内部被ばくは、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、以下の方法で算出する。 a) 立入時間は、対象期間における全放射線業務従事者のうち第1種管理区域立入時間の最大値とする。(第1種管理区域内の一時的な第2種管理区域に立ち入る場合は、内部被ばくを安全側に評価するため立ち入り時間の全てを第1種管理区域に立ち入ったとみなす。) b) 作業室の空気中放射性物質濃度は、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟それぞれ1ヶ月毎の平均空気中放射性物質濃度の内、当該期間における最大値とする。 c) a)、b)を用いて内部被ばくを算出する。ただし、その算出結果が記録レベル(2mSv/3月)を超える場合は、記録レベルを超える立入時間の者を調査し個々に算出する。 (3) 内部被ばくの記録は、実効線量が記録レベルの2mSv/3ヶ月を超えた場合に記録し、それ未満の場合は「0mSv」として取り扱う。 環境安全部長は、上記測定または算出した線量が、線量限度を超えないことを確認し評価する。また、線量限度を超えていなくても通常値と異なる値が得られた場合は、測定器の故障等を調査し評価する。この評価結果を線量台帳及び放射線管理手帳に記録する。 加工則第7条第1項第2号ハ、ニの記録は、同条第3項の原子力規制委員会の定めるところにより記録する。 *加工則第7条第1項第2号ハ、ニ ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間の線量並びに本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1ヶ月間の線量 ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 *加工則第7条第3項の原子力規制委員会の定めるところ(線量告示第3条) ①一年間の線量は、実効線量並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量 ②三月間の線量は、実効線量 ③一月間の線量は、内部被ばくによる実効線量並びに腹部表面の等価線量 ④五年間(平成13年4月1日以後)の線量は、一年間毎に算定された実効線量の合計 9-4 線量の通知(第49条第3項) 環境安全部長は、放射線業務従事者に評価の都度、通知する。ただし、社員以外の者にあつては当該事業者を通じて通知する。 表3 線量の評価項目及び頻度(第49条関係)
	115	線量の管理 外部被ばくについては、放射線業務従事者が蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、定期的に線量を測定し、内部被ばくについては、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質の濃度を測定し、定期的に線量を算出する。 記録 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、記録して保管する。	(線量の評価及び通知) 第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。 2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。 3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。	
	6-3	外部被ばく線量 放射線業務従事者は蛍光ガラス線量計等の個人線量計を着用し、3月ごと(妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと)に外部被ばく線量を測定する。 その他必要に応じてポケット線量計、電子式線量計、熱蛍光線量計(TLD)によって外部被ばく線量を測定する。 内部被ばく線量 内部被ばく線量は、作業時間を考慮し、空気中の放射性物質濃度を測定し、3月ごと(妊娠中の女子については、本人の申出等により加工事業者が妊娠の事実を知った時から出産するまでの期間につき1月ごと)に算出する。 必要に応じてウランの体内摂取の有無を確認するため、尿中ウラン量の測定を行う。 記録 健康診断の結果及び蛍光ガラス線量計等による線量測定結果は、電離放射線健康診断個人票等に記録する。 放射線業務従事者の被ばく 本加工施設で取り扱う核燃料物質は、5%以下の濃縮ウラン(再濃縮ウランを含む。)、天然ウラン及び劣化ウランである。	別表7 放射線業務従事者に係る線量限度(第48条、第91条の2関係)	
			別表7 放射線業務従事者に係る線量限度(第48条、第91条の2関係)	
			別表8 線量の評価項目及び頻度(第49条関係)	

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
100 mSv/5年 (注1)	100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	500 mSv/年	2 mSv/ 出産までの期間 (注4)
50 mSv/年 (注2)			
女子 5 mSv/3月 (注3)			
妊娠中である女子 内部被ばくで1 mSv/ 出産までの期間 (注4)			

別表7の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が100 mSv(線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあつては250 mSv)、眼の水晶体の等価線量が300 mSv及び皮膚の等価線量が1 Svを超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。
なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。

- (注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。
(注2) 4月1日を始期とする1年間。
(注3) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者については適用除外。
(注4) 本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。

項目	区分	評価頻度
外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度
内部被ばくによる線量	第1種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回/3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
18-10 (続き)	115 6-3	<p><u>保安教育 定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。</u></p> <p><u>保安教育 放射線業務従事者に対し、年に1回定期的に核燃料物質等の取扱いに関する保安教育を実施する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時従業員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、環境安全部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-007「教育訓練基準」</p> <p>3. 保安教育</p> <p>保安教育は、次に掲げる関係法令の教育項目を網羅し、各項目における必要な教育時間数を満たすものとする。詳細は、要保-3 8 4「教育訓練実施要領」に定める。</p> <p>(1) 放射線業務従事者指定に係る教育項目</p> <p>核燃料物質等及び中性子源等を管理区域で取扱う作業を行う者は、放射線業務従事者指定を受けなければならない。この指定を受けるためには電離則に定める特別教育、又は障防法に定める教育を受けなければならない。</p> <p>(2) 保安教育項目</p> <p>加工の事業に係る保安規定に基づき、熊取事業所の新規入所者は、年1回以上の保安教育を受けなければならない。</p> <p>(3) 防災教育項目</p> <p>原子力事業者防災業務計画に基づき、熊取事業所の原子力防災要員等は原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、防災教育を受けなければならない。本教育は、上記(2)保安教育項目と兼ねることができる。なお、各項目の必要な教育が実施されていけば、教育時間は任意でよいものとする。</p>
115 6-3	115 6-3	<p><u>保護具 必要に応じ、必要な部位に専用の保護具を着用させる。</u></p> <p><u>万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</u></p> <p><u>保護具 放射線業務従事者が核燃料物質等を取り扱う作業に従事するときは、必要な部位に専用の保護具を着用する。</u></p> <p><u>万一の緊急作業に備え、緊急用保護具を備え付ける。</u></p>	<p>(被ばくの低減措置)</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p> <p>4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンブラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。</p> <p>(緊急作業に係る線量限度等)</p> <p>第91条の2 本部長は、次の各号を全て満たす放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>2. 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が別表7に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示する。</p> <p>(2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知する。</p> <p>(3) 要員の受ける線量の低減を図るため、適切な保護具を着用させる等の放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。</p>	<p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>10. 被ばくの低減措置</p> <p>10-4 保護具の着用(第50条第3項)</p> <p>各部長は、放射線業務従事者が核燃料物質を取扱うに際し、放射性物質による身体汚染、内部被ばくの防護のために専用の手袋、作業衣、帽子、マスク、作業靴等の保護具を作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により着用させる。</p> <p>作業者は、保守点検等の通常作業でフード内作業する場合は、保護具の選択について放射線管理員の指示に従う。また、作業責任者は、通常作業以外で汚染作業する場合は、被ばく低減、汚染拡大防止を図るため、保護具・養生方法等について放射線管理員に相談し作業標準、工事作業計画または作業条件指示書により定める。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>4-2 緊急作業の要員(第91条の2)</p> <p>所長は、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合に備え、次の各号に定める要件を全て満たした者を緊急作業の要員として予め選出しておく。</p> <p>(1) 教育訓練基準(基保-007)に定める教育・訓練を受けた者であること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者であること。</p> <p>(3) 「防災業務計画」に定める原子力防災組織の原子力防災管理者、副原子力防災管理者、並びに原子力防災要員であること。</p> <p>(4) 別途定める書面様式を用いて従事する意思を予め社長に申し出た者であること。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																		
18-10 (続き)	6-3	放射線業務従事者の被ばく本加工施設で取り扱う核燃料物質は、5%以下の濃縮ウラン（再生濃縮ウランを含む）、天然ウラン及び劣化ウランである。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の受入れ、払出し)</p> <p>第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、<u>材料証明書</u>、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。</p> <p>(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。</p> <p>(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。</p> <p>(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。</p> <p>3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、<u>材料証明書</u>により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。</p> <p>別表14 核燃料物質の受入仕様（第68条関係）</p> <p>1. 核燃料物質の受入仕様（再生濃縮ウランを除く。）</p> <table border="1" data-bbox="1041 554 1605 688"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射性物質区分</th> <th rowspan="2">核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> <tr> <th>濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>0.1 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td>U (α)</td> <td>1.44×10⁶ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p> <table border="1" data-bbox="1050 730 1614 932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">放射性物質区分</th> <th rowspan="2">核種</th> <th>含有量（上限値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウラン同位体</td> <td>U 2 3 2</td> <td>10 ppb (Uベース)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超ウラン元素</td> <td>U (α)</td> <td>3.3×10⁶ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>N p 2 3 7</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (α)</td> <td>1×10⁻¹ Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>P u (β)</td> <td>3 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核分裂生成物</td> <td>T c 9 9</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>R u 1 0 6</td> <td>10 Bq/gU</td> </tr> <tr> <td>S b 1 2 5</td> <td>2 Bq/gU</td> </tr> </tbody> </table>	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン	ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)	U (α)	1.44×10 ⁶ Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)	放射性物質区分	核種	含有量（上限値）	ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)	超ウラン元素	U (α)	3.3×10 ⁶ Bq/gU	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU	P u (β)	3 Bq/gU	核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU	R u 1 0 6	10 Bq/gU	S b 1 2 5	2 Bq/gU	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-008「核燃料物質等運搬基準」</p> <p>4-6 核燃料物質の受入、払出し</p> <p>(2) 核燃料物質の受入仕様の確認</p> <p>燃料製造部長は、加工施設外（事業所外）から核燃料物質を受け入れる場合は、<u>材料証明書</u>、記録等の確認により、以下に示す必要な保安措置が講じられていることを確認を「核燃料物質取扱管理要領」（要計-001）に基づいて行う。</p> <p>① ECGU (Enriched Commercial Grade Uranium) の場合、第2表に示すECGUの受入仕様に適合していること。</p> <p>② 再生濃縮ウランの場合、第2表に示す再生濃縮ウランの受入仕様に適合していること。</p> <p>第2表</p> <p>1. ECGUの受入仕様（ASTM及びDOEの濃縮六フッ化ウランの仕様と核燃料物質の受入仕様の関係）</p> <p>2. 再生濃縮ウランの受入仕様</p>
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																				
		濃縮度5%以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン																																				
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb (Uベース)																																				
	U (α)	1.44×10 ⁶ Bq/gU																																				
核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb (Uベース)																																				
放射性物質区分	核種	含有量（上限値）																																				
		ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb (Uベース)																																		
超ウラン元素	U (α)	3.3×10 ⁶ Bq/gU																																				
	N p 2 3 7	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																				
	P u (α)	1×10 ⁻¹ Bq/gU																																				
	P u (β)	3 Bq/gU																																				
核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU																																				
	R u 1 0 6	10 Bq/gU																																				
	S b 1 2 5	2 Bq/gU																																				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等			
第十九条 (監視設備) 関係							
19-1	22	加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設ける。	(放射線測定器類の管理) 第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。	基保-001「放射線管理基準」 13. 放射線測定器類の管理 13-2 放射線測定器類の点検(第53条第1項) 環境安全部長は、別途定める保全計画に基づいて、表6に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 13-3 放射線測定器類の修理または代替品の補充(第53条第2項) 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。 表6 放射線測定器類(第53条関係)			
	88	屋外管理用の設備は、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる監視設備で構成する。	2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。				
	5-205	加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。 監視設備について、添5リ(イ)の第1表に示す。	記載例 別表11 放射線測定器類(第53条関係)				
	5-206	添5リ(イ)の第1表 監視設備					
	22	加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設ける。	(保安上特に管理を必要とする設備) 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。	基保-028「加工施設の操作基準(環境安全部)」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備(第31条) (1) 保安上特に管理を必要とする設備について(第31条第1項) 環境安全部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ③ 閉じ込め機能を有する設備 ④ 放射性液体廃棄物の廃棄設備 ⑤ 監視用放射線測定器 (2) 保安上特に管理を必要とする設備について(第31条第2項) 保安上特に管理を必要とする設備は、具体的には第1表に示す設備とする。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保(第32条第1項) 環境安全部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 ① 巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ② 定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③ 加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ④ 異常を発見した場合は、直ちに環境安全部長に通報するとともに、「評価・改善基準」(基保-023)、「異常時の措置基準」(基保-012)に定める措置を講じる。 ⑤ 正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備			
	88	屋外管理用の設備は、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等の適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる監視設備で構成する。	(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱いを制限する必要がある設備 (2) 熱的制限値を有する加工設備 (3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (4) 非常用電源設備 (5) 監視用放射線測定器				
	5-205	加工施設には、通常時に加工施設及び加工施設の周辺監視区域周辺において、サンプリングや放射線モニタ等により放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、かつ、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設ける。 監視設備について、添5リ(イ)の第1表に示す。	2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとす。				
	5-206	添5リ(イ)の第1表 監視設備	(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確保する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。				
			記載例 別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係)				
			(1) 核的制限値を有する加工設備				
			施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	
			成形施設	第1ライン 第2加工棟	第2-1混合室	粉末投入台※	燃料製造部長
					第2-1混合室	焙焼炉No.1 グローブボックスNo.1※	
					第2-1ペレット室	センタレス研削設備No.1 研磨層回収装置※	
					第2-1ペレット室	センタレス研削設備No.1 研磨層乾燥機※	
			※第65条の3に規定する後半申請の加工施設であり、核燃料物質の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																							
19-2	<p>9</p> <p>81</p> <p>116</p> <p>5-9</p> <p>5-18</p> <p>5-205</p> <p>6-16</p> <p>6-20</p>	<p>排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発する設計とする。</p> <p>排気にあたっては、排気中の放射性物質濃度を連続的に監視する。</p> <p>放出に当たっては、排気口から放出する排気中の放射性物質の濃度は、監視設備により連続的に測定し、異常の有無を監視する。</p> <p>異常を確認した場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質の濃度を合理的に達成できる限り低減し、線量告示に定める周辺監視区域外の空气中濃度限度以下となるようにする。</p> <p>(f) 周辺環境へ放出する空気に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。</p> <p>排気口から放出する気体廃棄物中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、自動的に警報を発するようにする。</p> <p>加工施設の第1種管理区域内からの排気は、排気口を通して環境に放出する。</p> <p>排気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、エアスニファ及びダストモニタを設けるとともに低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備える。</p> <p>気体廃棄物の廃棄設備により過処理した排気に含まれる放射性物質を集塵してダストモニタにより連続的に測定し、異常の有無を監視する。</p> <p>排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより通常時及び設計基準事故時を含めて連続的に監視し、異常時には自動的に警報を発するようにする。</p> <p>排気口から放出される排気中の放射性物質濃度は、ダストモニタにより連続的に監視し、異常時には警報を発するようにする。</p> <p>警報が発せられた場合は、その原因を究明して必要な対策を講じることにより、排気中の放射性物質濃度を線量告示に定める空气中濃度限度以下に管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空气中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>4. 環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。</p> <p>5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</p> <p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ(排気用モニタ)等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1018 1081 1626 1453"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ(換気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>ダストモニタ(排気用モニタ)による測定 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表16 周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条、第98条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1000 1514 1486 1650"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空气中の3月間についての平均値</td> <td>1×10⁻⁸ Bq/cm³</td> <td>1.5×10⁻⁹ Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間についての平均値</td> <td>2×10⁻³ Bq/cm³</td> <td>8×10⁻³ Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1000 1692 1528 1858"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水口における排水中の放射性物質濃度</td> <td>放出の都度</td> </tr> <tr> <td>排気口における排気中の放射性物質濃度</td> <td>1回/日(連続)</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	ダストモニタ(排気用モニタ)による測定 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	項目	限度	管理目標値	空气中の3月間についての平均値	1×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5×10 ⁻⁹ Bq/cm ³	水中の3月間についての平均値	2×10 ⁻³ Bq/cm ³	8×10 ⁻³ Bq/cm ³	測定項目	測定頻度	排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度	排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>12. 線量当量等の測定</p> <p>12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項)</p> <p>環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。</p> <p>表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係)</p> <p>表5 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p> <p>12-3 異常が認められた場合の措置(第52条第2項)</p> <p>環境安全部長は、線量当量等の測定値が法合値または表8の管理目標値を超える場合は、ただちに担当部長に対し、その旨を連絡し、原因を調査させ、放射線障害防止に必要な措置を講じるよう勧告すると共に措置についての指導助言を行う。</p> <p>担当部長は、環境安全部長の勧告を受けたときは、すみやかにその原因を調査除去し、放射線障害防止に必要な措置を講じる。また、「異常時の措置基準」に定める措置を講じる。</p> <p>18-3 排気口の放射性気体廃棄物の管理(第75条第1項、2項)</p> <p>環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。</p> <p>排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が10nBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排気口に排気用モニタを設置し排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値(3ヶ月についての平均値が1.5nBq/cm³(U234))以下であることを確認する。</p> <p>環境安全部長は、排気用モニタのろ紙の測定記録である「排気中放射性物質濃度測定記録」またはチャート紙により放射性物質の濃度及び放出量を確認する。</p> <p>表8 周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係)</p> <p>18-4 排気中の放射性物質濃度の通知(第75条第3項)</p> <p>環境安全部長は、表9に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し、その結果を毎月核燃料安全委員会各部長に通知する。排気中の放射性物質の採取が複数日にまたがる場合は、加工則第7条第2項(前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。)を適用し、チャート記録により排気中の放射性物質濃度を評価する。</p> <p>18-5 排気中の放射性物質濃度が異常に高くなりまたは高くなるおそれのある時の通知勧告(第75条第4項)</p> <p>環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>18-6 勧告を受けたときの措置(第75条第5項)</p> <p>担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、「異常時の措置基準」に定める適切な措置を講じる。</p> <p>18-7 排気中の放射性物質濃度が管理目標値を超えるおそれのある場合の措置(第75条第6項)</p> <p>環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が表8に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。また、管理目標値を超えた場合は、直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告し、「非常時の措置基準」に定める措置を講じる。</p> <p>表8 周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係)</p> <p>表9 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)</p>
測定項目	測定方法																																										
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																																									
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																																									
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定																																									
水中の放射性物質濃度	排水口	ダストモニタ(排気用モニタ)による測定 排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																																									
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																									
項目	限度	管理目標値																																									
空气中の3月間についての平均値	1×10 ⁻⁸ Bq/cm ³	1.5×10 ⁻⁹ Bq/cm ³																																									
水中の3月間についての平均値	2×10 ⁻³ Bq/cm ³	8×10 ⁻³ Bq/cm ³																																									
測定項目	測定頻度																																										
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度																																										
排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)																																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																							
19-3	5-10 5-18 5-205	(d) 周辺環境へ放出する排水に含まれる放射性物質濃度を測定できるようにする。 排水口から排出する液体廃棄物中の放射性物質濃度は、廃液処理設備で処理後の廃液を貯留し、バッチごとに放射線測定装置により測定し監視する。 加工施設の第1種管理区域内で発生した排水は、排水口を通して環境に放出する。 排水中の放射性物質の濃度を監視及び測定するため、低バックグラウンドカウンタを備える。 液体廃棄物の廃棄設備により処理した後に貯槽に溜めた排水を採取して低バックグラウンドカウンタにより測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認して管理区域外に放出することにより、異常の有無を監視する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定) 第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>(放射性液体廃棄物) 第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td>ダストモニタ(換気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表16 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条、第98条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>限度</th> <th>管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空気中の3月間についての平均値</td> <td>1×10^{-8} Bq/cm³</td> <td>1.5×10^{-9} Bq/cm³</td> </tr> <tr> <td>水中の3月間についての平均値</td> <td>2×10^{-2} Bq/cm³</td> <td>8×10^{-3} Bq/cm³</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水口における排水中の放射性物質濃度</td> <td>放出の都度</td> </tr> <tr> <td>排気口における排気中の放射性物質濃度</td> <td>1回/日(連続)</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	項目	限度	管理目標値	空気中の3月間についての平均値	1×10^{-8} Bq/cm ³	1.5×10^{-9} Bq/cm ³	水中の3月間についての平均値	2×10^{-2} Bq/cm ³	8×10^{-3} Bq/cm ³	測定項目	測定頻度	排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度	排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 12. 線量当量等の測定 12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項) 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。 表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係) 表5 線量当量等の測定方法(第52条関係) 17-4 排水口の放射性液体廃棄物の管理(第74条1項、2項) 環境安全部長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するため以下の管理を行う。 排水口(3次排水)からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度(3ヶ月についての平均値が20mBq/cm³(U234))を超えないようにするため、排水槽または貯留槽より排水を放出しようとするときは、その都度槽内の排水中の放射性物質濃度を測定し、その排水中の放射性物質濃度が、表8の水中の放射性物質濃度が管理目標値(3ヶ月についての平均値が8mBq/cm³(U234))以下であることを確認する。 17-5 排水中の放射性物質濃度の通知(第74条3項) 環境安全部長は、表9に定めるところにより排水中の放射性物質濃度を測定し、毎月核燃料安全委員会で各部長に通知する。 表8 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値(第74条、第75条関係) 表9 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第74条、第75条関係)</p>
測定項目	測定方法																																										
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																																									
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																																									
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
	排気口	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定																																									
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																																									
	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																																								
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																																									
項目	限度	管理目標値																																									
空気中の3月間についての平均値	1×10^{-8} Bq/cm ³	1.5×10^{-9} Bq/cm ³																																									
水中の3月間についての平均値	2×10^{-2} Bq/cm ³	8×10^{-3} Bq/cm ³																																									
測定項目	測定頻度																																										
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度																																										
排気口における排気中の放射性物質濃度	1回/日(連続)																																										

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																									
19-4	22	設計基準事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するため、周辺監視区域境界付近にモニタリングポストを2式設置する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所																									
	5-205	周辺監視区域境界付近における空間線量率を監視及び測定するため、モニタリングポスト2式を周辺監視区域境界付近に設けるとともに熱蛍光線量計（TLD）を備え、加工施設からの空間線量率を連続的に測定し、異常の有無を監視する。	第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。	基保-001「放射線管理基準」 12-5 空間放射線量率の監視（第52条第4項） 環境安全部長は、図1-（1）に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。監視はモニタリングポストの放射線監視盤又は警報表示盤により行う。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。																									
	6-16	周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより線量率を測定し、監視する。	<p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>4. 環境安全部長は、別図2-（2）に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。</p> <p>5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</p> <div data-bbox="1003 535 1757 991" style="border: 1px dashed black; height: 217px; width: 254px; margin: 10px 0;"></div> <p>別表10 線量当量等の測定方法（第52条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1015 1024 1626 1402"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="2">第1種管理区域</td> <td>エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ（換気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水中の放射性物質濃度</td> <td rowspan="2">排水口</td> <td>ダストモニタ（排気用モニタ）による測定</td> </tr> <tr> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	ダストモニタ（換気用モニタ）による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	図1-（1）恒設の管理区域
	測定項目	測定方法																											
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定																											
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空気中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定																											
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニフア等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
		ダストモニタ（換気用モニタ）による測定																											
水中の放射性物質濃度	排水口	ダストモニタ（排気用モニタ）による測定																											
		排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																											
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定																											
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
19-4 (続き)	22	モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1694 913"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 814 1086 842">区分</th> <th data-bbox="1092 814 1694 842">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 846 1086 913">資機材の配備</td> <td data-bbox="1092 846 1694 913">8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。							
	5-18	モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。						
	5-205	モニタリングポストは、商用電源喪失時も非常用電源設備により給電可能であるとともに、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するための専用のバッテリーを有し、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を持たせる設計とする。						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
19-5	22	<p>加工施設には、設計基準事故時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度及び空間線量率を監視及び測定するための設備を設け、風向、風速等の気象状況を測定するための設備及び可搬式の測定設備を備える。</p> <p>5-18 加工施設内外の定点における線量を測定し、監視するためにモニタリングポスト及び熱蛍光線量計 (TLD) を、空气中、土壤中、河川水中の放射性物質濃度を測定するために可搬式ダストサンプラ、放射線測定装置等を設ける。</p> <p>5-19 風向、風速、降雨量等を観測するための気象観測装置を備える。</p> <p>5-20 線量測定点、気象測定点等の位置を添5ハ(ロ)第1図に示す。</p> <p>5-205 添5ハ(ロ)の第1図 周辺監視区域境界及び排気口、排水口の位置、線量測定点、空气中の放射性物質濃度測定点</p> <p>設計基準事故時に迅速に対応できるように、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、設計基準事故時に加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。</p> <p>風向、風速等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 200px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)</p> <table border="1" data-bbox="973 1297 1694 1470"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>5 環境安全部長は、加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	5 環境安全部長は、加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>5 環境安全部長は、加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	5 環境安全部長は、加工施設の保安のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
19-7	22 115 5-19 5-205 6-16	<p>監視及び測定により得られた情報を放射線監視盤等に表示できる設計とするとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p> <p>設計基準事故時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p> <p>設計基準事故時には、加工施設内外の適切な場所において外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質濃度等を適切に測定及び監視し、必要な情報を適切な場所に表示できるようにする。</p> <p>監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p> <p>万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。 迅速な対応のために必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 <div style="border: 1px dashed black; height: 150px; width: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)</p> <table border="1" data-bbox="973 1291 1694 1348"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																										
19-9	115	<p>周辺監視区域における放射線監視として、周辺監視区域外における線量が線量告示に定める線量限度を超えないように測定・監視を行うとともに、必要な気象を観測する。<u>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては放出管理を行うとともに、さらに異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壌等の放射性物質濃度を定期的に測定する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>4. 環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。</p> <p>5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>12. 線量当量等の測定</p> <p>12-2 線量当量等の監視及び測定(第52条第1項)</p> <p>環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を表4及び表5に定めるところにより測定する。</p> <p>12-6 気象観測装置が使用不能となった場合の措置(第52条第5項)</p> <p>環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。</p> <p>表4 線量当量等の測定(第52条、第74条、第75条関係)</p> <p>表5 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p>																										
	6-31	<p>加工施設の敷地内及び敷地境界地点における線量を熱蛍光線量計(TLD)等により、また、空气中、土壌中、河川水中の放射性物質濃度を放射能測定装置により、それぞれ定期的に測定し、長期間にわたる環境の監視を行う。</p> <p>風向、風速、降雨量及び大気温度の気象状況を気象観測装置により連続的に測定する。</p>	<p>別表10 線量当量等の測定方法(第52条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線業務従事者の線量</td> <td>放射線業務従事者の外部被ばくによる線量</td> <td>蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定</td> </tr> <tr> <td>第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量</td> <td>空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定</td> </tr> <tr> <td>表面密度</td> <td>第1種管理区域</td> <td>ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空气中の放射性物質の濃度</td> <td rowspan="2">第1種管理区域</td> <td>エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>ダストモニタ(換気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> <td></td> <td>ダストモニタ(排気用モニタ)による測定</td> </tr> <tr> <td>水中の放射性物質濃度</td> <td>排水口</td> <td>排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>管理区域及び周辺監視区域</td> <td>モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定</td> </tr> <tr> <td>風向、風速等</td> <td>周辺監視区域</td> <td>気象観測装置による測定</td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	測定方法	放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定	表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	ダストモニタ(換気用モニタ)による測定	排気口		ダストモニタ(排気用モニタ)による測定	水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定	外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定	風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定	
測定項目	測定方法																													
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計(電子式線量計)又は熱蛍光線量計(TLD)による測定																												
	第1種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法(尿中ウラン量測定等)による測定																												
表面密度	第1種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
空气中の放射性物質の濃度	第1種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
		ダストモニタ(換気用モニタ)による測定																												
排気口		ダストモニタ(排気用モニタ)による測定																												
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定																												
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計(TLD)等による測定																												
風向、風速等	周辺監視区域	気象観測装置による測定																												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等											
第二十条 (非常用電源設備) 関係															
20-1	22	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備（ディーゼル式発電機）を設ける設計とする。(i) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備 (ii) 放射線監視設備 (iii) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 14. その他の設計想定事象等 (3) 必要な電源その他資機材の配備 9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。							
区分	規定する事項														
資機材の配備	9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより、負荷系統に接続し、給電を維持する。														
	5-207	監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を、加工施設用2台(1台は予備機)、防災機器用(緊急対策本部用)1台設ける設計とする。													
	5-208 ~ 5-209	添5リ(リ)の第1図 非常用電源の系統図 添5リ(リ)の第2図 非常用電源の系統図													
	22	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、以下の設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を設ける設計とする。(i) 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備 (ii) 放射線監視設備 (iii) 火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯	(保安上特に管理を必要とする設備) 第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。 (1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の内で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備 (2) 熱的制限値を有する加工設備 (3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備 (4) 非常用電源設備 (5) 監視用放射線測定器 2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したのものとする。 (保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。 (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。 (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 別表3 保安上特に管理を必要とする設備(第31条関係) (4) 非常用電源設備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他加工設備の附属施設</td> <td>発電機・ポンプ棟</td> <td>非常用電源設備 No.1 非常用発電機</td> <td rowspan="3">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td>非常用電源設備 No.2 非常用発電機</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備 A 非常用発電機</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者	その他加工設備の附属施設	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	設備管理部長	屋外	非常用電源設備 No.2 非常用発電機	非常用電源設備 A 非常用発電機	基保-026「加工施設の操作基準(設備管理部)」 4-6 保安上特に管理を必要とする設備 (1) 保安上特に管理を必要とする設備 設備管理部長が管理する保安上特に管理を必要とする設備は、以下に示す設備である。 ③閉じ込め機能を有する設備 a) 放射性気体廃棄物の廃棄設備 ④非常用電源設備 (2) 保安上特に管理を必要とする設備について 設備管理部長が保安上特に管理を必要とする設備は第1表に示す設備とする。 4-7 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 設備管理部長は、前項に示す保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、「加工施設の操作要領(設備管理部)」(要保-184)及び「定期事業者検査実施要領(設備管理部)」(要保-369)を定め、以下の措置を講じる。 ①巡視、点検を実施し、主に設備の外観や計器類を確認することにより、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ②定期事業者検査を実施することにより機能が確保されていることを確認し、評価する。 ③加工施設の操作にあたって実施する確認行為により、機能が確保されていることを確認し、評価する。 ④異常を発見した場合は、直ちに設備管理部長に通報するとともに、「評価・改善基準」(基保-023)、「異常時の措置基準」(基保-012)に従い必要な措置を講じる。 ⑤正常な状態に復帰させる必要があると判断した場合は速やかに補修のための手続きを行い、機能を回復させる。 第1表 保安上特に管理を必要とする設備
施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者												
その他加工設備の附属施設	発電機・ポンプ棟	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	設備管理部長												
	屋外	非常用電源設備 No.2 非常用発電機													
		非常用電源設備 A 非常用発電機													
	5-207	監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備(ディーゼル式発電機)を、加工施設用2台(1台は予備機)、防災機器用(緊急対策本部用)1台設ける設計とする。													
	5-208 ~ 5-209	添5リ(リ)の第1図 非常用電源の系統図 添5リ(リ)の第2図 非常用電源の系統図													

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
20-2	23	<p>非常用電源設備は、停電後所定の時間内に電圧が確立する設計とする。</p> <p>安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1694 877"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実にを行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実にを行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。</p> <p>7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実にを行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>13 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実にを行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。							
23	23	<p>安全機能の確保を確実にを行うために、予備を設置するとともに、定期的に試験を行うことで、信頼性を有する設計とする。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p> <p>(1) 点検計画</p> <p>(2) 定期事業者検査の実施計画</p> <p>(3) 設計及び工事の計画</p> <p>(4) 巡視の計画</p> <p>(5) 特別な保全計画</p>	<p>基保-018「補修及び改造基準」</p> <p>4.4.2 定期事業者検査の実施計画の策定</p> <p>各部長は、以下の要領に基づき、定期事業者検査の実施計画を策定する。実施計画は、要保-056「保安に係わる年度計画の審議・報告要領」に従い、毎年原則として3月度定例核燃料安全委員会に次年度の計画につき審議依頼を行い核燃料安全委員会の勧告を受ける。</p> <p>要保-369「定期事業者検査実施要領（設備管理部）」</p>				
20-3	5-207	<p>長期にわたって給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する設計とする。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1" data-bbox="973 1738 1694 1843"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>10 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	10 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>10 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	10 設備管理部長は、長期にわたって非常用電源設備による給電の必要が生じた場合、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることによって、非常用電源設備は外部からの燃料供給がなくとも、貯蔵した燃料により7日以上安全機能を確保するために必要な設備が作動し得る給電を維持する。							

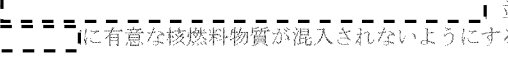
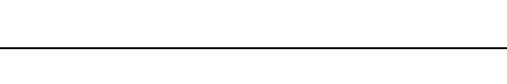
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
20-6	23	ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>10. 設計想定事象の発生時（その他）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。							
	89	ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯は、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを有する。						
	5-207	ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時に非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える。						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
第二十一条 (通信連絡設備) 関係								
21-1	23	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所				
	5-210	設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、ガンマ線エリアモニタ及びガスモニタに接続し放射線値の異常を認識する警報装置、並びに自動火災報知設備の警報装置を設置し、多様性を備えた所内通信連絡設備として、所内放送設備、固定電話機、所内携帯電話機(PHS)及び無線機を備える。 所内放送設備は、緊急対策本部以外からも放送が可能とするためマイクを複数箇所に設置する。 所内通信連絡設備を添5リ(x)の第1表に示す。		青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所				
	5-211	添5リ(x)の第1表 所内通信連絡設備						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は避難の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。							
21-2	23	設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。	(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置) 第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。 (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係) 10. 設計想定事象の発生時(その他)	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所				
	5-210	設計基準事故が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置する。 所外通信連絡設備として、一般加入電話、携帯電話及び衛星携帯電話をそれぞれ複数社のものを備えるとともにIP電話も備え、文書を送信するためのファクシミリ装置を備え、輻輳等の制限を受けることなく使用できる設計とする。 所轄消防本部との専用通信回線を設ける。 一般加入電話は、社内の専用ネットワークを介し、発災地域外の回線を利用して発信できる設計とする。 所外通信連絡設備を添5リ(x)の第2表に示す。		青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所				
	5-211	添5リ(x)の第2表 所外通信連絡設備						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1.4. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
21-3	23 5-210	<p>設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1694 898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。							
21-4	23 5-210	<p>通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。</p> <p>通信連絡設備は、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>10. 設計想定事象の発生時(その他)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1518 1694 1575"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>14. その他の設計想定事象等</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関係								
22-1	125	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。ここで、「重大事故」とは、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、臨界及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象のことをいう。なお、本加工施設においては、重大事故の発生は想定されない。	（加工施設の操作に係る計画及び実施） 第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。 所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。 所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）として、各基準を定める。	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 1. 概要 所長は、火災等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合および大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以降、事故等という。）が発生した場合及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に備え、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて必要な人員を確保し、通報・連絡体制、指揮命令体制における役割分担、責任者等を明確に定める。また、事故等の対処活動に必要な非常時用資機材をあらかじめ準備し、各部長は非常時資機材の性能維持のための点検・整備を実施する。 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 （4）手順書の整備 4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。				
	7-18	設計基準を超える条件として機器の多重故障等を仮定し、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故に至るおそれがある事故の拡大を防止することにより重大事故の発生を防止するとともに、重大事故に至るおそれがある事故の発生時に放射性物質の放出量を実行可能な限り低くするため、財産保護に優先して安全確保に必要な施設及び体制を整備する。ここで、「重大事故」とは、設計上定める条件よりも厳しい条件下にて発生する事故であり、臨界及び核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失によって、放射線及び放射性物質を著しく敷地外に放出する事象のことをいう。なお、本加工施設においては、重大事故の発生は想定されない。	2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の業務を実施させる。	基保-006「非常時の措置基準」 11. 対策活動（第91条） 11-1 緊急対策本部要員の招集及び通報（第91条第1項） 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、予め定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。 なお、所長は、緊急対策本部要員の参集状況及び事態の状況に応じて、緊急対策本部及び事業所防災組織を編成する人員の入れ替えを行う場合がある。 11-2 事態の拡大防止等（第91条第2項） 緊急対策本部は、本部長統括のもと、事態の拡大防止等に関する以下の活動（緊急作業を含む。）を行う。 11-3 安全優先の方針（第91条第3項） 担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について所長、核燃料取扱主任者及び関係部長と協議する。				
			（対策活動） 第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。 2. 緊急対策本部は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。 3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。					
			添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備（続き）</td> <td>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。	
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。							
22-2	125	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置 [※] ） 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。	基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 1. 概要 所長は、事故等の対処活動が効果的に実施できるよう、定期的に事故対処活動の教育・訓練を実施し、教育・訓練結果に基づいた体制、資機材、教育・訓練の評価・見直しを実施し実効性を維持する。				
	7-18	重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。	2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。					
			※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。					

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-3	125	<p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。</p> <p>建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1. 概要</p> <p>所長は、火災等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合および大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以降、事故等という。）が発生した場合及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に備え、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて必要な人員を確保し、通報・連絡体制、指揮命令体制における役割分担、責任者等を明確に定める。また、事故等の対処活動に必要な非常時用資機材をあらかじめ準備し、各部長は非常時資機材の性能維持のための点検・整備を実施する。</p>				
7-18		<p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）への対処については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の体制とする。</p> <p>建物の大規模損壊に伴い発生するおそれがあるウランの飛散に対応するための資機材及び手順書を整備する。</p>						
22-5	125	<p>火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれはなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。</p>	<p>（設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置）</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係）</p> <p>7. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <table border="1" data-bbox="973 1409 1703 1503"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 1. 自然現象発生時（火山活動（降下火砕物））</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。							
7-18		<p>火山による影響については、本加工施設の地理的領域内（本加工施設から160 km圏内）の第四紀火山は、火山活動により本加工施設に影響を及ぼすおそれはなく、地理的領域外の火山活動に対しては、降下火砕物の除去等の措置を講じることとしており、火山事象が大きな事故の誘因とならないことから、想定から除外する。</p>						

No.	事業許可 記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-7	126	<p>核的制限値として形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設定し、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速条件を組み合わせて管理する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含まれている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内であることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の「」並びに第2-7領域の「」に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」</p> <p>4. 臨界安全管理上の措置</p> <p>4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-8	126	<p>可燃物、油類やアルコール類等の危険物が管理された第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で保守的に設定した量の2倍とすることにより、さらに保守的な条件を設定し、当該境界の機能喪失のおそれの有無を確認した。</p> <p>7-20 可燃物、油類、アルコール類等の危険物を管理する第2加工棟において、その可燃物、油類及びアルコール類等の危険物量を保管管理量を踏まえ内部火災影響評価で設定した量の2倍とした状態を想定し、火災区画境界の機能喪失のおそれの有無を評価した。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 814 1715 892"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	2 燃料製造部長、設備管理部長、環境安全部長及び品質保証部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																		
22-9	127	<p>夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。 投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>記載例 別表21 非常時用資機材(第85条関係)</p> <table border="1" data-bbox="994 955 1754 1060"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方(注1)</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材</td> <td>可搬式発電機 (注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上 計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1012 1140 1736 1255"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	区分	規定する事項	資機材の配備	8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21)</p>
分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																
その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																
区分	規定する事項																					
資機材の配備	8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。																					
127	7-21	<p>夜間において全交流電源喪失が発生することを想定し、可搬式発電機を備える。 投光器、携帯用照明等の照明具類を備える。</p>	<p>(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>記載例 別表21 非常時用資機材(第85条関係)</p> <table border="1" data-bbox="994 1444 1754 1549"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方(注1)</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材</td> <td>可搬式発電機 (注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上 計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	<p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21)</p>				
分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																
その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等			
22-10	127	<p>自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 <u>保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</u> <u>状況確認の結果、火災発生を認識した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</u> <u>粉末消火器による消火が困難な場合は、事業所防災組織の本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。</u> <u>粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、粉末混合機等の内部への浸水防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</u> <u>消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</u> <u>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</u> <u>加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。</u> <u>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。</u> <u>その後、電源遮断、給排気運転停止、防火ダンパー閉止の対処を開始する。</u> <u>状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</u> <u>消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]） 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <ol style="list-style-type: none"> 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き） <table border="1" data-bbox="1012 856 1739 1856"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 856 1124 877">区分</th> <th data-bbox="1124 856 1739 877">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 877 1124 1856">手順書の整備</td> <td data-bbox="1124 877 1739 1856"> <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 <ol style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を認識した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の浸入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。 <p><判断基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の浸入を防止するための対策が有効であること。 （地震起因の場合には）水の浸入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。 </td></tr></tbody></table> 	区分	規定する事項	手順書の整備	<ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 <ol style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を認識した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の浸入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。 <p><判断基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の浸入を防止するための対策が有効であること。 （地震起因の場合には）水の浸入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。
区分	規定する事項						
手順書の整備	<ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 <ol style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を認識した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の浸入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。 <p><判断基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の浸入を防止するための対策が有効であること。 （地震起因の場合には）水の浸入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。 						

 青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 （4）手順書の整備 環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 （1）自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 （2）保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 （3）状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を認識した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 （4）火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 （5）粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の浸入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。 <判断基準> 一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の浸入を防止するための対策が有効であること。 二 （地震起因の場合には）水の浸入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 （6）消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 （7）水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 （8）これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 （10）状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 （11）消火活動、救助活動等の対処にあたっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。 |

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-10 (続き)	127	その後、電源遮断、給排気運転停止、防火ダンパー閉止の対処を開始する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1012 856 1739 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-10 (続き)	7-21	<p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。 夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。 当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。 初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。 対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が自視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。 保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。 全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。 全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。 複数箇所でも火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。 ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。 火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。 当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。 複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。 これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。 全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。 全交流電源喪失時は可搬消防ポンプを使用する。 これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。 ＜判断基準＞ ・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。 ・（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。 水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。 これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの対処事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。 その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1" data-bbox="1012 856 1745 1703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 856 1121 884">区分</th> <th data-bbox="1121 856 1745 884">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 884 1121 1703">要員の配置</td> <td data-bbox="1121 884 1745 1703"> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。（別図6）</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たするために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屋冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</p> <p>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消防係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消防係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	<p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。（別図6）</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たするために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屋冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</p> <p>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消防係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消防係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、自視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p>＜判断基準＞</p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 （地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等その他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域（第40条第1項）</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1-（1）恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
要員の配置	<p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。（別図6）</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たするために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、屋冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</p> <p>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</p> <p>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消防係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消防係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p>							

別図2-（2） 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。</p> <p>当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。</p> <p>初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。</p> <p>対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視(第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。</p> <p>保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</p> <p>全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。</p> <p>全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>保安員からの連絡を受けた当直者(本部長到着後は本部長)は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</p> <p>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画(2P-1)と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画(2P-1)と非管理区域を内包する火災区画(2P-3)を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</p> <p>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</p> <p>当直者(本部長到着後は本部長)は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手动停止又は供給弁手动閉止、可燃性ガス供給弁の手动による緊急閉止の操作に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p> <p>これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。</p> <p>全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。</p> <p>全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)が放水を指示する。</p> <p><判断基準>・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>(地震起因の場合には)水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</p> <p>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの処理事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 262 1136 283">区分</th> <th data-bbox="1136 262 1754 283">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="997 283 1136 541">要員の配置(続き)</td> <td data-bbox="1136 283 1754 541"> <p>10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対応において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対応が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="997 541 1136 1087">教育・訓練の実施</td> <td data-bbox="1136 541 1754 1087"> <p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対応に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対応における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対応活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対応訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置(続き)	<p>10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対応において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対応が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p>	教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対応に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対応における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対応活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対応訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視(加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者(本部長到着後は本部長)の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には)水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項									
要員の配置(続き)	<p>10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対応において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対応が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p>									
教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対応に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的(年1回以上)に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対応における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的(年1回以上)に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対応活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対応に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対応訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>(再掲)</p> <p><u>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</u></p> <p><u>事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</u></p> <p><u>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。</u></p> <p><u>当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。</u></p> <p><u>初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。</u></p> <p><u>対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</u></p> <p><u>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。</u></p> <p><u>保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</u></p> <p><u>全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。</u></p> <p><u>全交流電源喪失時間が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</u></p> <p><u>保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</u></p> <p><u>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</u></p> <p><u>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</u></p> <p><u>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</u></p> <p><u>当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。</u></p> <p><u>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</u></p> <p><u>これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。</u></p> <p><u>全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</u></p> <p><u>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。</u></p> <p><u>全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</u></p> <p><u>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。</u></p> <p>＜判断基準＞・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p><u>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</u></p> <p><u>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの処理事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</u></p> <p><u>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じて、このうちにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 268 1121 300">区分</th> <th data-bbox="1121 268 1739 300">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 300 1121 1098">資機材の配備</td> <td data-bbox="1121 300 1739 1098"> <p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、電巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをおよび、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。</p> <p>4 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消防専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。</p> <p>設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	<p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、電巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをおよび、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。</p> <p>4 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消防専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。</p> <p>設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p>＜判断基準＞</p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失時間が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備	<p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、電巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをおよび、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。</p> <p>4 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消防専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。</p> <p>設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。</p> <p>当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。</p> <p>初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。</p> <p>対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。</p> <p>保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</p> <p>全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。</p> <p>全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</p> <p>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</p> <p>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</p> <p>当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手动停止又は供給弁手动閉止、可燃性ガス供給弁の手动による緊急閉止の操作に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p> <p>これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。</p> <p>全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。</p> <p>全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとすため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。</p> <p><判断基準> ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</p> <p>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの対処事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1" data-bbox="1012 241 1736 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 241 1121 262">区分</th> <th data-bbox="1121 241 1736 262">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 262 1121 562">資機材の配備 (続き)</td> <td data-bbox="1121 262 1736 562"> <p>9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1012 562 1121 1003">手順書の整備</td> <td data-bbox="1121 562 1736 1003"> <p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備 (続き)	<p>9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p>	手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二（地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時には、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項									
資機材の配備 (続き)	<p>9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p>									
手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在り所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p>									

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。</p> <p>当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。</p> <p>初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。</p> <p>対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視（第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。</p> <p>保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</p> <p>全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。</p> <p>全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>保安員からの連絡を受けた当直者（本部長到着後は本部長）は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</p> <p>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画（2P-1）と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画（2P-1）と非管理区域を内包する火災区画（2P-3）を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</p> <p>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</p> <p>当直者（本部長到着後は本部長）は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手动停止又は供給弁手动閉止、可燃性ガス供給弁の手动による緊急閉止の操作に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p> <p>これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。</p> <p>全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。</p> <p>全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確実なものとするため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が放水を指示する。</p> <p><判断基準> ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>(地震起因の場合には) 水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</p> <p>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの処理事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1006 247 1124 279">区分</th> <th data-bbox="1124 247 1739 279">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1006 279 1124 1003"> 手順書の整備 (続き) </td> <td data-bbox="1124 279 1739 1003"> <p>(6) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には) 水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>(12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境（火災の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備 (続き)	<p>(6) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には) 水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>(12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境（火災の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長（事業所長）を統括（指揮・命令）とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km 圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実施するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には) 水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時には、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備 (続き)	<p>(6) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には) 水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手动閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手动停止又は供給弁手动閉止及び連続焼結炉の手动による緊急停止の処置を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>(12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境（火災の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																				
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>(再掲)</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。</p> <p>当直者は、本部長が事業所に到着するまでの間、初動対応の指揮・命令を行う。</p> <p>初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。</p> <p>対象者の選定に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>第2加工棟において火災が発生し、初動対応要員が火災発生を現認した場合、又は夜間及び休日においても保安員が常時待機している保安棟で自動火災報知設備の発報を認知した保安員又は指示を受けた初動対応要員が目視(第2加工棟内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した場合は、直ちに消防吏員へ通報する。</p> <p>保安員は、要員招集、所内通知等を実施する。</p> <p>全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。</p> <p>全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>保安員からの連絡を受けた当直者(本部長到着後は本部長)は、初期消火活動等の指揮を執り、初動対応要員及び保安員に対して状況に応じた必要な装備をさせた上で火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災が同時発生している場合は、第1種管理区域境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火するよう指示する。</p> <p>ここで(1)の評価結果から、等価時間が防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は耐火時間を超えることが想定される火災区画のうち、ウランを粉末として大量に取り扱う第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画(2P-1)と屋外を隔てる外扉、及び同火災区画(2P-1)と非管理区域を内包する火災区画(2P-3)を隔てる扉を初動対応の対象とし、このうち第1種管理区域と屋外を隔てる外扉を最優先とする。</p> <p>火災が発生した火災区画へ入り消火活動を行う初動対応要員及び保安員は、呼吸用ボンベマスク等の必要な装備を装着する。</p> <p>当直者(本部長到着後は本部長)は、粉末消火器による初期消火と並行して、初動対応要員に循環冷却水、上水の送水ポンプの手動停止又は供給弁手動閉止、可燃性ガス供給弁の手動による緊急閉止の操作に当たらせる。</p> <p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p> <p>これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。</p> <p>全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難となった場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)は、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火を行うよう指示する。</p> <p>全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>これら設備・機器の周囲を含めた加工施設内での消火活動は粉末消火器による消火を原則とし、これを確保なものとすため可燃物に対して防火上の管理をする等対策を講じるが、万一、粉末消火器による消火が困難となった場合において、やむを得ず減速条件の管理を必要とする設備・機器近傍での消火に水を用いる場合は、以下の判断基準をもとに本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)が放水を指示する。</p> <p><判断基準>・ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>(地震起因の場合には)水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画における等価時間が第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替える。</p> <p>これらの初動対応に当たり、初期消火活動、救助活動等の人的措置が満足に機能するよう、それぞれの対処事項に必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>その後、初動対応を実施している間に、事象発生当初に保安員が行った要員招集に応じて、本部長、本部長、その他の防災組織の要員が順次参集し、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指揮・命令の下、消火活動を継続するとともに、状況に応じて、建物内外の状況把握、外扉の目張り、飛散したウランの回収等の処置を講じることにより重大事故に至るおそれがある事故の進展を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1012 262 1739 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 262 1121 325">区分</th> <th data-bbox="1121 262 1739 325">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 325 1121 388">手順書の整備(続き)</td> <td data-bbox="1121 325 1739 388">3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 388 1739 451">4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 451 1739 514">5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 514 1739 577">6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の手測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 577 1739 640">7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 640 1739 703">8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 703 1739 766">9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 766 1739 829">10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1121 829 1739 892">11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。		4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。		5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。		6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の手測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。		7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。		8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。		9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。		10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。		11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所</p> <p>アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1 5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要要員の配置</p> <p>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。</p> <p>2 事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</p> <p>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>環境安全部長は次に記載の内容に係る手順書を整備し、必要に応じ各部長に関連する手順書の整備を指示する。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等て入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実施するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視(加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。)にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者(本部長到着後は本部長)の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p> <p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)が確認した上で判断する。</p> <p><判断基準></p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 (地震起因の場合には)水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長(本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者)の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間でできる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1- (1) 恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項																							
手順書の整備(続き)	3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。																							
	4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。																							
	5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。																							
	6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の手測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。																							
	7 環境安全部長は、大規模な自然災害(震度5弱以上の大地震等)の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。																							
	8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的(年1回以上)に実施する。																							
	9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順その他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。																							
	10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。																							
	11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。																							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-10 (続き)	7-21 (続き)	<p>複数箇所での火災同時発生を確認した時点で、初動対応要員に、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の処置に当たらせる。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1" data-bbox="1012 856 1745 1024"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備(続き)	(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間で処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-11	7-18	火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。 可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を使用するため、最低3名以上で活動を実施する。	青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所 (重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。	青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所 基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命にあたっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。				
	7-23	重大事故に至るおそれがある事故として想定する第2加工棟における火災の複数同時発生に対し、初動対応と要員参集後の各段階の事故対処の体制(事業所防災組織)を添7ロ(ウ)の第1図に示す。 夜間及び休日を想定した要員が揃うまでの最も少ない人数を添7ロ(ウ)の第1表に示す。この要員によって、必要な初動対応を実施する。 夜間及び休日においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために、事業所内に常駐する要員を7名確保する。 連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。 事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たる要員を、事業所の約2km圏内の近隣居住者から緊急時消火班として任命し、招集する。 緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。	2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 ※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。					
	7-24	添7ロ(ウ)の第1表 要員が揃うまでの最も少ない人数(夜間及び休日を想定)						
	7-34	添7ロ(ウ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の体制	添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係) 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命にあたっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命にあたっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。	
区分	規定する事項							
要員の配置	3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命にあたっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。 4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
22-12	7-25	<p>事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。</p> <p>地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。</p> <p>予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設置し、活動拠点とする。</p> <p>事故対処のために使用する資機材の数量及び保管場所の設定に当たっては、使用する要員数又は必要とする数量に対し、資機材の性質、使用方法等に応じて、必要な数量に対して予備を保有する、分散して保管する等を考慮する。</p> <p>資機材の一覧を添7ロ(ロ)の第2表に示す。</p> <p>事故時の活動拠点及び主な資機材保管場所を添7ロ(ロ)の第3表に示す。</p> <p>放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。</p> <p>呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。</p> <p>事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所へアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。</p> <p>防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。</p> <p>消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。</p> <p>第2加工棟の各火災区画には、消防法に定める消火能力の5倍以上の消火能力となるよう粉末消火器を設置する。</p> <p>その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。</p> <p>照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <ol style="list-style-type: none"> 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。 <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>(非常時用資機材の整備)</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21)</p> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設置し、活動拠点とする。</p> <p>4 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話(専用電話回線)、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線(消防専用回線)、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。</p> <p>7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>10 設備管理部長及び環境安全部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>5. 非常時用資機材の整備(第85条)</p> <p>所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21)</p>								
	7-27～7-28	添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧										
	7-29	添7ロ(ロ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	<ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 	
区分	規定する事項											
資機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 環境安全部長は、放射線障害防護用具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。 											
区分	規定する事項											
資機材の配備(続き)	<ol style="list-style-type: none"> 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。設備管理部長及び燃料製造部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。 											

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																		
22-12 (続き)	7-25	資機材の一覧を添7ロ(ロ)の第2表に示す。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>記載例 別表21 非常時用資機材(第85条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">資機材の種類</th> <th rowspan="2">数量の考え方(注1)</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">点検内容 点検頻度</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> </tr> <tr> <th>各1台以上</th> <th>計5台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他資機材</td> <td>可搬式発電機(注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上</td> <td>計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	各1台以上	計5台	その他資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21)</p>
	分類	資機材の種類					数量の考え方(注1)	数量				保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者								
各1台以上			計5台																			
その他資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長															
7-27～7-28	添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧																					
22-13	7-30	<p>第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材を第2加工棟の他、敷地内に分散して保管する。</p> <p>資機材の保管場所からは、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。</p> <p>第2加工棟内の各火災区画へのアクセスルートを別添7ロ(ロ)ー7に示す。</p> <p>呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等の必要な資機材を着用する。</p> <p>階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>アクセスルートの上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。</p> <p>人的な消火作業が危険な環境(火災の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて退避することとする。</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可燃物等を含め、閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないように、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要となる情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。 (2) アクセスルートの上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境(火災の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p>														
	区分	規定する事項																				
	資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。																				
	7-35	添7ロ(ロ)の第2図 資機材保管場所とアクセスルート																				
	添7別ロ-7	<p>事故対処のために使用する資機材は、第2加工棟内に保管する。</p> <p>第2加工棟の複数の火災区画における火災の同時発生に備えて、必要な資機材をその他の建物等にも保管する。</p> <p>その他の建物等からは、第2加工棟の事故発生場所にアクセスできる。(添7ロ(ロ)の第2図)</p> <p>第2加工棟内の各火災区画へのアクセスルートを添図7-1に示す。</p> <p>可燃物、油類、アルコール類等の危険物を管理する第2加工棟において、等価時間の増大により防火設備である扉の耐火時間に近くなる又は超えることが想定される第2加工棟1階の第1種管理区域を含む火災区画(2P-1)と屋外を隔てる扉、及び同火災区画(2P-1)と非管理区域を内包する火災区画(2P-3)を隔てる扉の周辺への放水時のアクセスルートを添図7-3に示す。</p> <p>呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等の必要な資機材を着用すること、以下のことから添図7-1及び添図7-3に示したように、複数のルートから各火災区画のアクセスが可能である。・建物の各火災区画の耐火性能により、複数の火災区画での火災においても建物は倒壊しないため、アクセスルートを妨げることはない。</p> <p>階段、廊下、安全通路、扉周辺には通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>アクセスルートの上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場(建物内部)にアクセスし、人的に消火する。</p> <p>人的な消火作業が危険な環境(火災の高さ、煙の発生)と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。</p> <p>屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p>																				
添7別ロ-8	添図7-1 消火活動時のアクセスルート(第2加工棟 屋内)																					
添7別ロ-10	添図7-3 消火活動時のアクセスルート																					

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-13 (続き)	7-30 添7別口 -7	<p>アクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部での電気火災の延焼を防止する。</p> <p>アクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤には、自動式又は遠隔操作式の消火設備を設置し、制御盤内部での電気火災の延焼を防止する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時(続き)</p> <table border="1" data-bbox="967 856 1697 934"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備(続き)</td> <td>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備(続き)	12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p>
区分	規定する事項							
資機材の配備(続き)	12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-14	7-30	<p>対策の流れを添7ロ(ウ)の第3図に示す。 監視設備を添7ロ(ウ)の第4表に示す。 自動火災報知設備の発報を認知した保安員は、直ちに所内周知、要員招集等を実施する。 保安員による所内周知を受けて、事業所内の在業者が初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 状況確認の結果、火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、保安棟に待機する当直者及び保安員に連絡する。 火災発生を現認したことの連絡を受けた保安員は、直ちに消防吏員へ通報する。 事象発生時の連絡を受けた当直者は、初期消火活動等の指揮を執り、事業所内に常駐する保安員及び初動対応要員を火災発生場所へ向かわせ、粉末消火器による初期消火に当たらせる。 当直者は、常駐する初動対応要員を電源遮断、給排気設備停止、防火ダンパー閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁閉止及び可燃性ガス供給弁閉止の操作に当たらせる。 緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動に当たる。 この際、複数の火災区画での同時火災によって機能喪失のおそれがある第1種管理区域と非管理区域の境界となる火災区画境界に設置された扉を含む部屋を優先して消火する。 水による消火活動が長期化し、第2加工棟の火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 状況に応じて、ウラン粉末が煙とともに環境へ放出されることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]） 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き） 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 （1）必要な要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。 （4）手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在業者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 (3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 (6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p>
	7-32	添7ロ(ウ)の第4表 監視設備		
	7-36	添7ロ(ウ)の第3図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の流れ		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-14 (続き)	7-36 (続き)	<p>(再掲) 添7ロ(ウ)の第3図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の流れ</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(異常時の措置) 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常(異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。))を含む)、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発生した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p>(異常時における設備の手動による作動) 第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p> <p>(通報) 第88条 担当部長は、第36条に係る加工施設の異常状態に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、関係部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。</p> <p>(応急措置) 第89条 前条の通報を受けた関係部長は、直ちに前条に係る事態の状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令) 第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、緊急対策本部を設置する。なお、前条の応急処置を行った者は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。</p> <p>(対策活動) 第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2. 緊急対策本部は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動(緊急作業を含む。)を行う。</p> <p>3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。</p> <p>(非常時体制の解除) 第92条 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業者防災業務計画」に基づき措置する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-012「異常時の措置基準」 2. 異常時措置の原則 2-1 異常時の措置(平日操業時) 社内外通報が必要となる可能性のある異常事象等一覧(建屋・設備別)を添付4まとめる。 (1)加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生、社内外通報が必要となる可能性のある異常事象、異常事象に進展するおそれのある事象、異常警報の発報(吹鳴)並びにインターロック機構の作動等(下線部を以下、異常事象等という。)を発見した者又は確認した者(以下、現認者という。)は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに操作責任者に通報する。異常事象等の通報を受けた操作責任者は原因調査等の事実確認の前に、直ちに、担当部長にその旨を通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象等については、核物質防護管理者に通報するとともにその後の対応の指示を仰ぐ。 (2)(1)の連絡を受けた担当部長は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに、その異常事象等の内容を所長、核燃料取扱主任者及び関係部長等に通報を行うとともに、異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。また、担当部長は、異常事象等を発見した者又は操作責任者に応急措置後の状態を監視させ、状態の変化に応じて追加措置を行わせるとともに、関係部長に通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象については、核物質防護管理者に通報する。 担当部長は、異常事象が非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は直ちに所長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。 担当部長は、異常事象等の状態が終息したことが確認できれば、監視の解除を判断する。 (3)担当部長は、関係部長と協力して異常事象等の原因を調査し、保安のために必要な措置を講じるとともに、その措置内容等を適宜、熊取所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。なお、核物質防護に係る緊急事象に係る措置内容については、適宜、所長、核物質防護管理者及び関係部長に報告する。 担当部長は、加工施設の操作を停止する等の措置を行った場合、作業の再開に当たっては添付5「異常時の作業再開手順」に従い、所長の承認を得る。ただし、保安に及ぼす影響が軽微(第98条の報告事象に該当しない)なものを除く。 (4)担当部長は、(2)の措置を講じたにもかかわらず異常状態が拡大するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。社外通報連絡責任者は業務管理部長とする。なお、「原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室」及び「原子力規制庁 熊取原子力規制事務所」への電話による通報は、必要に応じて、環境安全部に代行を依頼することができる。 また、業務管理部長は、所長又は核燃料取扱主任者等の判断に基づき、異常事象等の発生後15分以内を目標に、まず、「原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室」及び「原子力規制庁 熊取原子力規制事務所」に電話による通報を行う。</p> <p>3. 異常時における設備の手動による作動 担当部長は、保安上特に管理を必要とする設備(保安規定別表3)、及び操作上の留意事項に係る設備(保安規定別表4、別表5)がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させるための技術標準を定め、操作員に周知する。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 8. 通報(第88条) 各部長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、担当部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。 9. 応急措置(第89条) 9-1 応急措置及び指示等(第89条第1項) 前条の通報を受けた担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 9-2 放射線防護上の措置(第89条第2項) 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。 10. 非常時体制の発令(第90条) 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合、その他必要と判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、緊急対策本部を設置する。なお、応急処置を行った者は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。 11. 対策活動(第91条) 11-1 緊急対策本部要員の招集及び通報(第91条第1項) 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、予め定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。 なお、所長は、緊急対策本部要員の参集状況及び事態の状況に応じて、緊急対策本部及び事業所防災組織を編成する人員の入れ替えを行う場合がある。 11-2 事態の拡大防止等(第91条第2項) 緊急対策本部は、本部長統括のもと、事態の拡大防止等に関する以下の活動(緊急作業を含む。)を行う。 11-3 安全優先の方針(第91条第3項) 担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について所長、核燃料取扱主任者及び関係部長と協議する。 12. 非常時体制の解除(第92条) 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。 13. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置(第93条) 「原災法」に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「防災業務計画」に基づき措置する。なお、原災法第10条事象発生に伴う通報は、本部長が10条事象の判断をしてから15分以内に原子力規制庁緊急事案対策室にFAX通報を行う。また、FAX着信確認のための電話もFAX機の送信完了を確認でき次第、実施する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-15	7-33 7-37	<p>以上の対応の流れに従った時間経過を添7ロ(ウ)の第4図に示す。</p> <p>添7ロ(ウ)の第4図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の時間経過</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>No. 22-14と同じ</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者（本部長到着後は本部長）の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。 (4) 手順書の整備 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。 (2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在業者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。 (3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。 (4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。 (6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。 (7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。 (8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。 (9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時については、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。 (10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-15 (続き)	7-37 (続き)	<p>(再掲) 添7ロ(ウ)の第4図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策の時間経過</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>No. 22-14に同じ</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-012「異常時の措置基準」 2. 異常時措置の原則 2-1 異常時の措置 (平日操業時) 社内外通報が必要となる可能性のある異常事象等一覧 (建屋・設備別) を添付4まとめる。 (1) 加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生、社内外通報が必要となる可能性のある異常事象、異常事象に進展するおそれのある事象、異常警報の発報 (吹鳴) 並びにインターロック機構の作動等 (下線部を以下、異常事象等という。) を発見した者又は確認した者 (以下、現認者という。) は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに操作責任者に通報する。異常事象等の通報を受けた操作責任者は原因調査等の事実確認の前に、直ちに、担当部長にその旨を通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象等については、核物質防護管理者に通報するとともにその後の対応の指示を仰ぐ。 (2) (1) の連絡を受けた担当部長は、原因調査等の事実確認の前に、直ちに、その異常事象等の内容を所長、核燃料取扱主任者及び関係部長等に通報を行うとともに、異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。また、担当部長は、異常事象等を見つけた者又は操作責任者に応急措置後の状態を監視させ、状態の変化に応じて追加措置を行わせるとともに、関係部長に通報する。なお、核物質防護に係る緊急事象については、核物質防護管理者に通報する。 担当部長は、異常事象が非常事態又は非常事態に発展するおそれが生じた場合は直ちに所長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。 担当部長は、異常事象等の状態が終息したことが確認できれば、監視の解除を判断する。 (3) 担当部長は、関係部長と協力して異常事象等の原因を調査し、保安のために必要な措置を講じるとともに、その措置内容等を適宜、熊取所長及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。なお、核物質防護に係る緊急事象に係る措置内容については、適宜、所長、核物質防護管理者及び関係部長に報告する。 担当部長は、加工施設の操作を停止する等の措置を行った場合、作業の再開に当たっては添付5「異常時の作業再開手順」に従い、所長の承認を得る。ただし、保安に及ぼす影響が軽微 (第98条の報告事象に該当しない) なものを除く。 (4) 担当部長は、(2) の措置を講じたにもかかわらず異常状態が拡大するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。社外通報連絡責任者は環境安全部長とする。なお、「原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対応室」及び「原子力規制庁 熊取原子力規制事務所」への電話による通報は、必要に応じて、業務管理部に代行を依頼することができる。 また、環境安全部長は、所長又は核燃料取扱主任者等の判断に基づき、異常事象等の発生後15分以内を目標に、まず、「原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対応室」及び「原子力規制庁 熊取原子力規制事務所」に電話による通報を行う。</p> <p>3. 異常時における設備の手動による作動 担当部長は、保安上特に管理を必要とする設備 (保安規定別表3)、及び操作上の留意事項に係る設備 (保安規定別表4、別表5) がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させるための技術基準を定め、操作員に周知する。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 8. 通報 (第88条) 各部長は、加工施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、担当部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。 9. 応急措置 (第89条) 9-1 応急措置及び指示等 (第89条第1項) 前条の通報を受けた担当部長は、直ちに異常の状況を把握し、応急措置を講じる。 9-2 放射線防護上の措置 (第89条第2項) 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。 10. 非常時体制の発令 (第90条) 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合、その他必要と判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、緊急対策本部を設置する。なお、応急処置を行った者は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。 11. 対策活動 (第91条) 11-1 緊急対策本部要員の招集及び通報 (第91条第1項) 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、予め定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。 なお、所長は、緊急対策本部要員の参集状況及び事態の状況に応じて、緊急対策本部及び事業所防災組織を編成する人員の入れ替えを行う場合がある。 11-2 事態の拡大防止等 (第91条第2項) 緊急対策本部は、本部長統括のもと、事態の拡大防止等に関する以下の活動 (緊急作業を含む。) を行う。 11-3 安全優先の方針 (第91条第3項) 担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、財産 (設備等) 保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について所長、核燃料取扱主任者及び関係部長と協議する。 12. 非常時体制の解除 (第92条) 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。 13. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 (第93条) 「原災法」に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「防災業務計画」に基づき措置する。なお、原災法第10条事象発生に伴う通報は、本部長が10条事象の判断をしてから15分以内に原子力規制庁緊急事案対策室にFAX通報を行う。また、FAX着信確認のための電話もFAX機の送信完了を確認でき次第、実施する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
22-16	128	<p><u>重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じることとし、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1. 概要</p> <p>所長は、火災等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合および大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以降、事故等という。)が発生した場合及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に備え、財産(設備等)保護よりも安全を優先する方針に基づいて必要な人員を確保し、通報・連絡体制、指揮命令体制における役割分担、責任者等を明確に定める。また、事故等の対処活動に必要な非常時用資機材をあらかじめ準備し、各部長は非常時資機材の性能維持のための点検・整備を実施する。</p> <p>所長は、事故等の対処活動が効果的に実施できるよう、定期的に事故対処活動の教育・訓練を実施し、教育・訓練結果に基づいた体制、資機材、教育・訓練の評価・見直しを実施し実効性を維持する。</p>
	7-38	<p><u>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における当該事故等に的確かつ柔軟に対処するために必要な人員の確保等、体制を整備するとともに、資機材及び手順書を整備し、訓練を実施する。</u></p>		

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-17	128	<p>体制としては、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。</p> <p>実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術支援の要員も含める。</p> <p>支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。</p> <p>実施組織及び支援組織の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。</p> <p>施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。</p> <p>技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討を実施する。</p> <p>救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。</p> <p>実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生したときは、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>事業所防災組織の要員が揃うまでの間、初期消火活動等を実施する人員を確保する。</p> <p>あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可燃消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(1) 必要な要員の配置</p> <p>4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</p> <p>5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</p> <p>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制とする。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p>				
7-34		添7ロ(ロ)の第1図 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の体制		基保-001「放射線管理基準」				
7-38		<p>体制としては、添7ロ(ロ)の第1図に示すとおり、夜間及び休日を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階の体制に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</p> <p>このため、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備するとともに、社外の支援を受けられる体制も整備する。</p> <p>実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。</p> <p>支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。</p> <p>各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。</p> <p>施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。</p> <p>技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。</p> <p>工務係は施設設備の応急復旧等を実施する。</p> <p>除染係は放射性物質の汚染除去等を実施する。</p> <p>放管係は被ばく管理・汚染管理等を実施する。</p> <p>救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。</p> <p>情報1係は各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。</p> <p>情報2係は原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。</p> <p>総務広報係は事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。</p> <p>調達係は復旧資機材の調達を実施する。</p> <p>警備誘導係は事業所内の警備等を実施する。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合においては、防災組織要員を一斉招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員を7名確保する。</p> <p>連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員は6名を確保することとする。</p> <p>実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</p> <p>実施組織における人員を添7ロ(ロ)の第1表に示す。</p> <p>あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。</p> <p>事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p>	<p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	要員の配置	8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）	<p>1-2 管理区域（第40条第1項） 恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1-1（1）恒設の管理区域</p>
区分	規定する事項							
要員の配置	8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動（初期消火活動を含む。）を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。（別表20）							
7-41		添7ロ(ロ)の第1表 重大事故に至るおそれがある事故時における初動体制及び参集後の各係（実施組織）の実施内容						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																																				
22-17 (続き)	7-41 (続き)	<p>(再掲) 添7ロ(ハ)の第1表 重大事故に至るおそれがある事故時における初動体制及び参集後の各係(実施組織)の実施内容</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(非常対策組織) 第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。</p> <p>2. 緊急対策本部の本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。</p> <p>(非常時の要員) 第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>(通報系統) 第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <div data-bbox="1083 808 1676 1144" style="text-align: center;"> </div> <p>別図6 事業所防災組織</p> <p>：所長及び核燃料取扱主任者を除く事業所防災組織要員のうち、夜間・休日の初期消火等のために早期に参集できることを考慮して選定した者。事業所防災組織の要員参集後は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する。又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に参集する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 3. 非常対策組織(第83条) 3-1 緊急対策本部の設置(第83条第1項) 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう、緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織を第2表に示すとおり定める。</p> <p>第2表 事業所防災組織 なお、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第10条及び第15条に定める特定事象が発生した場合、緊急対策本部は、原子力事業者防災業務計画(以下「防災業務計画」という。)に定める緊急対策本部として、防災業務計画に則って活動する。(本基準並びに防災業務計画に定める緊急対策本部の組織及び構成は共通とする。)</p> <p>3-2 緊急対策本部本部長及び代行者の決定(第83条第2項) 緊急対策本部の本部長には所長が当たる。また、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>3-3 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに各部所管の非常対応から事業所防災組織へ移行させる。</p> <p>4. 非常時の要員 4-1 緊急対策本部の要員(第84条) 所長は、緊急対策本部に必要な要員をあらかじめ定めておく。 緊急対策本部の組織を第2表に示す。また、本組織の各職位につく者は「非常時の措置基準に係る詳細資料・詳細資料2。」に示すとおりとする。</p> <p>事業所防災組織の各係には、係長及び班長を置くものとし、係長が不在の場合は、班長が代行するものとする。 事業所防災組織の係長は、緊急対策本部に在り、担当の係への指示及び係員の出勤状況防護活動の経過、配置、状況、推移等を逐次緊急対策本部長に報告し、指示を受ける。なお、係長は、担当の任務に関して、緊急対策本部が設置された時点における各部所管の異常対応状況を各部長より報告させる。</p> <p>事業所防災組織の班長は、班員を指揮して、現場活動の把握・指示を行う。係長が不在の場合は係長の代行を務める。なおこの場合、班長は班員から別途班長の代行者を指名し、現場活動の把握・指示を行わせる。</p> <p>事業所防災組織は、事象の初期状況において事業所の自衛組織として、緊急対策本部部長の指揮のもとに自立的に活動するものとする。 事業所防災組織が編成される時点までにおける各部所管の異常事象対応については、緊急対策本部が設置された時点で、事業所防災組織がその任務を引き継ぎ、現場における非常事態原因の排除、汚染拡大防止の処置を講じるものとする。</p> <p>事業所防災組織は、社外消防組織、警察組織が到着後は、協力して活動するものとする。 事業所防災組織の各係(班)の主な任務について、第3表にまとめる。</p> <p>第3表 緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務 5. 非常時用資機材の整備(第85条) 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表2.1) 6. 通報系統(第86条) 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関への通報系統をあらかじめ確立しておく。</p>																																				
		<p>記載例</p> <p>別表20 緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務(第84条関係)</p> <table border="1" data-bbox="964 1270 1676 1491"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。</td> </tr> <tr> <td>緊 急 対 策 本 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td>本部長付</td> <td>緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>核燃料取扱主任者</td> <td>緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。</td> </tr> <tr> <td>核物質防護管理者</td> <td>特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>防火管理者</td> <td>消火活動、防火活動について、助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>各係長</td> <td>本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表21 非常時用資機材(第85条関係)</p> <table border="1" data-bbox="994 1522 1765 1627"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">資機材の種類</th> <th rowspan="2">数量の考え方(注1)</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">点検内容 点検頻度</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> </tr> <tr> <th>各1台以上</th> <th>計5台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他資機材</td> <td>可搬式発電機(注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上</td> <td>計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>			組織	任務	本部長	緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。	緊 急 対 策 本 部		副本部長	緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。	本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。	核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。	核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。	防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。	各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	各1台以上	計5台	その他資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長
組織	任務																																							
本部長	緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。																																							
緊 急 対 策 本 部																																								
副本部長	緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。																																							
本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。																																							
核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。																																							
核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。																																							
防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。																																							
各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。																																							
分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																																	
			各1台以上	計5台																																				
その他資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																																	

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																				
22-17 (続き)	128 7-38	<p>事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>事故時に活動の拠点として機能する場所を準備し、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(非常時用資機材の整備) 第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材（以下「非常時用資機材」という。）をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>記載例 別表21 非常時用資機材（第85条関係）</p> <table border="1" data-bbox="973 390 1730 491"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方 (注1)</th> <th colspan="2">数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材 (注3)</td> <td>可搬式発電機</td> <td>B</td> <td>各1台以 上</td> <td>計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1" data-bbox="973 569 1697 648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置</td> <td>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	その他 資機材 (注3)	可搬式発電機	B	各1台以 上	計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	区分	規定する事項	要員の配置	7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備（第85条） 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材（保安規定 第85条 別表21）</p>
分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																	
その他 資機材 (注3)	可搬式発電機	B	各1台以 上	計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																	
区分	規定する事項																							
要員の配置	7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。																							
22-18	129 7-27～7-28 7-29 7-35 7-39	<p>事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。</p> <p>消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。</p> <p>添7ロ(ロ)の第2表 資機材一覧</p> <p>添7ロ(ロ)の第3表 事故時の活動拠点及び資機材保管場所</p> <p>添7ロ(ロ)の第2図 資機材保管場所とアクセスルート</p> <p>事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備すること、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮して保管場所、保管方法、数量を定め保管する。</p> <p>添7ロ(ロ)の第2表に整備する資機材を、添7ロ(ロ)の第3表に主な資機材の保管場所を示す。</p> <p>空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止する半面マスクを着用することで、事故への対処が可能である。</p> <p>火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具、防火衣等を整備する。</p> <p>事故対処のために必要なアクセスルートあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない。</p> <p>大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、添7ロ(ロ)の第2図に示すとおり、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置等) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>記載例 別表21 非常時用資機材（第85条関係）</p> <table border="1" data-bbox="973 1310 1730 1411"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方 (注1)</th> <th colspan="2">数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材 (注3)</td> <td>可搬式発電機</td> <td>B</td> <td>各1台以 上</td> <td>計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） 1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1" data-bbox="973 1493 1697 1619"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	その他 資機材 (注3)	可搬式発電機	B	各1台以 上	計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	区分	規定する事項	資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。 (1) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空气中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。 3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備（第85条） 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材（保安規定 第85条 別表21）</p>
分類	資機材の種類	数量の考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者																	
その他 資機材 (注3)	可搬式発電機	B	各1台以 上	計5台	事務棟、保安棟、第2 加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																	
区分	規定する事項																							
資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとす。																							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等														
22-18 (続き)	129 7-39	<p>資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</p> <p>資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊(第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の4関係)</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時</p> <table border="1" data-bbox="973 856 1694 989"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資機材の配備</td> <td>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</p>										
区分	規定する事項																	
資機材の配備	3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。																	
7-27～7-28	7-39	<p>添7ロ(ウ)の第2表 資機材一覧</p> <p>添7ロ(ウ)の第2表に整備する資機材を、添7ロ(ウ)の第3表に主な資機材の保管場所を示す。</p>	<p>(非常時用資機材の整備)</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材(以下「非常時用資機材」という。)をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>記載例</p> <p>別表21 非常時用資機材(第85条関係)</p> <table border="1" data-bbox="973 1171 1727 1272"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>資機材の種類</th> <th>数量の考え方(注1)</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検内容 点検頻度</th> <th>管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材</td> <td>可搬式発電機(注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上 計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	その他 資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	<p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>5. 非常時用資機材の整備(第85条)</p> <p>所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。</p> <p>第4表 非常時用資機材(保安規定 第85条 別表21)</p>
分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者												
その他 資機材	可搬式発電機(注3)	B	各1台以上 計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-19	129	<p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。</p> <p>事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。</p> <p>事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等で入手することを手順書で規定する。情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。</p> <p>火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。</p> <p>事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。</p> <p>事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。 <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>(非常時の処置要領)</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p>				
7-39		<p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な手順書では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。</p> <p>事故の進展状況に応じて手順書を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。</p> <p>事故対処実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視点検等で入手することを手順書で規定する。</p> <p>情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための手順を手順書に規定する。</p> <p>火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ手順書において明確にする。</p> <p>事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。</p> <p>事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて手順書を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p>	<p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>(非常時の処置要領)</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 961 1697 1499"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 961 1083 982">区分</th> <th data-bbox="1089 961 1697 982">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 984 1083 1499">手順書の整備（続き）</td> <td data-bbox="1089 984 1697 1499"> <p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p> <p>8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</p> <p>11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	<p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p> <p>8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</p> <p>11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p>	<p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>7. 非常時の処置要領（第87条）</p> <p>所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	<p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある屋を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p> <p>8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</p> <p>11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-19 (続き)	129 7-39	<p>事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。</p> <p>事故対処においては、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等に当たり、財産保護よりも安全最優先で実施する方針を手順書に規定する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(加工施設の操作に係る計画及び実施)</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保安に関する措置（第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保安に関する措置」という。）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の業務を実施させる。</p> <p>(対策活動)</p> <p>第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。</p> <p>2. 緊急対策本部は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。</p> <p>3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1" data-bbox="1012 877 1739 953"> <thead> <tr> <th data-bbox="1012 877 1130 898">区分</th> <th data-bbox="1130 877 1739 898">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1012 898 1130 953">手順書の整備（続き）</td> <td data-bbox="1130 898 1739 953">4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備（続き）	4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>1. 概要</p> <p>所長は、火災等の重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合および大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以降、事故等という。）が発生した場合及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保安に関する措置に備え、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて必要な人員を確保し、通報・連絡体制、指揮命令体制における役割分担、責任者等を明確に定める。また、事故等の対処活動に必要な非常時用資機材をあらかじめ準備し、各部長は非常時資機材の性能維持のための点検・整備を実施する。</p> <p>所長は、事故等の対処活動が効果的に実施できるよう、定期的に事故対処活動の教育・訓練を実施し、教育・訓練結果に基づいた体制、資機材、教育・訓練の評価・見直しを実施し実効性を維持する。</p> <p>1.5. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時（4）手順書の整備</p> <p>4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>11.1. 対策活動（第91条）</p> <p>11-3 安全優先の方針（第91条第3項）</p> <p>担当部長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について所長、核燃料取扱主任者及び関係部長と協議する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備（続き）	4 環境安全部長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。							



No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
22-20	130	<p>訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。</p> <p>訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置[※]）</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時</p> <p>(2) 要員に対する教育・訓練</p> <p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>(3) 必要な電源その他資機材の配備</p> <p>1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表21）</p>				
7-40		<p>訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知する。</p> <p>資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。</p> <p>訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p>	<p>（非常時の処置要領）</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p> <p>（非常時の処置要領）</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1" data-bbox="973 940 1724 1535"> <thead> <tr> <th data-bbox="973 940 1121 961">区分</th> <th data-bbox="1121 940 1724 961">規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="973 961 1121 1535">教育・訓練の実施</td> <td data-bbox="1121 961 1724 1535"> <p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	<p>基保-006「非常時の措置基準」</p> <p>7. 非常時の処置要領（第87条）</p> <p>所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>
区分	規定する事項							
教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																												
22-21	131	<p>大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>所在地域の原子力事業者間の協力協定による要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>事故対処が長期化する場合における他のウラン加工事業者との協力協定による資機材の借用等の支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。</p> <p>事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は手順書間の相互関係等を明確にする。</p> <p>屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故と同一とする。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故時の対策に加えて、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>対策に必要な資機材の保管場所は、第2加工棟から離して分散して設置する。</p> <p>大規模損壊が発生した状況を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備、要員の巡視点検により事象を把握する。</p> <p>加工施設内、敷地内の情報の把握は、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> <p>大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置*) 第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故障による大型航空機その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 15. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (1) 必要な要員の配置 13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。 14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。 (2) 要員に対する教育・訓練 9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。 10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。 11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。 12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。 (4) 手順書の整備 9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。 10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。 (3) 必要な電源その他資機材の配備 1 設備管理部長及び環境安全部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれることがないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じ、これを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。(別表21) 11 設備管理部長及び燃料製造部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。 (4) 手順書の整備 11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> <p>基保-006「非常時の措置基準」 5. 非常時用資機材の整備（第85条） 所長は、第4表に定める対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。 第4表 非常時用資機材（保安規定 第85条 別表21）</p>																												
	7-32	添7ロ(ロ)の第4表 監視設備																														
	7-42	<p>大規模損壊が発生した場合における体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>所在地域の原子力事業者間の協力協定による要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>事故対処が長期化する場合における他のウラン加工事業者との協力協定による資機材の借用等の支援を受けられる体制についても、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>大規模損壊が発生した場合の措置に必要な手順書及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該手順書に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>手順書には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。</p> <p>事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は手順書間の相互関係を明確にする。</p> <p>屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一とする。</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故時の対策に加えて、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>対策に必要な資機材の保管場所は、第2加工棟から離して分散して設置する。</p> <p>必要に応じて、所在地域の原子力事業所間の協力協定及び他のウラン加工事業者間の協力協定等による社外組織への支援を要請し、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員及び資機材の借用その他必要な支援を受けて活動に当たる。</p> <p>大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、添7ロ(ロ)の第4表に示す監視設備や要員の巡視点検により事象を把握する。</p> <p>加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p> <p>大規模損壊が発生した場合の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	<p>記載例 別表21 非常時用資機材（第85条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th rowspan="2">資機材の種類</th> <th rowspan="2">数量の考え方(注1)</th> <th colspan="2">数量</th> <th rowspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">点検内容 点検頻度</th> <th rowspan="2">管理責任者</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他 資機材</td> <td>可搬式発電機 (注3)</td> <td>B</td> <td>各1台以上</td> <td>計5台</td> <td>事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟</td> <td>外観・動作 1回/6月</td> <td>設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係）</p> <p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要員の配置 (続き)</td> <td> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>教育・訓練の実施</td> <td> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td>資機材の配備</td> <td> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認し、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> </td> </tr> <tr> <td>手順書の整備</td> <td> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び換気量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者			その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長	区分	規定する事項	要員の配置 (続き)	<p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p>	教育・訓練の実施	<p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>	資機材の配備	<p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認し、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p>	手順書の整備	<p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び換気量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p>	
分類	資機材の種類	数量の考え方(注1)	数量				保管場所	点検内容 点検頻度				管理責任者																				
その他 資機材	可搬式発電機 (注3)	B	各1台以上	計5台	事務棟、保安棟、第2加工棟、第1加工棟	外観・動作 1回/6月	設備管理部長																									
区分	規定する事項																															
要員の配置 (続き)	<p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p>																															
教育・訓練の実施	<p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的に実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>																															
資機材の配備	<p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第2加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第2加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第2加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認し、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p>																															
手順書の整備	<p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要情報の種類として、火災の有無、設備稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び換気量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを燃料製造部長、設備管理部長及び品質保証部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p>																															

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等												
その他事業許可基準規則以外関係																
23-8	変更の内容	<p>竜巻対策のため、第2加工棟に分析試料の貯蔵設備を新設するとともに、この新設に伴う最大貯蔵能力の増分を相殺するよう、第2加工棟の試験開発試料の貯蔵施設の最大貯蔵能力を縮小する。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>記載例 別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)</p> <p>(3) 第2加工棟</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-----</td> <td>濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)</td> </tr> <tr> <td>-----</td> <td></td> <td>0.083 ton-U</td> </tr> <tr> <td>-----</td> <td></td> <td>0.022 ton-U(注1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注6) 金属ウランは天然ウラン及び劣化ウランのみとする。</p>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	-----	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)	-----		0.083 ton-U	-----		0.022 ton-U(注1)	<p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」</p> <p>4-15 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。</p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力														
-----	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン(注6)														
-----		0.083 ton-U														
-----		0.022 ton-U(注1)														
23-11	変更の内容	<p>地震及び竜巻対策のため、第1加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の放射性廃棄物を収納したドラム缶は、専用治具による連結固縛等により、転倒及び飛散を防止する。</p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保安に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保安に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各身を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消火ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消火ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>4. 設計想定事象の発生時(地震)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。		6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。	<p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>9. 自然現象発生時(地震)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</p> <p>6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>10. 自然現象発生時(竜巻)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p>						
区分	規定する事項															
手順書の整備	2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。															
	6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。															
41	変更の内容	<p>第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 第1加工棟 保管廃棄設備 耐震重要度分類(注1)</p> <p>(注1) 金属製容器は耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p>														

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
23-12	変更の内容	地震及び竜巻対策のため、 <u>液体廃棄物の保管廃棄設備の安全性の向上を図り、第2廃棄物貯蔵棟を撤去し代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設する。</u>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。また、第1種管理区域内の流し(手洗い、シャワー)及び空調ドレン水タンクには、通常時において有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、放射線業務従事者に遵守させる。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。</p> <p>9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収汚染除去ができるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>1. 設計想定事象の発生時(内部火災)(続き)</p> <table border="1" data-bbox="973 1585 1715 1680"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備(続き)</td> <td>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備(続き)	15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」</p> <p>6. 保管方法(保安規定第73条第2、4項、第74条第10~12項)</p> <p>6-2 放射性液体廃棄物(廃油等)</p> <p>燃料製造部長は、放射性液体廃棄物(廃油等の液体ゴミ類)が入った液体廃棄物用のドラム缶を図2に示す第5廃棄物貯蔵棟で保管廃棄する。<u>第5廃棄物貯蔵棟の保管廃棄能力は、加工事業許可及び設工認に基づき第3表のとおりとする。</u></p> <p>また、液体廃棄物用のドラム缶が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広げさせないで回収、汚染除去が出来るような処置を施す。</p> <p>図2 放射性廃棄物の保管場所</p> <p>第3表 放射性液体廃棄物に係わる保管廃棄能力</p> <p>基保-001「放射線管理基準」</p> <p>1. 管理区域</p> <p>1-2 管理区域(第40条第1項)</p> <p>恒設の管理区域を、図1に示す。</p> <p>図1-(1) 恒設の管理区域</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」</p> <p>6. 火災等発生時(内部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備(続き)	15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油は、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ浸透しにくい金属製容器(液体用ドラム缶)に収納し、受け皿等の汚染の広がりを防止するための措置を講じて、第5廃棄物貯蔵棟に設置した消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所に保管する。							

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等				
23-15	変更の内容	火災対策のため、第1-3貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟及び第5廃棄物貯蔵棟の周辺にある敷地内の竹林を一部伐採する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等(第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。)に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備(屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ)により消火することを含む。</p> <p>(2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象(臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。)の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p> <p>4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p> <p>添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項(第30条の3関係)</p> <p>2. 設計想定事象の発生時(外部火災)</p> <table border="1" data-bbox="973 821 1715 915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順書の整備</td> <td>2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、隣隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	規定する事項	手順書の整備	2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、隣隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-039「設計想定事象等対処活動基準」 7. 火災等発生時(外部火災)</p> <p>(4) 手順書の整備</p> <p>2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、隣隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</p>
区分	規定する事項							
手順書の整備	2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低い、隣隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。							
23-28	変更の内容	外部からの衝撃による損傷防止対策のため、第1高圧ガス貯蔵施設等を移設する。	<p>第1高圧ガス貯蔵施設等の変更については、 別図2-(1) 周辺監視区域及び敷地周辺図 別図2-(2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 に規定する。</p> 	<p>基保-035「周辺監視区域管理基準」 3. 周辺監視区域の立入制限方法(第46条) 3-2 周辺監視区域境界及び標識 周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。 図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1-(1) 恒設の管理区域</p>				

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																														
23-29	変更の内容	<p>ウランの加工を行うために昭和53年9月6日付け53安(核規)第198号をもって加工の事業の変更許可を受けて新設した非管理区域の第1事務室の一部、第2種管理区域の第1集合体保管室(その後の名称変更により現在、第1-3部品加工室)、第1部品加工室(同 第1-1資材保管室)及び第1輸送容器保管室(同 第1-4部品加工室)について、その後、加工を行わなくなったことから、平成10年10月20日付け10安(核規)第676号をもって加工の事業の変更許可を受けて非管理区域に変更したところであるが、今後、当該室において核燃料物質等の取扱いの計画がないことから加工施設外の施設に変更する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>加工施設外の施設への変更については、 別図2- (1) 周辺監視区域及び敷地周辺図 別図2- (2) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図 に規定する。</p> 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-035「周辺監視区域管理基準」 3. 周辺監視区域の立入制限方法(第46条) 3-2 周辺監視区域境界及び標識 周辺監視区域境界、標識の配置及び出入口を図1に示す。 図1 周辺監視区域境界及び保全区域境界の標識の配置及び出入口</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1- (1) 恒設の管理区域</p>																														
23-30	変更の内容	<p>事業所外から受け入れた核燃料物質を輸送物の形態で貯蔵するため、第1加工棟の酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット及び燃料集合体の貯蔵設備を撤去するとともに、当該室をとして輸送物に限った貯蔵施設にする。加工施設のリスクの低減を図るため、最大貯蔵能力をからに削減する。</p>	<p>(核燃料物質の貯蔵) 第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。 (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。 (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p>  <p>別表4 臨界安全管理に係る制限値(第33条関係)</p> <table border="1" data-bbox="934 1365 1810 1627"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備台数</th> <th colspan="4">制限値</th> <th rowspan="2">運転管理方法</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>減速条件</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>核燃料物質の貯蔵施設</td> <td>第1加工棟</td> <td>第1-1輸送物保管区域</td> <td>1</td> <td>粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>第1-1輸送物保管区域は、事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係) (1) 第1加工棟</p> <table border="1" data-bbox="994 1690 1676 1816"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1加工棟</td> <td>濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数	-	-	-	-	第1-1輸送物保管区域は、事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	第1加工棟	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)	<p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵 (1) 核燃料物質の貯蔵 ① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。 なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。 ② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。 ③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。 ④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。 ⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。 第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1- (2) 恒設の管理区域</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかか十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)~(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>
施設名	設置場所	設備名	設備台数					制限値					運転管理方法																					
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値																										
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能輸送容器数	-	-	-	-	第1-1輸送物保管区域は、事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。																									
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力																																
第1加工棟	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注7)(注8)(注9)(注10) (注27)(注28)(注29)																																

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等						
23-31	変更の内容	加工施設のリスクの低減を図るため、第1-3貯蔵棟の の酸化ウラン粉末、第2加工棟のの酸化ウランペレット及びの燃料棒の貯蔵施設の最大貯蔵能力を、それぞれ から削減する。	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u></p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>記載例 <u>別表15 核燃料物質の最大貯蔵能力(第70条関係)</u></p> <p>(3) 第2加工棟</p> <table border="1" data-bbox="982 512 1670 590"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>最大貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン</td> <td>酸化ウランペレット 38 ton-U (注3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注3) 第2ペレット保管室における再生濃縮ウランの貯蔵は、最大30 ton-Uとする。</p>	施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力	第2加工棟	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウランペレット 38 ton-U (注3)	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② <u>燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。</u></p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p>
施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力								
第2加工棟	濃縮度5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウランペレット 38 ton-U (注3)								
23-32	変更の内容	加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟 の燃料集合体の貯蔵設備(最大貯蔵能力) を撤去する。	<p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) <u>別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</u></p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>(燃料集合体保管ラックE型の撤去に伴い、別表4及び別表15から当該設備の記載を削除する。)</p>	<p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① <u>燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</u></p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② <u>燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。</u></p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い</p> <p>担当部長は、核燃料物質を取扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかとも十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。</p> <p>作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。</p> <p>別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法(保安規定 別表4)</p>						

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-33	変更の内容	<p>加工施設のリスクの低減を図るため、第2加工棟の試験開発設備及び貯蔵設備(最大貯蔵能力)を撤去する。</p> <p>第3開発室から第2-1作業支援室に部屋名称を変更する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>(2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。</p> <p>(3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>(5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>(本変更に伴い、別表4及び別表15から第3開発室の記載を削除する。)</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準(燃料製造部)」 4-15 核燃料物質の貯蔵</p> <p>(1) 核燃料物質の貯蔵</p> <p>① 燃料製造部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは定められた貯蔵方法により、所定の容器に収納して貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。</p> <p>なお、核的制限値として質量制限を用いている貯蔵設備の場合、1容器当たりの収納量については第3表に示す値以下とすること。</p> <p>② 燃料製造部長は、貯蔵施設の貯蔵数量について第3表に示す最大貯蔵能力以下とすること。また、燃料製造部長に指示された者は、貯蔵量を確認し、燃料製造部長の確認を受けること。具体的には、「加工施設の操作要領(燃料製造部)」(要保-107)、「臨界安全管理要領書(第2開発室)」(要保-001)に定める。</p> <p>③ 燃料製造部長は、貯蔵施設の目につきやすい場所に臨界管理表とは別に貯蔵上の注意事項の掲示をすること。</p> <p>④ 燃料製造部長は、再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、第1図に示す貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。</p> <p>⑤ 燃料製造部長は、核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。</p> <p>第3表 核燃料物質の最大貯蔵能力 第1図 再生濃縮ウラン貯蔵区域</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1-(2) 恒設の管理区域</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域(添付図1参照)。 添付図1 第2加工棟の臨界安全管理の領域(保安規定 別図5)</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1-(2) 恒設の管理区域</p>
	変更の内容	<p>第1種管理区域に設置した設備の撤去に当たっては、設備・機器の付着ウランの回収後、ダクトの閉止措置により、加工施設全体の閉じ込めの機能を維持する。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</p>	<p>基保-018「補修及び改造基準」 4.4 保全計画の策定 4.4.3 設計及び工事計画の策定 ア) 設計・開発計画の策定 各部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、基保-021「設計管理基準」に基づき、制定する設計・開発計画において明確にする。 イ) 工事計画の策定 担当部長は、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については、第64条にそれぞれ規定する(工事)作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項を適切に施工に反映する。(工事)作業計画作成は、要保-012「作業計画作成要領」に従い作成し、必要な体制を整備したうえで工事を実施する。</p>

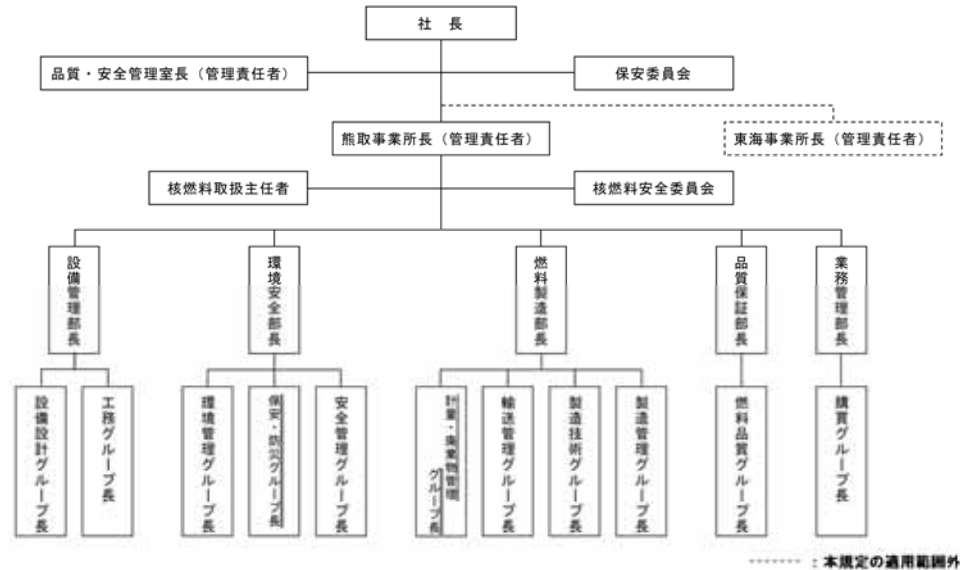
No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-33 (続き)	変更の内容	<p>発生する廃棄物は、除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。 (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。 (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。 3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。 4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-009「放射性廃棄物管理基準」</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 保管廃棄物の発生部門と保管、処理部門 2-1 保管廃棄物の発生部門 <p>廃棄物の仕掛品及び保管廃棄物の発生部門は燃料製造部、品質保証部、設備管理部及び環境安全部であり、各部長は保管廃棄物の発生量抑制に努め、発生時処理業務を実施する。</p> <p>発生時の取り扱いに関する要求事項は以下の通りであり、詳細は「第1種管理区域内で使用及び保管している物品の処置要領」(要保-069)に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のもの、難燃性のもの又は不燃性のものに分別し、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、防火対策としてドラム缶等の金属製容器に収納する。 (2) 上記ゴミ類を図1に示す第2廃棄物処理室のドラム缶に収納する場合、可能な限り減容シテープで巻いた後、第3-2項で分類されたドラム缶(ポリ袋セット済み)に収納する。 (3) 使用済フィルタで解体前のもの(以下、「フィルタ」という。)については、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて廃棄物貯蔵棟に搬出する、又は第2廃棄物処理室に一時保管した後廃棄物貯蔵棟に搬出する。また、これらの措置を行うまでの間、ポリシート等による汚染の広がりを防止するための措置を講じて、図1に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の保管場所に移送し、防火対策として金属製容器に収納する。 (4) 廃油等の液体ゴミ類は発生部門で漏洩しない金属製容器に収納し、第2廃棄物処理室で一時保管する。 (5) 不燃物(金属、耐火物、スラッジ等)は発生のとど第3-2項で分類されたドラム缶(ポリ袋セット済み)に収納する。 (6) 大型機器は発生のとど汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納する、又はポリシート等により汚染の広がりを防止するための措置を講じて、廃棄物貯蔵棟に搬出する。また金属製容器に収納しない場合は、不燃シート等により防火対策を講じる。 (7) 濃縮、劣化、天然、再生濃縮ウラン(回収ウラン)のゴミ類及び廃棄物は各々別個に取り扱う。

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等																								
23-34	変更の内容	<p>最新知見の反映とウランの取扱いに則し適正化を図るため、第2加工棟第2-1混合室、第2-2混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室及び第2-1組立室の核的制限値を変更する。 最新知見の反映として、文献値に基づき形状寸法制限である直径制限値を変更する。 実際のウランの取扱いに則し適正化を図るため、粉末缶リフター及び粉末缶受台に対する制限方法を容積制限から形状寸法制限に変更し、粉末缶昇降リフト及び粉末缶移動機に対する制限方法を質量制限から形状寸法制限に変更する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(臨界安全管理) 第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)及び(5)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。</p> <p>(1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。</p> <p>(2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。</p> <p>(3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車、研磨屑乾燥機及び研磨屑乾燥装置）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転時間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。</p> <p>(4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。</p> <p>(5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。</p> <p>2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。</p> <p>3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センタレス研削盤の運転時間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。</p> <p>5. 各部長は、別図5に示す第2-2領域の（注）並びに第2-7領域の（注）に有意な核燃料物質が混入されないようにするための対策を講じ、操作員に遵守させる。</p> <p>記載例 別表4 臨界安全管理に係る制限値（続き）</p> <table border="1" data-bbox="943 1365 1780 1606"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">設備台数</th> <th colspan="4">制限値</th> <th rowspan="2">運転管理方法</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>核燃料物質の種類</th> <th>核燃料物質の状態</th> <th>減速条件</th> <th>核的制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成形施設</td> <td>第2加工棟</td> <td>第2-1混合室 粉末混合機 No.2-1粉末混合機 No.2-1粉末投入機</td> <td>1台</td> <td>質量制限 水密構造 質量インテ ーロック</td> <td>濃縮度5wt%以下 の濃縮ウ ラン</td> <td>酸化ウ ラン粉末</td> <td>H/U≤1.0 (粉末保 管容器 (保管容 器F型) 個分(1.1kg/235以 下)を含む)</td> <td>質量：50 kg/235以 下(粉末投入機で取 り扱う粉末保管容器 (保管容器F型)1 個分(1.1kg/235以 下)を含む)</td> <td>管理機器(秤量器)により 事前計量した単位保管容 器の酸化ウランの合計を 1,130 kg以下に管理する とともに監視機構(投入パ ルプとロードセルのイン ターロック機構)により連 続監視、確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	成形施設	第2加工棟	第2-1混合室 粉末混合機 No.2-1粉末混合機 No.2-1粉末投入機	1台	質量制限 水密構造 質量インテ ーロック	濃縮度5wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウ ラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保 管容器 (保管容 器F型) 個分(1.1kg/235以 下)を含む)	質量：50 kg/235以 下(粉末投入機で取 り扱う粉末保管容器 (保管容器F型)1 個分(1.1kg/235以 下)を含む)	管理機器(秤量器)により 事前計量した単位保管容 器の酸化ウランの合計を 1,130 kg以下に管理する とともに監視機構(投入パ ルプとロードセルのイン ターロック機構)により連 続監視、確認する。	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 担当部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値を当該設備機器の仕様のみで制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表-1に示す制限値を超えないように、作業の方法を標準等に定め、それに基づき作業を行わせなければならない。 作業を行わせる場合、以下の(1)～(6)を操作員に遵守させ、作業管理をさせなければならない。 別表-1 臨界安全管理に係る制限値及びその遵守方法（保安規定 別表4）</p>
施設名	設置場所	設備名	設備台数					制限値					運転管理方法															
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値																				
成形施設	第2加工棟	第2-1混合室 粉末混合機 No.2-1粉末混合機 No.2-1粉末投入機	1台	質量制限 水密構造 質量インテ ーロック	濃縮度5wt%以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウ ラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保 管容器 (保管容 器F型) 個分(1.1kg/235以 下)を含む)	質量：50 kg/235以 下(粉末投入機で取 り扱う粉末保管容器 (保管容器F型)1 個分(1.1kg/235以 下)を含む)	管理機器(秤量器)により 事前計量した単位保管容 器の酸化ウランの合計を 1,130 kg以下に管理する とともに監視機構(投入パ ルプとロードセルのイン ターロック機構)により連 続監視、確認する。																			
23-35	変更の内容	<p>第2フィルム検査室の部屋名称を第2-2作業支援室に変更する。</p>	<p>部屋名称の変更については、 別図2-(3) 管理区域及び保全区域図 別図5 第2加工棟の臨界安全管理の領域 に規定する。</p>	<p>基保-037「臨界安全管理基準」 4. 臨界安全管理上の措置 4-1 核燃料物質の取扱い 第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可に基づく核的に隔離されている領域（添付図1参照）。 添付図1 第2加工棟の臨界安全管理の領域（保安規定 別図5）</p> <p>基保-001「放射線管理基準」 1. 管理区域 1-2 管理区域(第40条第1項) 恒設の管理区域を、図1に示す。 図1-(2) 恒設の管理区域</p>																								

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等															
23-36	工事計画	<p>後半申請の加工施設では、<u>適合確認を受けるまで核燃料物質を取り扱わないことを保安規定に定める。</u> <u>後半申請の加工施設の停止期間中の施設の運転管理、維持管理についても、保安規定に定める。</u></p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(後半申請の加工施設の停止期間中の措置) 第65条の3 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、添付4に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。</p> <p>2. 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>※：平成30年3月28日付け原規発第1803284号をもって許可を受けた新規制基準に基づく加工事業変更許可申請書の変更の届出により工事計画を変更し、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受けた加工施設を「前半申請の加工施設」、今後、新規制基準適合のための設計及び工事の計画の認可を受け加工施設を「後半申請の加工施設」とした。前半申請の加工施設について、使用前検査合格証及び使用前確認証の交付を受けることにより先行して施設を使用するに当たり、前半申請の加工施設に対して後半申請の加工施設が波及的影響を及ぼさないことを確認している(添付4)。</p> <p>添付4 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項(第65条の3関係) 2. 第1-3貯蔵棟内における後半申請の加工施設</p> <table border="1" data-bbox="964 611 1783 716"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1-3貯蔵棟</td> <td>粉末・ペレット貯蔵容器1型</td> <td>120個</td> </tr> <tr> <td>第2加工棟</td> <td>第2粉末受入室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	設備名	員数	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	1	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域	1	第1-3貯蔵棟	粉末・ペレット貯蔵容器1型	120個	第2加工棟	第2粉末受入室		<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-018「補修及び改造基準」 8. 後半申請の加工施設の停止期間中の措置 8.1 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認が完了する前に、前半申請の加工施設を先行使用するに当たって、第62条の6に定める保安計画を策定し、これに基づき後半申請の加工施設に対する保安に関する措置を実施する。この計画には、表1に示す後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項を含める。 8.2 各部長は、後半申請の加工施設が新規制基準への適合性の確認を受けるまでの間、後半申請の加工施設に対する保安に関する措置として、後半申請の加工施設において核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を禁止する措置を講じる。</p> <p>表1 後半申請の加工施設に対する保安に関する措置において規定する事項</p>
設置場所	設備名	員数																	
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	1																	
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域	1																	
第1-3貯蔵棟	粉末・ペレット貯蔵容器1型	120個																	
第2加工棟	第2粉末受入室																		
23-37	2-4	<p>平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。 本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部(設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部)において実施する。 保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>(保安活動を行う者の組織) 第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 社長 所長(管理責任者) 品質・安全管理室長(管理責任者) 保安委員会(マネジメントレビュー) 核燃料取扱主任者 核燃料安全委員会 業務管理部長 品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長 設備管理部長 購買グループ長 燃料品質グループ長 製造管理グループ長 製造技術グループ長 輸送管理グループ長 計量・廃棄物管理グループ長 安全管理グループ長 保安・防災グループ長 環境管理グループ長 工務グループ長 設備設計グループ長 <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p>保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」 3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.1 組織 3.1.1 組織 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめることとなりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。 3.1.2 組織の任命、選任 (1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 (2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 (3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。 (4) 所長は、各グループ長を任命する。 3.1.3 組織の代行者の指名、選任 (1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 (2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。 (3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 3.2 責任及び権限 保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。 3.2.1 責任及び権限と職務の関係 保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限(命令、指揮監督、決定、承認、勧告など)を付与する。 3.2.2 各組織の責任及び権限 社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3(熊取事業所)に示す。 表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 図1 保安管理組織(管理者)</p> <p>基保-004「核燃料安全委員会基準」 1. 目的(保安規定第21条第1項) 保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所(以下「事業所」という)における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会(以下「委員会」という)を置く。 2. 所掌事項(保安規定第21条第2項) 2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>															

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲) 平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。</p> <p>保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(職務) 第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、購買グループ長が行う、物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、燃料品質に係る検査作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長、輸送管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、核燃料物質の受入れ及び払出し、周辺監視区域外への運搬作業、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業、受入仕様の適合確認に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、保安・防災グループ長及び環境管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理、管理区域への出入管理、放射線管理、放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、救護消火係が実施する消火活動等、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力、警備誘導係が実施する誘導、監視警戒等、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、各部長から依頼を受けた施設の保全、施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等、施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、燃料品質に係る検査作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する技術支援に係る業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(11) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(12) 計量・廃棄物管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、受入仕様の適合確認に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲) 保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」 3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.1 組織 3.1.1 組織 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。</p> <p>3.1.2 組織の任命、選任 (1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 (2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 (3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。 (4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任 (1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 (2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。 (3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限 保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。 3.2.1 責任及び権限と職務の関係 保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。 3.2.2 各組織の責任及び権限 社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。 表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>基保-004「核燃料安全委員会基準」 1. 目的（保安規定第21条第1項） 保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。 2. 所掌事項（保安規定第21条第2項） 2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲) 平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。 本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。 保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(14) 保安・防災グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。 核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング、当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、管理区域への出入管理に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲) 保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」 3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限 3.1 組織 3.1.1 組織 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめると次のとおりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。 3.1.2 組織の任命、選任 (1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 (2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 (3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。 (4) 所長は、各グループ長を任命する。 3.1.3 組織の代行者の指名、選任 (1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 (2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。 (3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。 3.2 責任及び権限 保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。 3.2.1 責任及び権限と職務の関係 保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。 3.2.2 各組織の責任及び権限 社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。 表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限 図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>基保-004「核燃料安全委員会基準」 1. 目的（保安規定第21条第1項） 保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。 2. 所掌事項（保安規定第21条第2項） 2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>



別図1 保安管理組織

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-4 (続き)	<p>(再掲) 平成30年1月1日現在における熊取事業所の保安管理組織は、添2ハ(イ)の第1図に示すとおりである。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第22条第1項の規定に基づく保安規定で定め、その定めた業務分掌に基づき、明確な役割分担のもとで、設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に遂行する。 本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の主な業務については、施設の担当部（設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部）において実施する。 保安に関する基本方針及び主要施設の設計及び工事に関する保安上の妥当性等、施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき核燃料安全委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。 添2ハ(イ)の第1図 保安管理組織</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料安全委員会)</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項 二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項 三 定期事業者検査に関する事項 <p>(2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の変更及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める保安内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 保安・防災グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p>(答申及び勧告の尊重)</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(再掲)</p> <p>保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめることと次のおりとなる。それぞれの組織の関係を図1に示す。</p> <p>3.1.2 組織の任命、選任</p> <p>(1) 社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。</p> <p>(2) 社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。</p> <p>(3) 社長は、核燃料取扱主任者を選任する。</p> <p>(4) 所長は、各グループ長を任命する。</p> <p>3.1.3 組織の代行者の指名、選任</p> <p>(1) 社長は、所長が出張、疾病その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>(2) 社長は、核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他の事由により職務を遂行できない場合を考慮して、あらかじめその代行者を選任する。</p> <p>(3) 所長は、各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合を考慮して、あらかじめその代行者を指名する。</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>保安委員会、核燃料安全委員会以外の各組織の責任及び権限について、以下に示す。</p> <p>3.2.1 責任及び権限と職務の関係</p> <p>保安活動の目的は原子力安全の達成と維持であり、事業者は第一にこれを実現する責任がある。この責任を履行するため、原子力安全の観点から各組織の職務を定め、その責任履行、職務遂行に必要な権限（命令、指揮監督、決定、承認、勧告など）を付与する。</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>社長及び品質・安全管理室長は保安品質保証に係る責任及び権限があり、それを表2に示す。所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。</p> <p>表2 社長及び品質・安全管理室長の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>図1 保安管理組織（管理者）</p> <p>基保-004「核燃料安全委員会基準」</p> <p>1. 目的（保安規定第21条第1項）</p> <p>保安規定及び保安品質保証計画書に基づき、熊取事業所（以下「事業所」という）における核燃料物質等の加工に関する保安を確保すると共に、保安システムの改善のための情報交換のために、社長は核燃料安全委員会（以下「委員会」という）を置く。</p> <p>2. 所掌事項（保安規定第21条第2項）</p> <p>2-1 委員会は、事業所の保安に関し、次に掲げる事項について審議する。</p>
	2-5	<p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び工事並びに運転及び保守の対処が可能であるが、今後とも設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るために、採用、必要な教育・訓練を行うとともに、各種資格取得の奨励によって、必要な技術者数と核燃料取扱主任者及び第1種放射線取扱主任者の有資格者数を継続的に確保し、配置する。</p>	<p>(資源の確保)</p> <p>第10条の2 所長は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>(3) 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>基保-026「加工施設の操作基準（設備管理部）」</p> <p>設備管理部長は、保安品質マネジメントシステムに従い、以下に挙げる事項を踏まえ、加工施設の操作を要員に実施させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備管理部長は、加工施設の操作に必要な要員、作業環境を確保する。 ・設備管理部長は、加工施設の操作に必要な要求事項を基準に明確にする。 ・設備管理部長は、要求事項の審査を要員に実施させる。 ・設備管理部長は、加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制とすること。 ・設備管理部長は、加工施設の操作に関し、妥当性確認を行う。妥当性確認は、要員の力量を確認することで実施する。 <p>基保-007「教育訓練基準」</p> <p>本基準は、保安規定第23条第1項の教育・訓練に関する基準のことをいい、あわせて同規定第24条「設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練」に関することを定める。また、同規定第10条の3に基づき、本基準に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な力量が実証された者を要員に充てる。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等								
23-37 (続き)	2-6	<p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の設計及び工事の業務に従事する。</p> <p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守の業務に従事したことのある十分な経験を有する者が、加工施設の運転及び保守の業務に従事する。</p> <p>東海事業所との技術交流や国内研究機関への技術者の派遣を通して幅の広い業務を経験させること、熊取事業所で発生したトラブルに対応すること、及び東海事業所で発生したトラブルを含む国内外のトラブル情報を入手して熊取事業所への水平展開の必要性を技術的に検討することにより、設計及び工事並びに運転及び保守に関する経験の蓄積を継続的に実施している。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(情報の共有及び公開)</p> <p>第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条の3に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p> <p>(加工施設の使用)</p> <p>第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。</p> <p>(操作員の確保)</p> <p>第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作員として操作させる。</p> <p>2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設 (第27条、第62条の6第7項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1003 590 1338 814"> <tr> <td>核燃料物質等を取り扱う加工施設</td> </tr> <tr> <td>(1) 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(7) その他加工設備の附属施設</td> </tr> </table>	核燃料物質等を取り扱う加工施設	(1) 成形施設	(2) 被覆施設	(3) 組立施設	(4) 核燃料物質の貯蔵施設	(5) 放射性廃棄物の廃棄施設	(6) 放射線管理施設	(7) その他加工設備の附属施設	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-003「加工施設の操作基準 (燃料製造部)」</p> <p>4-3 加工施設の使用</p> <p>(1) 加工施設の使用</p> <p>燃料製造部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合は、以下に示す加工施設を使用する。</p> <p>成形施設 被覆施設 組立施設 核燃料物質の貯蔵施設 放射性廃棄物の廃棄施設 放射線管理施設 その他加工設備の附属施設</p> <p>操作対象となる施設及び設備には、保安上特に管理を必要とする設備及び定期事業者検査対象設備があり、それらの設備の重要度に応じた要求事項を、第30条(4-5章)から第35条(4-10章)に記載する。</p> <p>燃料製造部長は、各設備のグレードについて明確に区分し、各設備毎に定めた管理項目に基づいて操作させる。具体的には、「加工施設の操作要領 (燃料製造部)」(要保-107)及び「加工施設の操作要領 (第2開発室)」(要保-173)に定める。</p> <p>(2) 作業環境</p> <p>燃料製造部長は、上記加工施設を使用する場合は、放射線管理に係わる作業環境として、管理区域の区域管理等の定められた管理方法に従って管理させる。具体的には、「放射線管理基準」(基保-001)に従う。また、保安のために必要なその他の作業環境についても、労働安全関係法令に基づき管理する。このため、熊取事業所は以下を定め、従業員及び常駐する協力会社社員について適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMSK-01) ・危害予防規定 (安全衛生規定 GK01-05) ・化学物質適正管理規定 (安全衛生管理規定 GK01-06) <p>4-4 操作員の確保</p> <p>加工施設の操作</p> <p>燃料製造部長は、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員に加工施設を操作させる場合は、定められた保安教育及び加工施設の操作に関する教育・訓練、初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練を終了し、該当設備の操作に必要な力量を有する者に操作員として操作させる。具体的には、「教育・訓練基準」(基保-007)に従うとともに、「教育・訓練要領 (燃料製造部)」(要保-189)に定める。</p> <p>該当設備の操作に必要な力量とは、上記の基準及び要領において資格を認定された講師により保安教育を受けていること及び、燃料製造部長が責任者として実施する加工施設の操作に関する教育・訓練で、一定の条件を満たすかまたは燃料製造部長が認めた指導者によって教育・訓練を受け、ランクC「/」以上のスキルを有することである。</p> <p>必要な力量が不足している者に対しては、その力量を有することができるように、教育・訓練の計画を定め、実施させる。</p> <p>操作員の確保</p> <p>燃料製造部長は、加工施設の操作に必要な構成要員を、次の考え方に基づいて定める。</p> <p>各設備の単独操作には、物理的に必要な人員を配置すること。</p> <p>各設備の単独操作と監視作業を兼ねる場合は、設備の緊急停止が可能な人員を配置すること。</p> <p>燃料製造部長は、①の考え方に則って加工施設の操作に必要な構成要員をそろえ、操作させる。具体的には、「加工施設操作人員の管理要領 (燃料製造部)」(要保-106)に定める。</p> <p>基保-023「評価・改善基準」</p> <p>VII. 情報の共有及び公開</p> <p>1. 情報の共有</p> <p>1-1 対象となる情報</p> <p>情報の共有の対象としては、以下に示す2通りの技術情報であって、他のウラン加工事業者の保安の向上に資するために必要な技術情報であり、原則として加工規則第9条の16に基づく報告事象及び「異常時の措置基準(基保-012)」の「新トラブル情報等連絡要項」に示す即時通報事象に係る技術情報とする。</p> <p>(1) 調達製品の技術情報：調達先から取得した調達製品の維持又は運用に必要な技術情報 (保安に係るものに限る。)</p> <p>(2) 施設管理により得られた技術情報：使用前事業者検査 (保安規定第59条の2)、定期事業者検査 (保安規定第59条の3及び第59条の4)、施設の補修及び改造 (保安規定第63条及び第64条)、施設管理 (保安規定第62条の2から保安規定第62条の12)の結果得られた技術情報</p> <p>なお、前記即時通報事象に該当しない事象であっても、他のウラン加工事業者で共通した原因の事故、トラブルを未然に防ぐために有用と判断される技術情報は対象とする。</p> <p>1-2 情報共有の措置</p> <p>各部長は、1-1の対象情報が得られた場合には、情報共有のための資料を作成し環境安全部長に提出する。環境安全部長は、当該情報の共有について所長の承認を得た上で、「ウラン加工施設保安情報連絡会」にて、他のウラン加工事業者に提供する。</p>
核燃料物質等を取り扱う加工施設												
(1) 成形施設												
(2) 被覆施設												
(3) 組立施設												
(4) 核燃料物質の貯蔵施設												
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設												
(6) 放射線管理施設												
(7) その他加工設備の附属施設												

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-37 (続き)	2-7	<p>設計及び工事並びに運転及び保守に携わる技術者に対して、担当する職務の遂行に必要な知識及び技術・技能の習得、維持及び向上を図るため、毎年度、関係法令及び保安規定、臨界、加工施設の構造、性能及び操作、放射線管理、核燃料物質の取扱い、非常の場合に採るべき措置、品質保証に関する教育や実地訓練を計画して実施する。</p> <p>これまでのウラン加工事業を通じて培われてきた技術的能力を継承するため、経験を有する技術者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要な力量を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>技術力育成のため、次のような技術的能力の向上に努め、施設の運転、保守等を確実に行う。</p> <p>外部の教育機関等において実施する研修や大学等における公開講座等の様々な研修に積極的に参加させ、技術的能力の向上に努める。</p> <p>加工施設の運転及び保守に従事する者については、技能の習熟を図るため、操作及び保守の熟練者を講師及び評価者に選任し、実地訓練の補佐を通して徹底した教育を実施し、定期的に保安・品質に係る水準を満たしているかどうかを公平に評価・認定する制度を採用する。</p> <p>核燃料取扱主任者及び第1種放射線取扱主任者等の公的資格取得の奨励制度を設ける。</p> <p>安全・保安、品質保証、品質管理及び倫理に関する教育についても、熊取事業所内若しくは外部の専門家を講師として選出し、経験等に応じて教育内容を勘案して継続的に社内研修を実施する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(力量、教育・訓練及び認識)</p> <p>第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。</p> <p>(3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。</p> <p>(4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、環境安全部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>(5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。</p> <p>(6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。</p> <p>(3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。</p> <p>(1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。</p> <p>(2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。</p> <p>5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。</p> <p>(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 環境安全部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p> <p>別表1 保安教育項目（第23条関係）</p> <p>別表1の2 緊急作業についての教育・訓練</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>基保-007「教育訓練基準」</p> <p>2. 本基準の策定</p> <p>2-1 所長は、環境安全部長に指示をして、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動の持つ意味及び重要性、保安品質目標達成への貢献について認識を高めるため、保安教育、加工施設の操作員に係る教育・訓練及び緊急作業についての教育・訓練並びに設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練に関する基準を作成させ、これを承認する。（保安規定第23条第1項、第24条）</p> <p>2-2 所長は、第2-1項の基準を承認するに当たっては、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受ける。</p> <p>2-3 本基準は以下の法規及び規定に適用する。</p> <p>(1) 労働安全衛生法 第59条第3項 労働安全衛生規則 第36条第1項第28号の2（特別教育を必要とする業務（加工施設等の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う業務））</p> <p>電離放射線障害防止規則（電離則） 第52条の6及び第52条の9 第52条の6 加工施設等において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育 第52条の9 特別緊急作業に係る特別の教育 ※ 特別緊急作業とは電離則の表現で、加工則の緊急作業に含まれる。</p> <p>核燃料物質等取扱業務特別教育規程 第1条（特別の教育の区分、時間数の定め） (2) 放射性同位元素等の規制に関する法律 (名称変更前：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（障防法））</p> <p>第21条第1項 放射線障害予防規程 第22条 教育訓練 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 第21条第1項第7号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練 第21条の2 放射線障害の防止に関する教育訓練 密封線源の使用に係る放射線障害予防規程 第26条 教育訓練 (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法） 核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条第1項第6号（保安規定・保安教育） 加工の事業に係る保安規定 第10条の3 要員の力量の確保及び教育訓練 第23条 力量、教育・訓練及び認識 第24条 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練 第30条の3 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置 第30条の4 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</p> <p>別表1 保安教育項目 別表1の2 緊急作業についての教育・訓練 添付1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の3関係） ※添付1の「1.火災等発生時（内部火災）」の手順書の整備として策定する「火災防護計画」を含む 添付2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第30条の4関係） (4) 原子力災害対策特別措置法（原災法） 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令 第2条第1項第4号及び第2条第1項第7号（防災教育及び防災訓練） 原子力事業者防災業務計画 第2章第6節 防災教育 第2章第7節 防災訓練 (5) 消防法 消防法施行令 第3条の2（防火管理者の責務） 第3条の2第1項 防火管理にかかわる消防計画の作成、届出 第3条の2第2項 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施 消防法施行規則 第3条第1項第1号（防火管理に係る消防計画） チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。 防火管理規程（消防計画） 第32条 訓練</p> <p>3. 保安教育 保安教育は、次に掲げる関係法令の教育項目を網羅し、各項目における必要な教育時間数を満たすものとする。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。</p> <p>(1) 放射線業務従事者指定に係る教育項目 核燃料物質等及び中性子源等を管理区域で取扱う作業を行う者は、放射線業務従事者指定を受けなければならない。この指定を受けるためには電離則に定める特別教育、又は障防法に定める教育を受けなければならない。</p> <p>(2) 保安教育項目 加工の事業に係る保安規定に基づき、熊取事業所の新規入所者は、年1回以上の保安教育を受けなければならない。</p> <p>(3) 防災教育項目 原子力事業者防災業務計画に基づき、熊取事業所の原子力防災要員等は原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、防災教育を受けなければならない。本教育は、上記(2)保安教育項目と兼ねることができる。なお、各項目の必要な教育が実施されていれば、教育時間は任意でよいものとする。</p> <p>4. 加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練（保安規定第23条） 4-1 加工施設の操作に関する教育・訓練 各部長は、加工施設の操作員その操作に係る機器操作手順等の習得すべき事項を作業標準、作業手順書等にあらかじめ定めおかなければならない。各部長は、担当グループ長に指示をして加工施設の操作員に必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように、あらかじめ加工施設の操作及び管理に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度該当する要員に対する教育・訓練を実施させなければならない。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。</p> <p>4-2 加工施設の管理に関する教育・訓練 各部長は、4.1の保安教育のほかに、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査員を認定する。詳細は、基保-018「補修及び改造基準」に定める。</p> <p>5. 緊急作業についての教育・訓練（保安規定第23条第4項(1) 別表1の2（第23条関係） 特別緊急作業を含む緊急作業に従事する者は、あらかじめ緊急作業についての教育・訓練を受けなければならない。詳細は、要保-384「教育訓練実施要領」に定める。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-38	2-6	<p>当社の設計及び運転並びに運転及び保守の各段階における品質保証活動は、保安規定において「原子力発電所における安全のための品質保証規程（TEAC4111-2009）」及び関係法令に基づく品質保証計画書を定め、これに従い施設の安全を達成、維持及び向上するための品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ維持するとともに、システムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社は、文書化された品質保証計画書に基づき、社長をトップマネジメントとし、実施部門である熊取事業所の設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部、並びに監査部門である本社品質・安全管理室にて品質保証体制を構築する。</p> <p>社長は、品質保証活動の実施に関する責任と権限を有し、品質方針を策定し、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</p> <p>この品質保証活動には、安全文化を醸成する活動を行う仕組みを含める。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを有効に運営するために、所長及び品質・安全管理室長を、その責任と権限を有する管理責任者に任命する。</p> <p>管理責任者は、社長を補佐し、品質保証計画書の制定に当たって、品質・安全管理室がこれを起案し、所長及び品質・安全管理室長が審査する。</p> <p>所長は、管理責任者として、品質マネジメントシステムを運営し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。</p> <p>設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部の各部長は、品質方針に基づき品質目標を作成し、所長はその内容が妥当であることを確認する。</p> <p>個々の業務における品質保証活動は、業務に対する要求事項を満足するように定めた品質目標に基づき、各部長が責任をもって実施し、必要な記録を残すことにより品質マネジメントシステムの効果的運用に努める。</p> <p>品質・安全管理室長は、管理責任者として、実施部門と独立した立場で内部監査を計画し、内部監査の詳細手順として、監査員の選定基準、監査の基準及び方法を定め、監査対象部門以外の監査員に年1回以上の内部監査を実施させ、監査の結果を社長へ報告する。</p> <p>品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行う。</p> <p>社長は、品質保証活動の有効性を継続的に改善することに関する責任と権限を有し、品質保証活動に係る品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、マネジメントレビューとして、年1回以上マネジメントレビュー会議（保安委員会）を開催する。</p> <p>品質・安全管理室長はマネジメントレビュー会議（保安委員会）の事務局として、資料の取りまとめ、会議の進行、マネジメントレビュー結果の記録等を行う。</p> <p>マネジメントレビューでは、管理責任者は、品質目標の実施状況及び内部監査計画・結果等を報告し、社長は、それをレビューし、品質保証活動の有効性を継続的に改善する。</p> <p>当社の設計及び工事を適確に遂行するため、設計に関する要求事項を明確にし、設備管理部、環境安全部、燃料製造部、品質保証部及び業務管理部が必要な製品及び役務を調達する。</p> <p>供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう、調達に関する要求事項を明確に提示し、供給者に対する監査等により品質保証活動の実施状況の確認及び改善を図る。</p> <p>検査・試験等により調達製品等が要求事項を満足していることを確認する。</p> <p>運転及び保守を適確に遂行するため、運転管理、保守管理等において、関係法令の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、必要に応じて改善を行う。</p> <p>不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を行う。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>設計及び工事並びに運転及び保守に係る品質保証活動については、</p> <p>第4条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項、</p> <p>第5条 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ、</p> <p>第6条 保安品質方針、</p> <p>第7条 保安品質目標、</p> <p>第8条 マネジメントレビュー、</p> <p>第9条 マネジメントレビューに用いる情報、</p> <p>第10条 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置、</p> <p>第11条 個別業務に必要なプロセスの計画、</p> <p>第12条 設計・開発計画、</p> <p>第13条 保安内部監査、</p> <p>第14条 不適合の管理、</p> <p>第15条 是正処置等、</p> <p>第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施、</p> <p>第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善、</p> <p>第38条 放射線管理に係る計画及び実施、</p> <p>第39条 放射線管理に係る評価及び改善、</p> <p>第58条 施設管理に係る計画及び実施、</p> <p>第59条 施設管理に係る評価及び改善、</p> <p>第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施、</p> <p>第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善、</p> <p>第71条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施、</p> <p>第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善、</p> <p>第81条 非常時の措置に係る計画及び実施、</p> <p>第82条 非常時の措置に係る評価及び改善、</p> <p>第94条 定期評価に係る計画及び実施、</p> <p>第95条 定期評価に係る評価及び改善、</p> <p>第96条 加工施設の定期的な評価、</p> <p>第97条 記録、</p> <p>第98条 報告、</p> <p>別図4 保安活動関連文書階層図、</p> <p>別表18 保安に関する記録、</p> <p>別表19 保安規定条項と規則、基準の関係、に規定する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>保社-1001「保安品質保証計画書」</p> <p>1.目的</p> <p>本保安品質保証計画書（以下「本計画書」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」（以下「品質管理基準規則の解釈」という。）に基づき、安全文化を育成及び維持する活動を行う仕組みを含めて、核燃料施設の安全を確保するための活動（以下「保安活動」という。）に関する保安品質マネジメントシステムの基本的事項を定め、もって熊取事業所及び東海事業所の原子力安全を達成・維持・向上することを目的とする。</p> <p>なお、この保安活動には、関係法令並びに熊取事業所及び東海事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の遵守に関する活動を含む。</p> <p>また、本計画書は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第14条第1項第4号を踏まえ、核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の2の2において求められている保安品質マネジメントシステムに基づく保安活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、保安品質マネジメントシステムの改善を継続して行うことを文書化したものである。</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-39	2-8	<p>熊取事業所では、法に基づき社長が核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質等の取扱い業務に3年以上従事した者から核燃料取扱主任者及びその代行者を選任するとともに、核燃料物質等の取扱いに従事する者、及び施設の運転又は管理に従事する者への保安のために必要な指導・助言等、その職務が適切に遂行できるよう、設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p>一 保安教育の計画、設計想定事象等対処活動訓練の計画及び非常時訓練の計画</p> <p>二 保全計画</p> <p>・ 点検計画</p> <p>・ 定期事業者検査の実施計画</p> <p>・ 設計及び工事の計画</p> <p>・ 特別な保全計画</p> <p>三 (工事)作業計画</p> <p>四 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>(意見等の尊重)</p> <p>第20条 核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた社長、所長又は品質・安全管理室長は、その意見を尊重する。</p> <p>2. 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者が第19条第1項(3)に基づき行った指示に従う。</p> <p>3. 施設の運転又は管理に従事する者は、核燃料取扱主任者より指導・助言を受けた場合は、その指導・助言を十分に尊重する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>保社-2001「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」</p> <p>3. 保安活動を行う組織、職務、責任及び権限</p> <p>3.1 組織</p> <p>3.1.1 組織</p> <p>核燃料物質の加工に関する保安を確保するための組織は、両事業所の保安規定若しくは保安品質保証計画書で定めているが、全体をまとめる次のとおりとなる。</p> <p>熊取事業所</p> <p>2) 核燃料取扱主任者</p> <p>3.2 責任及び権限</p> <p>3.2.2 各組織の責任及び権限</p> <p>所長、各部長及び各グループ長は保安品質保証及び加工事業許可の実務に係る責任及び権限があり、それらを表3（熊取事業所）に示す。</p> <p>表3 熊取事業所の保安システム、保安活動に係る責任及び権限</p> <p>表3-2（熊取）核燃料取扱主任者責任</p> <p>①保安システムの実施による原子力安全管理レベルの継続的向上</p> <p>②所の加工施設の保安（原子力安全）の監督、具申、指導等による原子力安全の向上</p> <p>③使用前事業者検査及び定期事業者検査結果の確認</p> <p>権限</p> <p>a) 社長への意見具申</p> <p>b) 所長、品質・安全管理室長への意見具申</p> <p>c) 関係者への指示、指導・助言</p> <p>d) 各種文書の審査</p> <p>e) 核燃料安全委員会委員の指名</p>

No.	事業許可記載箇所	加工事業変更許可申請書から保安規定に反映すべき内容	保安規定関係条項	関係下部規定等
23-40	V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項	<p>V. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>イ. 総則 (イ) 目的 (ロ) 定義 (ハ) 適用範囲</p> <p>ロ. 保安品質マネジメントシステム (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (ロ) 保安品質マネジメントシステムの文書化 (ハ) 保安品質マニュアル (ニ) 文書の管理 (ホ) 記録の管理</p> <p>ハ. 経営責任者等の責任 (イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ (ロ) 原子力の安全の確保の重視 (ハ) 保安品質方針 (ニ) 保安品質目標 (ホ) 保安品質マネジメントシステムの計画 (ヘ) 責任及び権限 (ト) 保安品質マネジメントシステム管理責任者 (フ) 管理者 (リ) 組織の内部の情報の伝達 (ル) マネジメントレビュー (ロ) マネジメントレビューに用いる情報 (リ) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>ニ. 資源の管理 (イ) 資源の確保 (ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>ホ. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 (ハ) 個別業務等要求事項の審査 (ニ) 組織の外部の者との情報の伝達等 (ホ) 設計・開発計画 (ヘ) 設計・開発に用いる情報 (ト) 設計・開発の結果に係る情報 (フ) 設計・開発レビュー (リ) 設計・開発の検証 (ル) 設計・開発の妥当性確認 (ロ) 設計・開発の変更の管理 (リ) 調達プロセス (リ) 調達物品等要求事項 (ハ) 調達物品等の検証 (ロ) 個別業務の管理 (リ) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (ロ) 識別管理 (リ) トレーサビリティの確保 (リ) 組織の外部の者の物品 (リ) 調達物品の管理 (リ) 監視測定のための設備の管理</p> <p>ヘ. 評価及び改善 (イ) 監視測定、分析、評価及び改善 (ロ) 組織の外部の者の意見 (ロ) 保安内部監査 (ニ) プロセスの監視測定 (ホ) 機器等の検査等 (ヘ) 不適合の管理 (ト) データの分析及び評価 (フ) 継続的な改善 (リ) 是正処置等 (ス) 未然防止処置</p>	<p>青字：本申請事項 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するための事項については、</p> <p>第3条の3 保安品質マネジメントシステムの目的、</p> <p>第3条の4 定義、</p> <p>第3条の5 保安品質マネジメントシステムの適用範囲、</p> <p>第4条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項、</p> <p>第4条の2 保安品質マネジメントシステムの文書化、</p> <p>第4条の3 保安品質マニュアル、</p> <p>第4条の4 文書の管理、</p> <p>第4条の5 記録の管理、</p> <p>第5条 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ、</p> <p>第5条の2 原子力の安全の確保の重視、</p> <p>第6条 保安品質方針、</p> <p>第7条 保安品質目標、</p> <p>第7条の2 保安品質マネジメントシステムの計画、</p> <p>第7条の3 責任及び権限、</p> <p>第7条の4 保安品質マネジメントシステム管理責任者、</p> <p>第7条の5 管理者、</p> <p>第7条の6 組織の内部の情報の伝達、</p> <p>第8条 マネジメントレビュー、</p> <p>第9条 マネジメントレビューに用いる情報、</p> <p>第10条 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置、</p> <p>第10条の2 資源の確保、</p> <p>第10条の3 要員の力量の確保及び教育訓練、</p> <p>第11条 個別業務に必要なプロセスの計画、</p> <p>第11条の2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項、</p> <p>第11条の3 個別業務等要求事項の審査、</p> <p>第11条の4 組織の外部の者との情報の伝達等、</p> <p>第12条 設計・開発計画、</p> <p>第12条の2 設計・開発に用いる情報、</p> <p>第12条の3 設計・開発の結果に係る情報、</p> <p>第12条の4 設計・開発レビュー、</p> <p>第12条の5 設計・開発の検証、</p> <p>第12条の6 設計・開発の妥当性確認、</p> <p>第12条の7 設計・開発の変更の管理、</p> <p>第12条の8 調達プロセス、</p> <p>第12条の9 調達物品等要求事項、</p> <p>第12条の10 調達物品等の検証、</p> <p>第12条の11 個別業務の管理、</p> <p>第12条の12 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認、</p> <p>第12条の13 識別管理、</p> <p>第12条の14 トレーサビリティの確保、</p> <p>第12条の15 組織の外部の者の物品、</p> <p>第12条の16 調達物品の管理、</p> <p>第12条の17 監視測定のための設備の管理、</p> <p>第12条の18 監視測定、分析、評価及び改善、</p> <p>第12条の19 組織の外部の者の意見、</p> <p>第13条 保安内部監査、</p> <p>第13条の2 プロセスの監視測定、</p> <p>第13条の3 機器等の検査等、</p> <p>第14条 不適合の管理、</p> <p>第14条の2 データの分析及び評価、</p> <p>第14条の3 継続的な改善、</p> <p>第15条 是正処置等、</p> <p>第15条の2 未然防止処置、</p> <p>に規定する。</p>	<p>青字：本申請を受けて改訂する箇所 アンダーライン：事業許可該当箇所</p> <p>保社-1001「保安品質保証計画書」</p> <p>1.目的 2.保安品質マネジメントシステムの適用範囲 2.1 適用組織 2.2 適用規則及び参照規格 3.定義</p> <p>4.保安品質マネジメントシステム 4.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 4.2 保安品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 4.2.2 保安品質マニュアル 4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理</p> <p>5.経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 5.2 原子力の安全の確保の重視 5.3 保安品質方針 5.4 施設管理方針 5.5 計画 5.5.1 保安品質目標 5.5.2 施設管理目標 5.5.3 保安品質マネジメントシステムの計画 5.6 責任、権限及びコミュニケーション 5.6.1 責任及び権限 5.6.2 保安品質マネジメントシステム管理責任者 5.6.3 管理者 5.6.4 組織の内部の情報の伝達 5.7 マネジメントレビュー 5.7.1 一般 5.7.2 マネジメントレビューに用いる情報 5.7.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>6.資源の管理 6.1 資源の確保 6.2 要員の力量の確保及び教育訓練 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境</p> <p>7.個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 7.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 7.2.1 個別業務等要求事項の明確化 7.2.2 個別業務等要求事項の審査 7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 7.3 設計・開発管理 7.3.1 設計・開発計画 7.3.2 設計・開発に用いる情報 7.3.3 設計・開発の結果に係る情報 7.3.4 設計・開発レビュー 7.3.5 設計・開発の検証 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 7.3.7 設計・開発の変更の管理 7.4 調達管理 7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達物品等要求事項 7.4.3 調達物品等の検証 7.5 個別業務及び物品等の管理 7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保 7.5.4 組織の外部の者の物品 7.5.5 調達物品の管理 7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>8.評価及び改善 8.1 監視測定、分析、評価及び改善 8.2 監視及び測定 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 保安内部監査 8.2.3 プロセスの監視測定 8.2.4 機器等の検査等 8.3 不適合の管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 8.5.4 根本原因分析</p>